

日 高 町  
一般廃棄物処理基本計画

令和5年2月

日 高 町



# 目次

---

## 第1章 基本的事項

第1節 計画策定の趣旨	1-1
第2節 計画の期間	1-3
第3節 計画の範囲	1-3

## 第2章 地域概況

第1節 自然特性	2-1
第2節 社会的状況	2-3
第3節 上位計画	2-9

## 第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状	3-1
第2節 基本理方針	3-21
第3節 ごみ排出量等の見込み	3-24
第4節 目標値の設定	3-26
第5節 ごみ排出抑制のための方策	3-30
第6節 ごみの適正処理計画	3-37
第7節 計画の推進	3-41

## 第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状	4-1
第2節 生活排水処理の目標	4-8
第3節 生活排水の処理計画	4-9
第4節 し尿・汚泥の処理計画	4-13
第5節 計画の推進	4-17



# 第1章 基本的事項

---

## 第1節 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の背景・目的

産業革命以降、人の活動の多様化に伴い、天然資源の枯渇や地球温暖化など、人類の生存基盤に深く関わる地球規模での環境問題が生じています。こうした状況の中で、平成27年9月に国連サミットにおいて、SDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」が、また、平成27年12月に第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択されました。

国においては、平成30年4月「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。その中で地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組みを推進しています。また、平成30年6月には、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、持続可能な社会づくりと総合的な取組みに関する将来像が定められています。

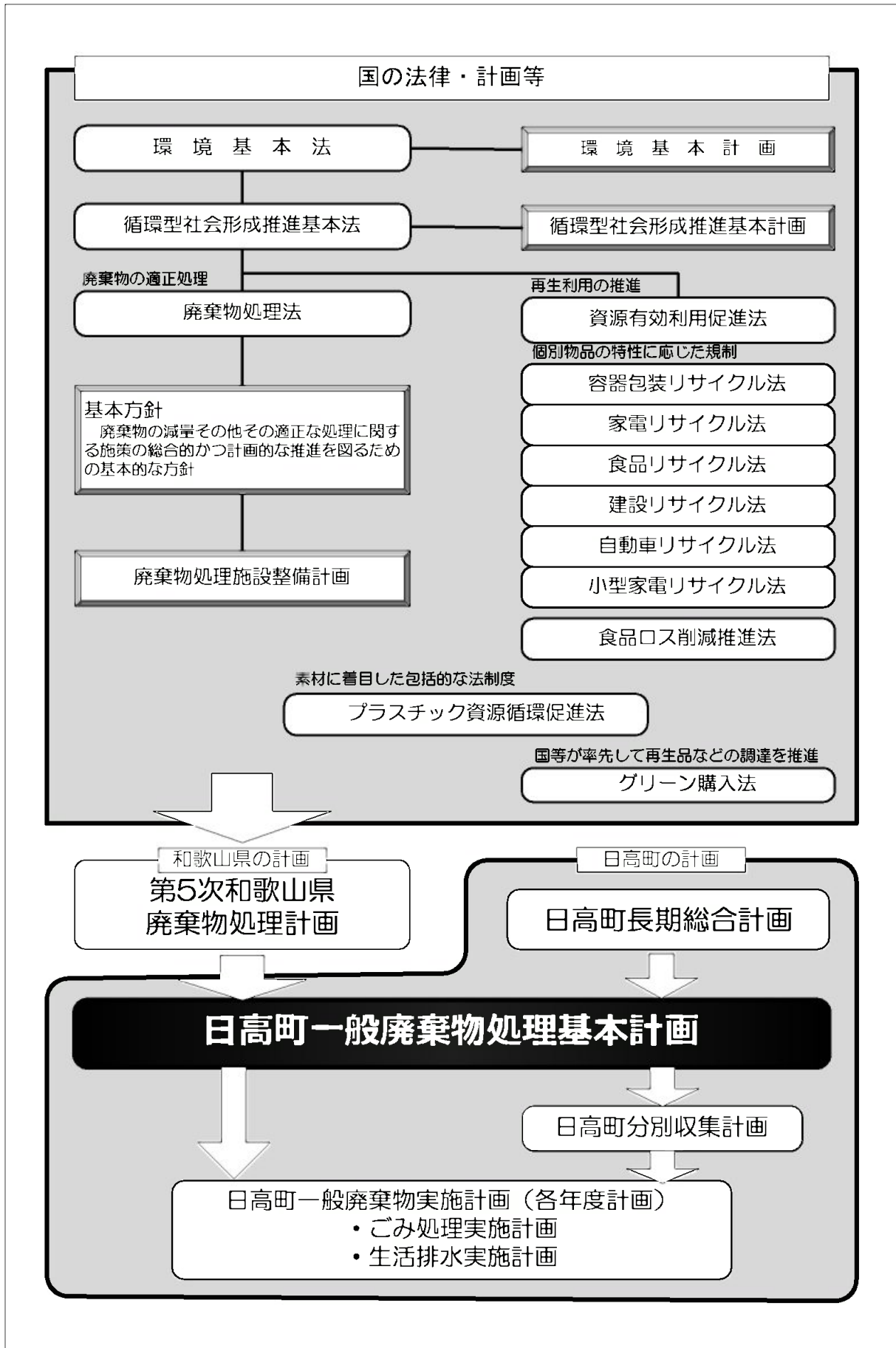
日高町（以下「本町」という。）では、平成29年3月に「一般廃棄物処理基本計画」（以下「前基本計画」という。）を策定しました。前基本計画では、令和12年度を目標年度としました。前基本計画では、循環型社会の推進に向け、住民・事業者・行政が一体となって3Rの取組みを推進するために、「発生抑制の推進」、「排出抑制・再資源化の推進」、「環境に負荷の少ない環境型処理の推進」を基本方針に各種施策に取り組んできました。

前基本計画策定から5年が経過し、本町の一般廃棄物の処理を取り巻く諸情勢が変化していることから、本町では前述した国内外の情勢を踏まえた上で、前基本計画の見直しを行うものとします。

### 2 計画の位置づけ

「日高町一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村において策定が義務づけられている長期計画で、国の法律・計画、県の計画及び本町の総合計画と整合したものです。

▼図表 1-1 本計画の位置づけ

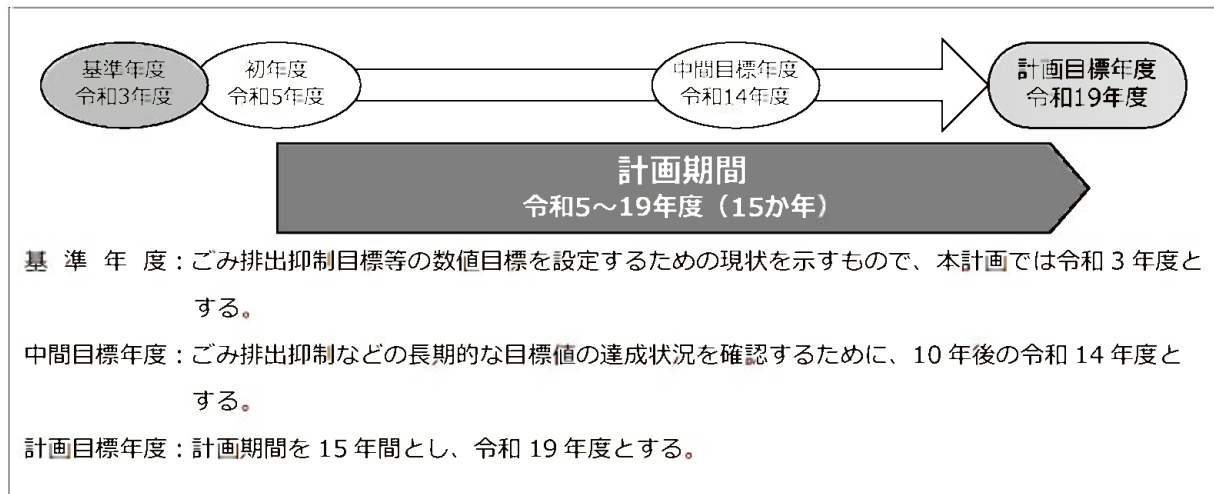


## 第2節 計画の期間

本計画は、令和5年度を初年度とし、令和14年度を中間目標年度、令和19年度を目標年度とする15か年計画とします。

環境問題や社会情勢の変化などにより、見直しの必要が生じた場合は、柔軟に対応するものとします。

▼図表 1-2 計画期間

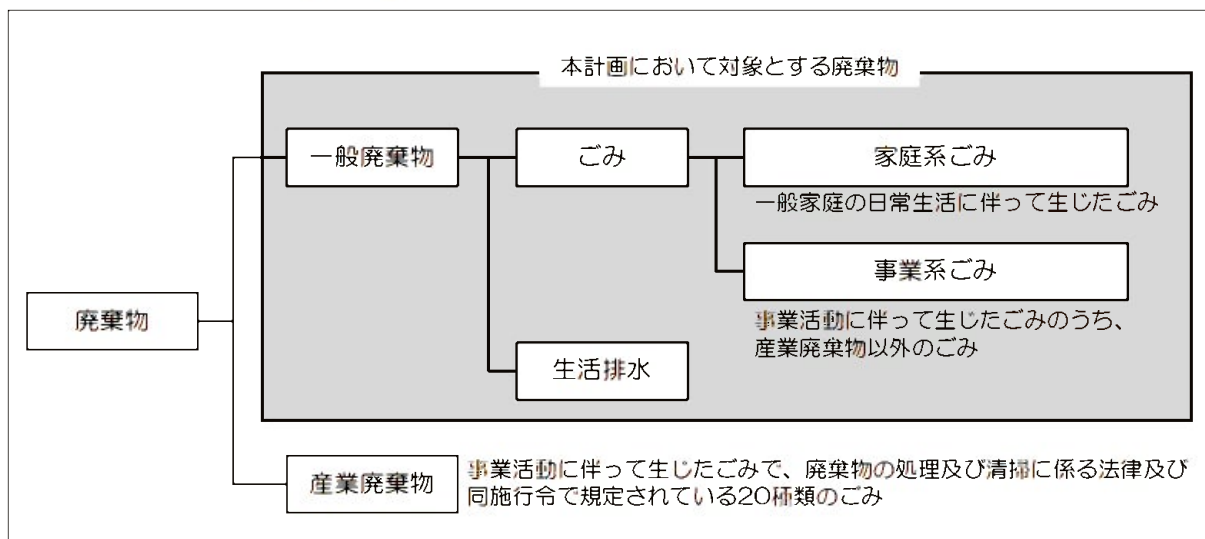


## 第3節 計画の範囲

本計画の範囲は、行政区全域とし、対象廃棄物は、図表1-3に示すとおり一般廃棄物（ごみ・生活排水）とします。

なお、ごみのうち、本町による処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いは図表1-4に示すとおりとします。

▼図表 1-3 計画対象廃棄物



◆図表 1-4 本計画の処理対象外とするごみとその扱い

区 分	処理・処分先
家電リサイクル法対象廃棄物	以下に示す品目については、販売店引き取りか、指定引取場所へ直接搬入とする。 エアコン、ブラウン管式テレビ、薄型テレビ（液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機 など
パソコン	資源有効利用促進法に基づき製造事業者による引き取り・資源化を行う。
処理できないごみ	以下に示す品目については、販売業者や専門の処理業者などの引き取りとする。 プロパンガスボンベ、消火器、廃タイヤ、農業用ビニール、バッテリー、農薬・殺虫剤・漂白剤等の液体・ピクリンの缶、焼却灰・土砂、瓦、コンクリートガラ、有害危険ごみ、産業廃棄物、感染性医療廃棄物、ダイオキシン発生に関するごみ など

処理できないごみについては、製造・販売事業者による回収・引き取りを推進するとともに、各種リサイクル法等による適正処理を行います。また、御坊広域行政事務組合（以下「組合」という。）の処理施設（御坊広域清掃センター（以下「清掃センター」という。））で処理のできないごみについては、専門の処理事業者等により適正処理を行います。



## 第2章 地域概況

### 第1節 自然特性

#### 1 地勢

本町は、紀伊半島西部海岸沿いのほぼ中間点に位置し、北は由良町、東は広川町及び日高川町、南は御坊市及び美浜町と接しているほか、西は紀伊水道に面しています。

東西約11.3km、南北約11.5km、総面積約46km<sup>2</sup>の町で、日ノ御崎から由良湾に至る海岸部と、西川の上・中流、支流志賀川の流域及び日高平野からなる平野部、紀伊山地の西縁部にあたる山地部で構成されています。

▼図表 2-1 本町の位置

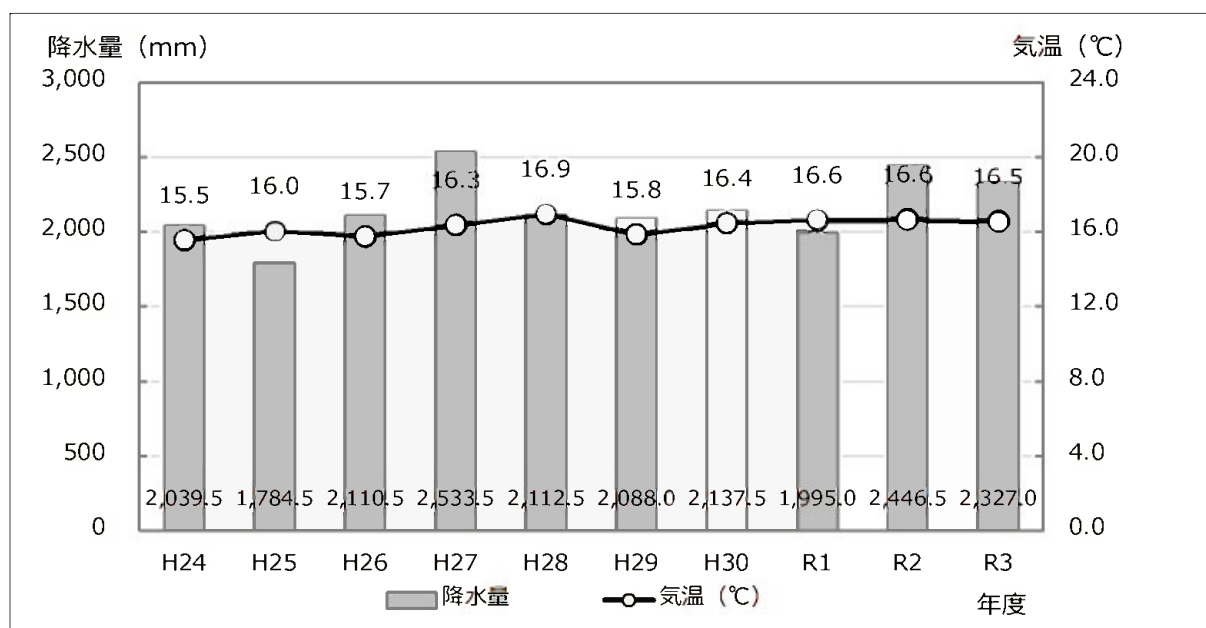


## 2 気象

本町の気候は、和歌山県紀南地方の南海気候区にあたります。南海気候区は、1年を通じて温暖な気候であり、年間の降水量は梅雨や台風の季節に雨が多く10年平均2,157mm（平成24～令和3年）となっています。気候の特徴は、6月～10月にかけて高温多湿であり、1月～3月にかけては低温で乾燥しています。令和3年度の年平均気温は16.5℃、最高値が34.7℃、最低値が-2.1℃となっており、降水量は年間2,327mmと温暖な気候に恵まれています。

▼図表 2-2 気象

年度	気温（℃）			降水量 （mm）
	年平均	最高値	最低値	
平成 24	15.5	36.2	-3.1	2,039.5
平成 25	16.0	38.3	-3.0	1,784.5
平成 26	15.7	37.5	-2.8	2,110.5
平成 27	16.3	35.4	-2.1	2,533.5
平成 28	16.9	36.0	-3.4	2,112.5
平成 29	15.8	35.3	-2.9	2,088.0
平成 30	16.4	36.1	-4.3	2,137.5
令和元	16.6	35.1	-1.4	1,995.0
令和 2	16.6	38.4	-2.3	2,446.5
令和 3	16.5	34.7	-2.1	2,327.0



資料：和歌山地方気象台 川辺観測所

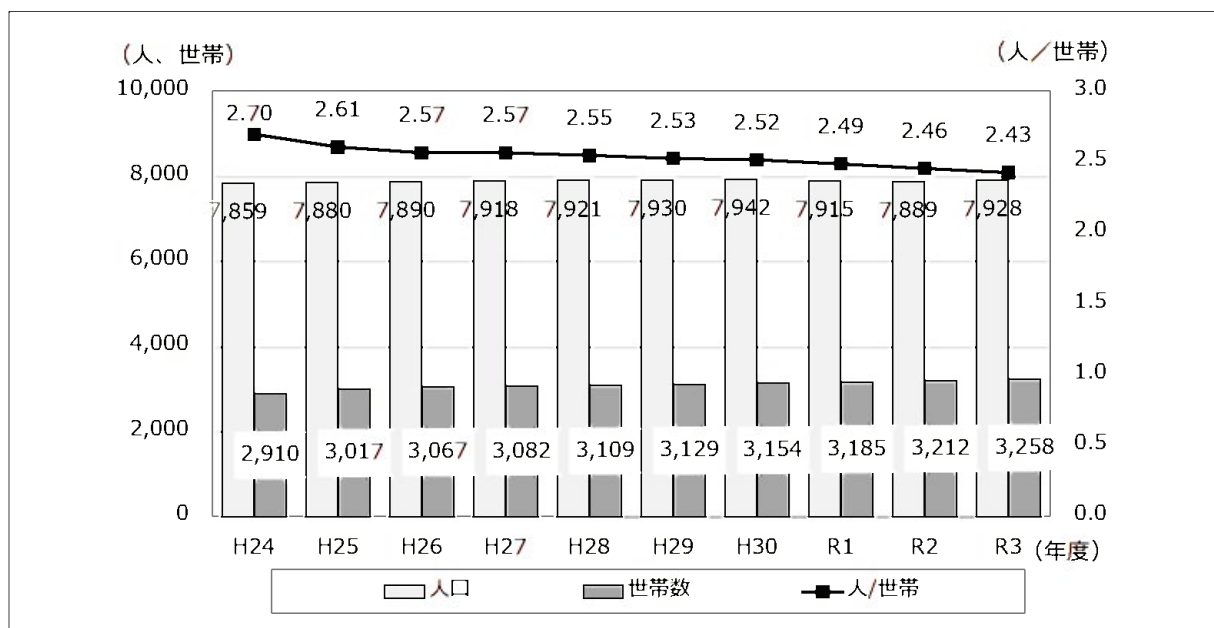
## 第2節 社会的状況

### 1 人口・世帯数の推移

令和3年3月末の住民基本台帳の総人口は、7,928人、世帯数は、3,258世帯で、総人口で平成24年から令和元年まで年々増加しています。令和2年からは総人口は、減少傾向になっています。核家族の増加により、令和3年の1世帯当たりの人口数は2.43人/世帯で年々減少となっています。

▼図表 2-3 人口・世帯数の推移

年度	総人口（人）	世帯数（世帯）	一世帯当たりの人口（人）
平成 24	7,859	2,910	2.70
平成 25	7,880	3,017	2.61
平成 26	7,890	3,067	2.57
平成 27	7,918	3,082	2.57
平成 28	7,921	3,109	2.55
平成 29	7,930	3,129	2.53
平成 30	7,942	3,154	2.52
令和元	7,915	3,185	2.49
令和 2	7,889	3,212	2.46
令和 3	7,928	3,258	2.43



資料：「住民基本台帳」各年3月末日 町HP

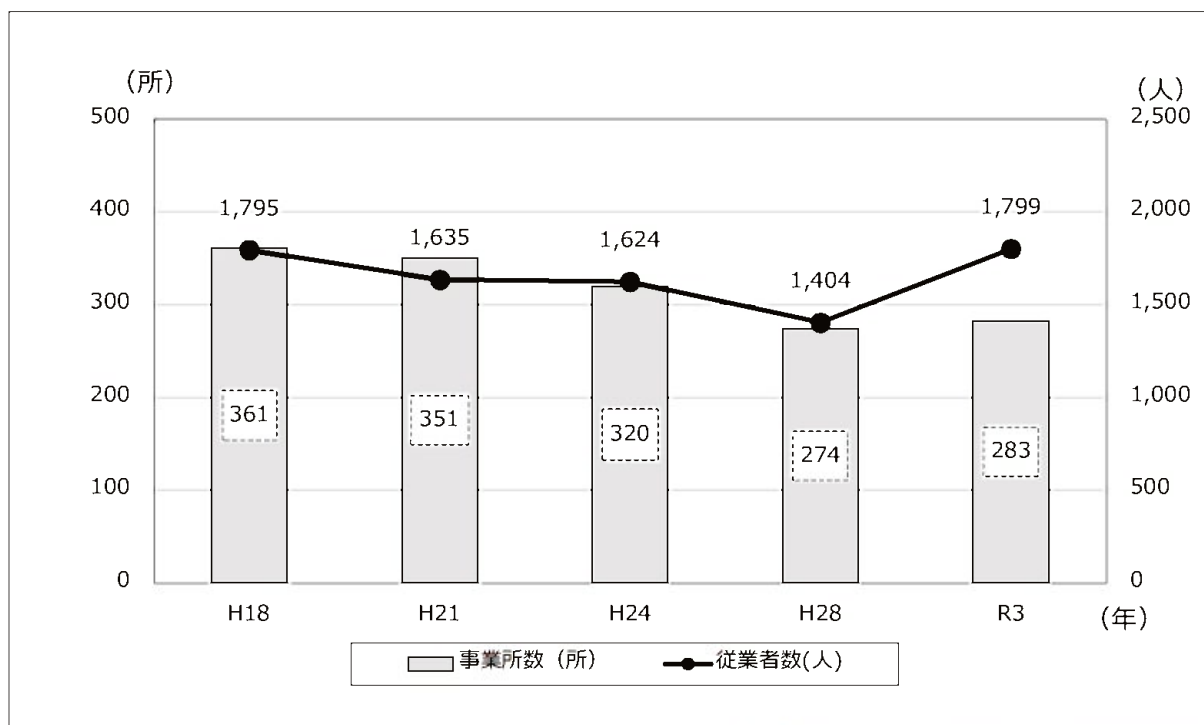
## 2 産業の動向

### 2-1 事業所数

本町における事業所数（公務を除く）は、調査対象年次の平成 18 年 361 事業所から減少していましたが、令和 3 年 283 事業所は少し増加傾向に転じており、従業員数は平成 28 年に比べ令和 3 年には 1,799 人まで増加しています。

▼図表 2-4 事業所・従業員数の推移

年	事業所数 (所)	従業員数 (人)
平成 18	361	1,795
平成 21	351	1,635
平成 24	320	1,624
平成 28	274	1,404
令和 3	283	1,799



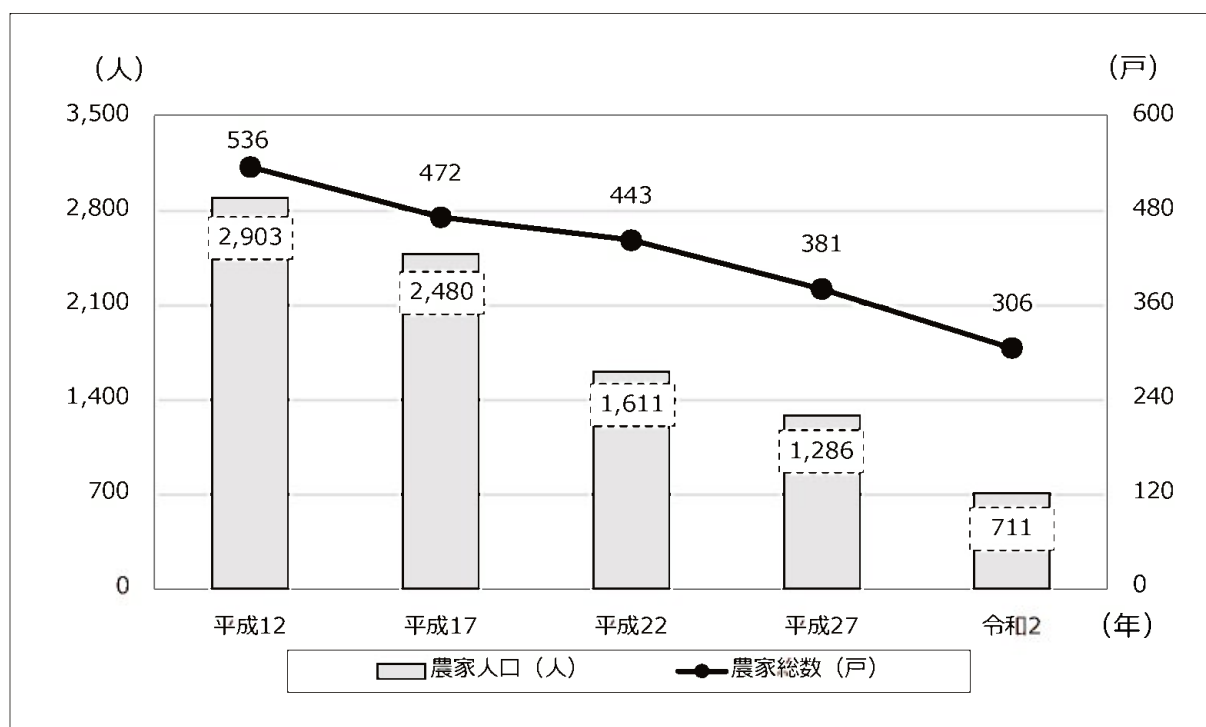
資料：総務省統計局「経済センサス活動調査」

## 2-2 農業

令和2年農林業センサスによると農家総数は306戸で5年前のセンサスと比べると75戸(19.7%)減少しています。農業人口は711人で平成27年センサスから575人(44.7%)と大幅に減少しています。

▼図表 2-5 農業人口の推移

年	農家人口 (人)	専兼別農家数			
		農家総数 (戸)	専業農家 (戸)	第1種兼業農家 (戸)	第2種兼業農家 (戸)
平成12	2,903	536	117	98	321
平成17	2,480	472	133	83	256
平成22	1,611	443	165	55	223
平成27	1,286	381	147	30	204
令和2	711	306	46	40	220



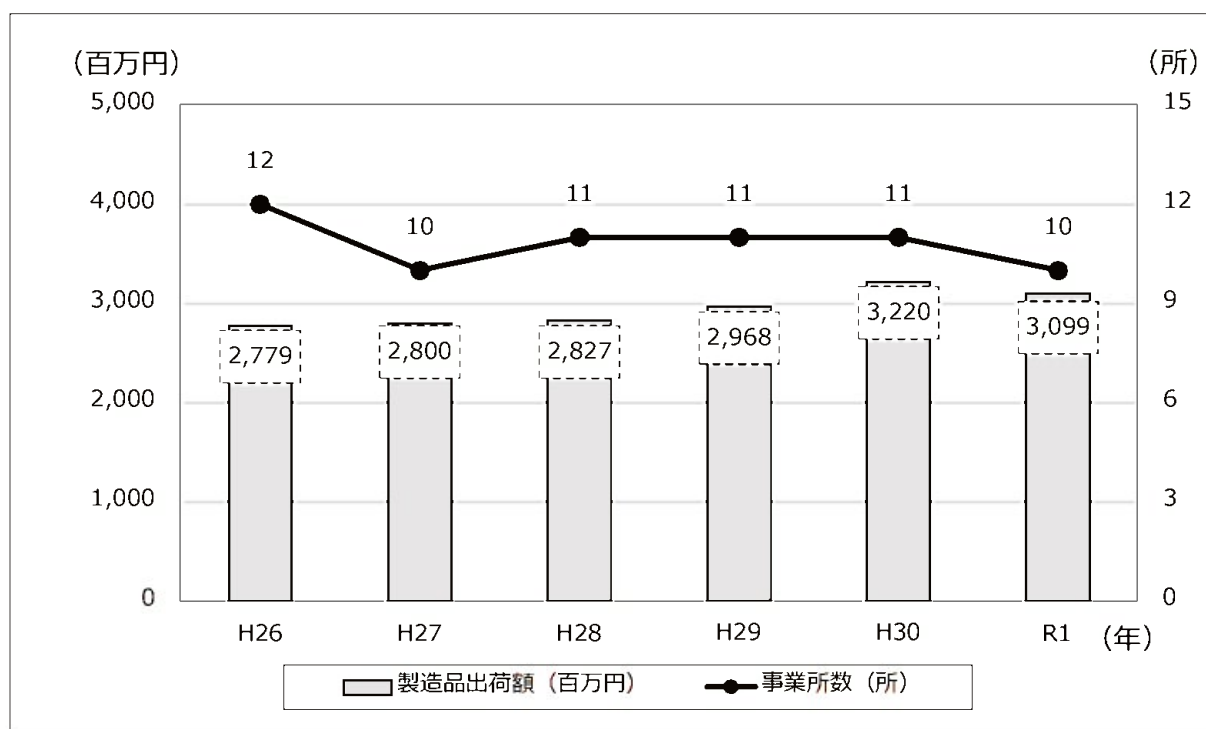
資料：農林水産省「農林業センサス」

## 2-3 製造業

令和元年経済センサス活動調査によると、事業所（工場）数は10事業所、従業員数は140人、製造品出荷額等は3,099百万円となっています。事業所数及び従業員数は、近年横ばいで推移しています。

▼図表 2-6 製造業（工業事業所数等）の推移

年	事業所数 (所)	従業員数 (人)	製造品出荷額 (百万円)
平成 26	12	156	2,779
平成 27	10	144	2,800
平成 28	11	157	2,827
平成 29	11	142	2,968
平成 30	11	149	3,220
令和元	10	140	3,099



資料：経済産業省「工業統計調査」「経済センサス活動調査」

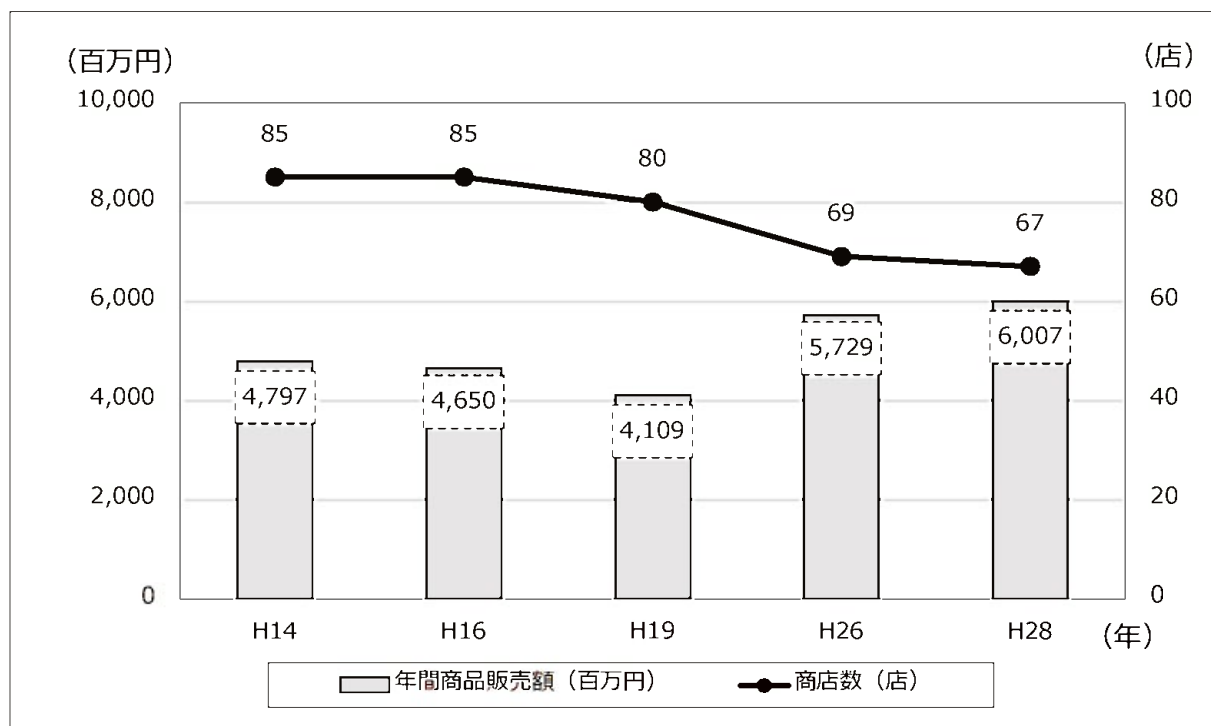
## 2-4 商業

平成 28 年経済センサス活動調査によると、商店数は 67 店、従業員数は 290 人、年間商品販売額 6,007 百万円となっています。

平成 26 年商業統計調査と比べて商店数は 2.9%減、従業員数は 8.8%減、年間商品販売額は 4.9%減となっています。

▼図表 2-7 商業（商店数等）の推移

年	商店数 (店)	従業員数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
平成 14	85	319	4,797
平成 16	85	349	4,650
平成 19	80	316	4,109
平成 26	69	318	5,729
平成 28	67	290	6,007



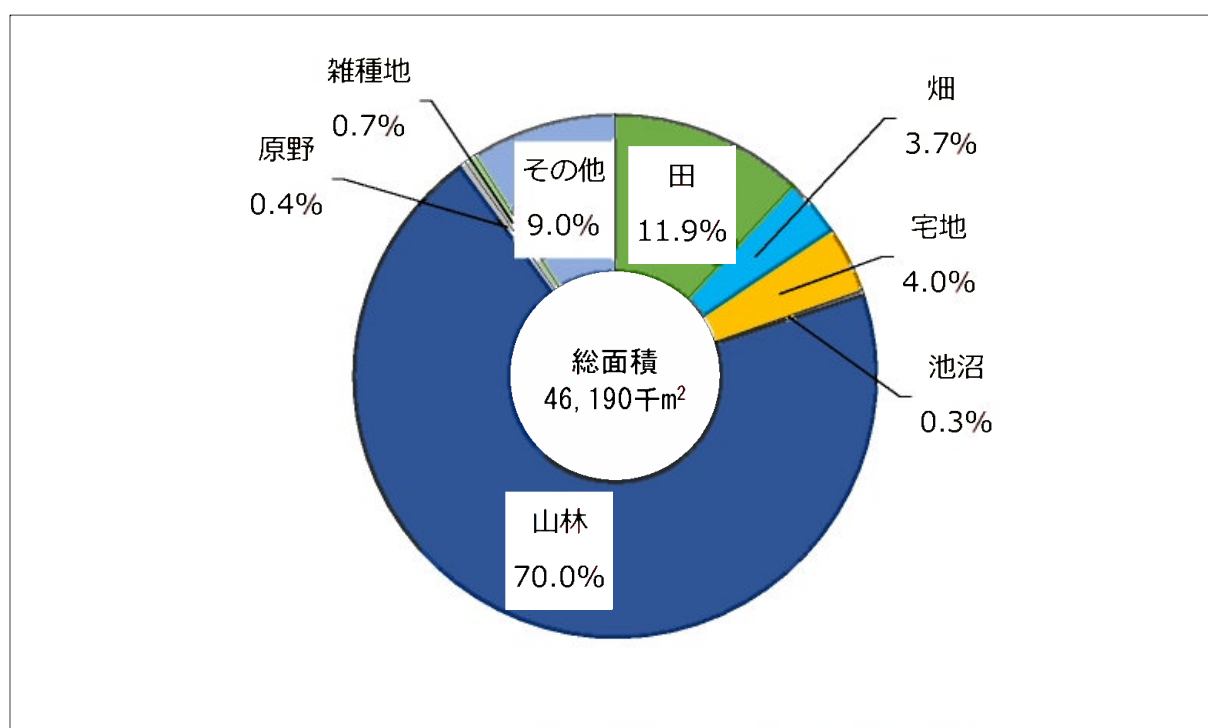
資料：経済産業省「商業統計調査」「経済センサス活動調査」

### 3 土地利用状況

本町の地目別面積は、山林の割合が最も多く70.0%で町の大部分を占めています。次いで田畑が15.6%となっています。

▼図表 2-8 土地利用状況

区分	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
面積 (千m)	46,190	5,498	1,731	1,857	122	32,311	168	346	4,157
構成比(%)	100%	11.9%	3.7%	4.0%	0.3%	70.0%	0.4%	0.7%	9.0%



資料：令和2年度 和歌山県統計年鑑（平成31年1月1日）



# 第3節 上位計画

## 1 国の計画

### 1-1 循環型社会形成推進基本計画

我が国においては、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しており、その概要は以下に示すとおりです。

▼図表 2-9 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

第四次循環型社会形成推進基本計画の概要																															
<p>持続可能な社会づくりとの統合的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界</li> <li>✓ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上</li> </ul>																															
将来像	<p>地域循環共生圏形成による地域活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域の資源生産性向上</li> <li>✓ 生物多様性の確保</li> <li>✓ 低炭素化</li> <li>✓ 地域の活性化</li> <li>✓ 災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり</li> </ul>	<p>ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」</li> </ul>	<p>適正処理の推進と環境再生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備）</li> <li>✓ 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等）</li> <li>✓ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生</li> </ul>	<p>災害廃棄物処理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強化）</li> </ul>	<p>適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界</li> </ul>																										
	<p>循環分野における基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成</li> <li>✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会</li> </ul>																														
	目標値	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2000年度</th> <th>2015年度</th> <th colspan="2">2025年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源生産性（万円/トン）</td> <td>24</td> <td>38</td> <td colspan="2">49（+102%）</td> </tr> <tr> <td>入口側の循環利用率（%）</td> <td>10</td> <td>16</td> <td colspan="2">18（+8ポイント）</td> </tr> <tr> <td>出口側の循環利用率（%）</td> <td>36</td> <td>44</td> <td colspan="2">47（+11ポイント）</td> </tr> <tr> <td>最終処分量（百万トン）</td> <td>57</td> <td>14</td> <td colspan="2">13（▲77%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（ ）内は2000年度比</p>						2000年度	2015年度	2025年度目標		資源生産性（万円/トン）	24	38	49（+102%）		入口側の循環利用率（%）	10	16	18（+8ポイント）		出口側の循環利用率（%）	36	44	47（+11ポイント）		最終処分量（百万トン）	57	14	13（▲77%）	
			2000年度	2015年度	2025年度目標																										
資源生産性（万円/トン）		24	38	49（+102%）																											
入口側の循環利用率（%）		10	16	18（+8ポイント）																											
出口側の循環利用率（%）	36	44	47（+11ポイント）																												
最終処分量（百万トン）	57	14	13（▲77%）																												
<p>持続可能な社会づくりとの統合的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域循環共生圏の形成</li> <li>○ シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価</li> <li>○ 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動</li> <li>○ 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制</li> <li>○ 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用</li> <li>○ 廃棄物エネルギーの徹底活用</li> <li>○ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策</li> <li>○ 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進</li> <li>○ 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開</li> </ul>																															
国の取組	<p>地域循環共生圏形成による地域活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域循環共生圏の形成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題の掘り起こし</li> <li>・実現可能性調査への支援</li> </ul> </li> <li>○ コンパクトで強靱なまちづくり</li> <li>○ バイオマスの地域内での利活用</li> </ul>	<p>ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開発設計段階での省資源化等の普及促進</li> <li>○ シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価</li> <li>○ 素材別の取組等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック戦略</li> <li>・バイオマス</li> <li>・金属（都市鉱山の活用）</li> <li>・土石・建設材料</li> <li>・太陽光発電設備</li> <li>・おむつリサイクル</li> </ul> </li> </ul>	<p>適正処理の推進と環境再生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適正処理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定的・効率的な処理体制</li> <li>・地域での新たな価値創出に資する処理施設</li> <li>・環境産業全体の健全化・振興</li> </ul> </li> <li>○ 環境再生                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策</li> <li>・空き家・空き店舗対策</li> </ul> </li> <li>○ 東日本大震災からの環境再生</li> </ul>	<p>災害廃棄物処理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治体                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理計画</li> <li>・国民へ情報発信、コミュニケーション</li> </ul> </li> <li>○ 地域                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ブロック協議会</li> <li>・共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催</li> </ul> </li> <li>○ 全国                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・D-Waste-Netの体制強化</li> <li>・災害時に拠点となる廃棄物処理施設</li> <li>・IT等最新技術の活用</li> </ul> </li> </ul>	<p>適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際資源循環                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かして適下にリサイクル</li> <li>・アジア・太平洋3 R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進</li> </ul> </li> <li>○ 海外展開                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開</li> <li>・災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援</li> </ul> </li> </ul>																										
	<p>循環分野における基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電子manifestoを含む情報の活用</li> <li>○ 技術開発等（廃棄物分野のIT活用）</li> <li>○ 人材育成、普及啓発等（Re-Styleキャンペーン）</li> </ul>																														

## 1-2 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、平成30年6月に廃棄物処理法に基づき、平成30年度から令和4年度までの廃棄物処理施設整備計画が策定されています。

当該計画は、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策の推進、廃棄物系バイオマスの利活用の推進、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進することを特徴としています。従来から取り組んできた3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保について強調しています。

### ▼図表 2-10 一般廃棄物に係る目標及び指標

#### 【基本的理念】

- ◇基本原則に基づいた3Rの推進
- ◇気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保
- ◇地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

#### 【一般廃棄物に係る目標及び指標】

- ◇排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施
  - ・ごみのリサイクル率：21% → 27%
  - ・最終処分場の残余年数：平成29年度の水準（20年分）を維持
- ◇焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保
  - ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：19% → 21%
- ◇し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全
  - ・浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率：53% → 70%

## 2 和歌山県の計画

### 2-1 和歌山県長期総合計画

和歌山県長期総合計画は、人口減少への対策や災害対応や国土形成の在り方、産業政策や観光戦略の見直し、情報通信技術等の急速な発展など時代の潮流に取り残されることなく、状況の変化に適切かつ迅速に対応するため、策定したものです。

#### ▼図表 2-11 総合計画の概要

【計画期間】平成 29 年度～令和 8 年度

【将来像】

「世界とつながる 愛着ある元気な和歌山」～県民みんなが楽しく暮らすために～

【将来人口】89.4 万人（令和 8 年）

【5 つの将来像】

- 将来像 1 未来を拓くひとを育む和歌山
- 将来像 2 たくましい産業を創造する和歌山
- 将来像 3 安全・安心で、尊い命を守る和歌山
- 将来像 4 暮らしやすさを高める和歌山
- 将来像 5 魅力ある地域を創造する和歌山

### 2-2 第 5 次和歌山県環境基本計画

第 5 次和歌山県環境基本計画は、「将来にわたり笑顔と活気と魅力にあふれる和歌山」を将来像とし、2050 年カーボンニュートラルを目指す「気候変動対策の推進」のほか、「自然共生社会の推進」「循環型社会の推進」「安全・安心で快適な生活環境の保全」の取組を一体的に進めることとして策定したものです。

### 2-3 第 5 次和歌山県廃棄物処理計画

第 5 次和歌山県廃棄物処理計画は、循環型社会の実現に向け廃棄物の減量、リサイクル及び適正処理を進めるとともに、海洋プラスチックごみや食品ロスといった新たな課題を積極的に取組むこととして策定したものです。

#### ▼図表 2-12 廃棄物処理計画の概要

【計画期間】令和 3 年度～令和 7 年度

【基本的な方針】循環型社会の推進

～ 廃棄物の発生を抑えつつ、できる限り循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）を行い、環境負荷の少ない徹底した資源循環の促進 ～

【一般廃棄物（ごみ）に係る数値目標】

- ・ 排出量 ・ ・ 302 千 t
- ・ 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 ・ ・ 504g/人/日
- ・ 最終処分量 ・ ・ 34 千 t

### 3 町の関連計画

本町では、上位計画として総合計画の策定を行っており、計画の概要は以下に示す通りです。

▼図表 2-13 総合計画の概要

第6次日高町長期総合計画
【計画期間】 令和3年度～令和12年度 【将来ビジョン】 笑顔で健康に暮らせるまち 海と緑に包まれた快適空間・ひだか 【政策目標】 1 安全・安心・快適に暮らせる日高 2 子育てしやすく健康で長生きできる日高 3 人と文化がかがやく日高 4 豊かで活力に満ちた日高 5 未来への基盤が整った日高 6 力をあわせてつくる日高

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の現状

#### 1 ごみ処理の沿革

本町では以下に示すとおり、ごみの収集方法や有料化についての変更を行い、現在に至っています。

▼図表 3-1 ごみ処理方法の変更や有料化の経緯

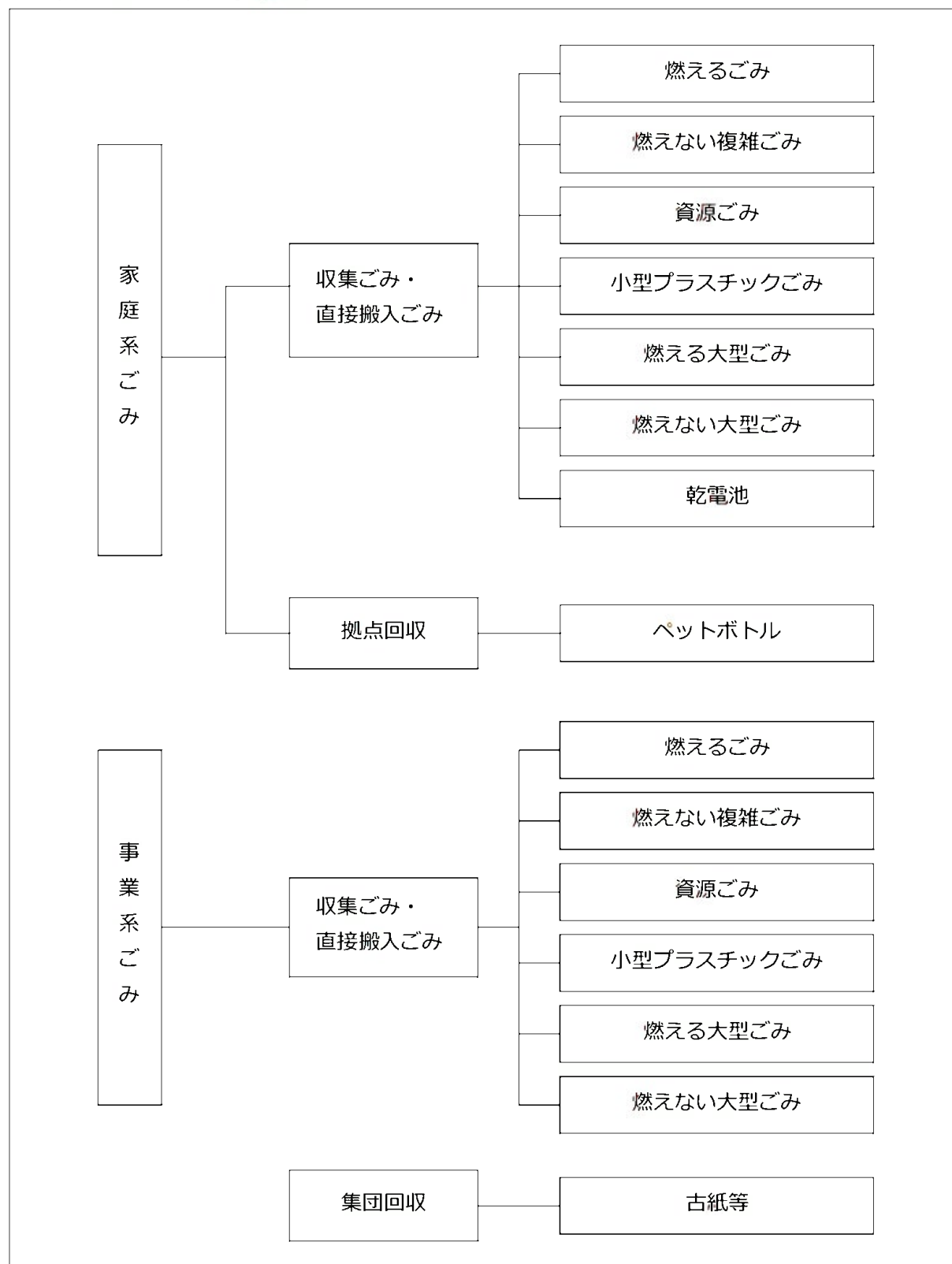
年 月	内 容
昭和 60年 11月	廃乾電池回収箱を町内に設置。町役場内に使用済廃乾電池回収庫を設置
平成 4年 4月	生ごみ処理容器設置に対する補助を開始
平成 8年 6月	指定袋・ステッカー制を導入（大型ごみはステッカー制）
平成 10年 4月	リサイクルを組み込んだ5種分別実施
平成 12年 4月	容器包装リサイクル法の完全実施に伴い、ペットボトルの拠点回収を開始 資源の有効利用及び再利用化に取り組む。
平成 13年 4月	家電リサイクル法が始まり、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機が対象品目に指定
平成 15年 10月	家庭のパソコンを再資源化するためのパソコンリサイクルが開始
平成 16年 4月	家電リサイクル法の指定品目に冷蔵庫が追加
平成 17年 4月	清掃センターに廃プラスチック処理施設が整備され、6種分別実施（小型プラスチックごみを追加）
平成 21年 4月	家電リサイクル法の指定品目に医療乾燥機が追加
平成 25年 4月	小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）が開始

## 2 ごみの発生量の実績及び性状

### 2-1 ごみの分別区分

本町の現状における家庭系ごみ及び事業系ごみの分別区分は、以下のとおりです。

▼図表 3-2 ごみの分別区分



▼図表 3-3 ごみの種類と主な品目

分別区分		主な品目
可燃物	燃えるごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●台所からでるごみ（生ごみ、トレイ類、ソース、玉子ケース、豆腐パック等）</li> <li>●衣類（ボロ布・古着等）</li> <li>●新聞・雑誌・ダンボール類（新聞、本等、ダンボール、牛乳パック等）</li> <li>●はきもの類（靴・スリッパ・長靴《安全靴は除く》）</li> <li>●その他（紙おむつ、使い捨てカイロ、生花、ぬいぐるみ等）</li> </ul>
	燃えない 複雑ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●金属が混在するプラスチック製品（テープ（カセットテープ・ビデオテープ）、使い捨てライター、フロッピーディスク、傘等）</li> <li>●われたガラス等（セトモノ類（茶わん・皿）、ガラス製食器、植木鉢 等）</li> <li>●その他（カミソリ、蛍光灯、釣り竿・釣り糸・釣り針、針金ハンガー、ノコギリ・かま等、包丁、シェーバー、カセットコンロ、携帯電話、ゲーム機《ソフト》、デジタルカメラ《カメラ》、おもちゃ《金属を含む》、時計等）</li> <li>●ビニール類（ビニールホース・ビニールプール・浮き輪・ビニールパイプ等）</li> </ul>
不燃物	資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空カン類（スプレー缶・カセットボンベ等）</li> <li>●空ビン類（一升ビン・ビールビン等）</li> <li>●その他（菓子等のカン類、やかん等の金属類等）</li> </ul>
	小型プラスチックごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文具・玩具類（ボールペン・定規・筆箱・下敷き、プリンター、じょうろ等）</li> <li>●ボトル類（洗剤、シャンプー・リンス等）</li> <li>●日用品（プラスチック製食器等）</li> <li>●ふた（チューブのふたやシャンプー・洗剤のキャップ、ペットボトルのふた、入浴剤のふた、インスタントコーヒーのふた等）</li> <li>●その他（ポリ容器・発泡スチロール、プラスチック製植木鉢、畦なみ、洗面器等）</li> </ul>
粗大ごみ	燃える 大型ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●木製家具類（タンス、イス、ふすま・障子等）</li> <li>●じゅうたん類（ふとん・毛布、じゅうたん、マットレス《スプリング付きマットレスは除く》、タタミ等）</li> <li>●乾燥した廃材類（木材、丸木、植木の枝・木切れ等）</li> </ul>
	燃えない 大型ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スチール製品類（ロッカー、デスク・イス等）</li> <li>●電化製品類（電気製品類（掃除機・扇風機・電気ポット等））</li> <li>●その他（自転車、石油ストーブ、ガステーブル、大型プラスチック容器、コンテナ類、トタン、一斗缶、物干しざお・鉄パイプ等）</li> </ul>
ペットボトル		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆拠点回収《PETのみ》</li> </ul> <p style="text-align: center;">【回収箱設置場所】 Aコープひだか店</p> 
収集しないごみ	清掃センターへ 直接持ち込める ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生木</li> <li>●ワイヤー</li> <li>●大型ダンボール</li> <li>●原付《原付スクーター型限定（50cc以下）》</li> <li>●ドラム缶</li> <li>●スプリング付マットレス</li> <li>●その他（消毒用噴射器、電気温水器、大型ミシン、ワイヤーチェーン、針金、太陽熱温水器、金網、電源コード、ボイラー等）</li> </ul>
	清掃センターへ 直接持ち込めない ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消火器</li> <li>●プロパンガス・ボンベ</li> <li>●廃タイヤ</li> <li>●その他（農家用ビニール、農薬・殺虫剤・漂白剤等の液体・ピクリンの缶、バッテリー、瓦、コンクリートガラ・石こうボード、焼却灰・土砂、有害危険ごみ産業（乾電池類《ボタン型水銀を含む》）、産業廃棄物（建設廃材・パチンコ台等）、感染性医療廃棄物（メス・注射針等）、ダイオキシン発生に関わる事業系ごみ等）</li> </ul>
リサイクル	家電リサイクル 法対象品目	★テレビ《ブラウン管・液晶・プラズマ》、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
	パソコン	★ディスプレイ・デスクトップ本体、ノートパソコン
乾電池		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆拠点回収</li> </ul> <p style="text-align: center;">【回収箱設置場所】 電気店等</p>

## 2-2 ごみの排出量

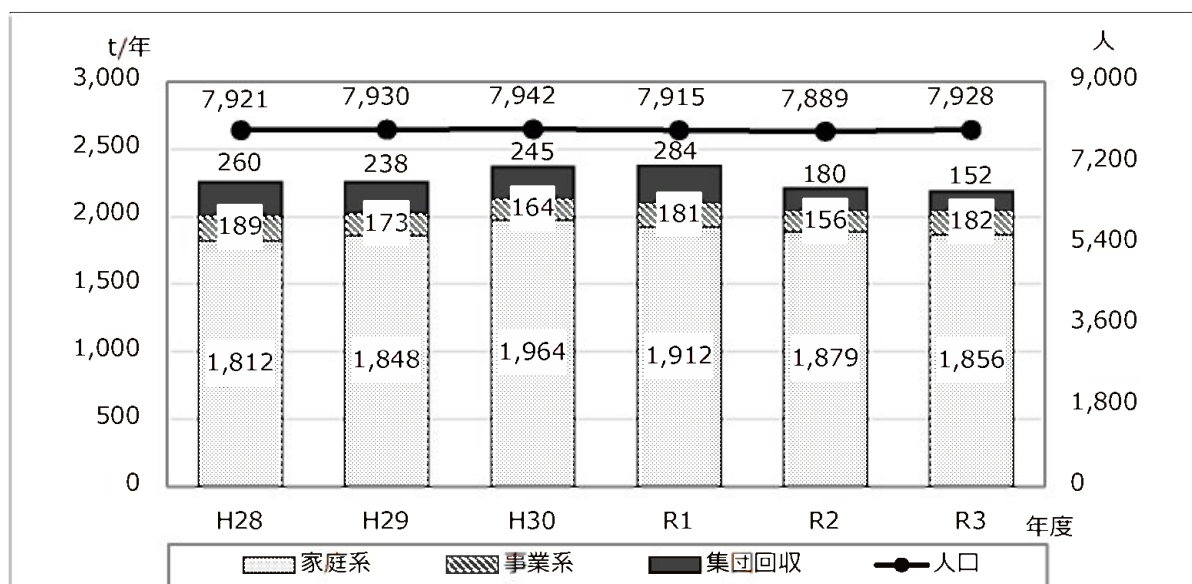
### (1) 年間排出量

本町におけるごみの年間排出量は、近年減少傾向にあります。

家庭系、事業系別にみると、家庭系ごみは横ばい傾向、事業系ごみは増加傾向となっています。

▼図表 3-4 ごみ排出量の推移

	単位	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
人口（年度末）	人	7,921	7,930	7,942	7,915	7,889	7,928
家庭系ごみ（収集+持込）	t	1,812	1,848	1,964	1,912	1,879	1,856
燃えるごみ	t	1,456	1,464	1,478	1,473	1,444	1,443
燃えない複雑ごみ	t	61	76	92	75	88	79
資源ごみ	t	92	93	86	84	82	79
燃える大型ごみ	t	111	122	192	145	130	132
燃えない大型ごみ	t	38	36	55	68	68	52
小型プラスチックごみ	t	41	43	47	47	47	50
乾電池	t	2	2	1	3	2	2
ペットボトル	t	11	12	13	17	18	19
事業系ごみ	t	189	174	164	181	156	182
燃えるごみ	t	93	84	83	83	75	72
燃えない複雑ごみ	t	6	9	12	9	6	12
資源ごみ	t	0	0	0	0	0	0
燃える大型ごみ	t	83	75	64	78	70	91
燃えない大型ごみ	t	7	5	5	11	5	7
集団回収	t	260	238	245	284	180	152
総排出量	t	2,261	2,259	2,373	2,377	2,215	2,190



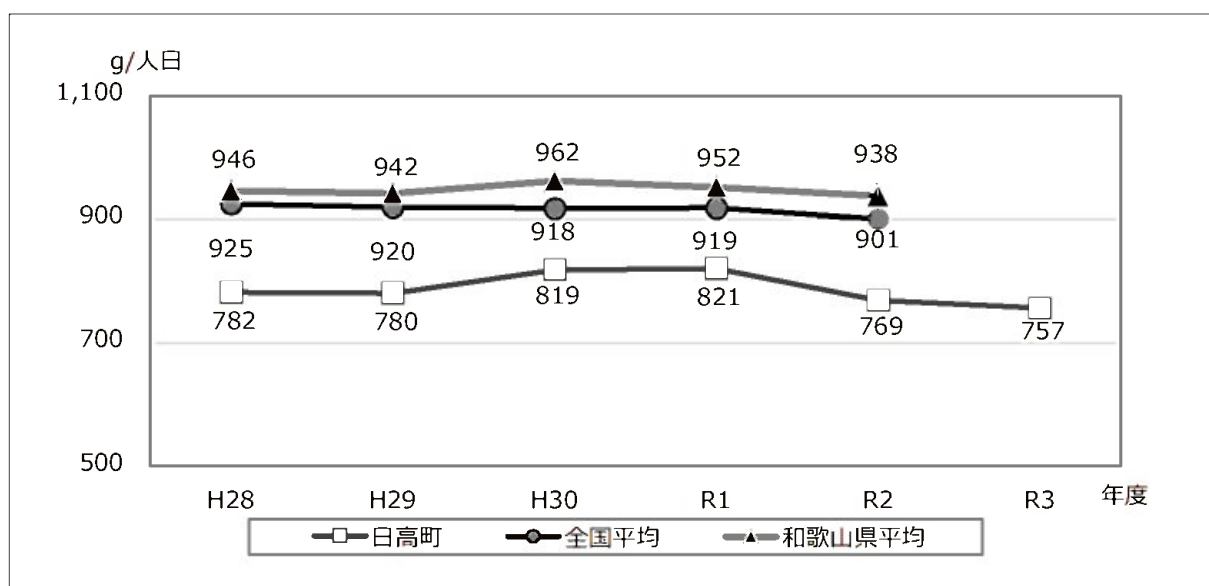


## (2) 1人1日当たりごみ排出量

本町の1人1日当たりごみ総排出量は、平成30年度と令和元年度に800gを超えたが、和歌山県平均や全国平均と比較すると100g以上少ない値となっています。

▼図表3-5 1人1日当たりごみ排出量の推移

	単位	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
人口(年度末)	人	7,921	7,930	7,942	7,915	7,889	7,928
家庭系ごみ(収集+持込)	g/人日	626.4	638.5	677.0	660.1	652.3	641.6
燃えるごみ	g/人日	503.5	505.8	509.8	508.4	501.4	498.5
燃えない複雑ごみ	g/人日	21.2	26.4	31.7	25.8	30.4	27.5
資源ごみ	g/人日	31.7	32.1	29.5	29.0	28.6	27.5
燃える大型ごみ	g/人日	38.4	42.0	66.1	50.1	45.0	45.5
燃えない大型ごみ	g/人日	13.1	12.6	18.9	23.6	23.6	18.1
小型プラスチックごみ	g/人日	14.2	14.7	16.2	16.1	16.5	17.4
乾電池	g/人日	0.6	0.6	0.4	1.1	0.6	0.6
ペットボトル	g/人日	3.7	4.2	4.5	5.9	6.2	6.6
集団回収	g/人日	90.1	82.4	84.4	97.9	62.5	52.5
合計	g/人日	716.5	720.9	761.4	758.0	714.8	694.1
1人1日当たりごみ総排出量	g/人日	782.0	780.8	817.8	820.6	769.0	757.0
和歌山県	g/人日	946	942	962	952	938	-
家庭系	g/人日	700	695	707	699	704	-
国	g/人日	925	920	918	919	901	-
家庭系	g/人日	646	641	638	639	649	-



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」(全国及び和歌山県)

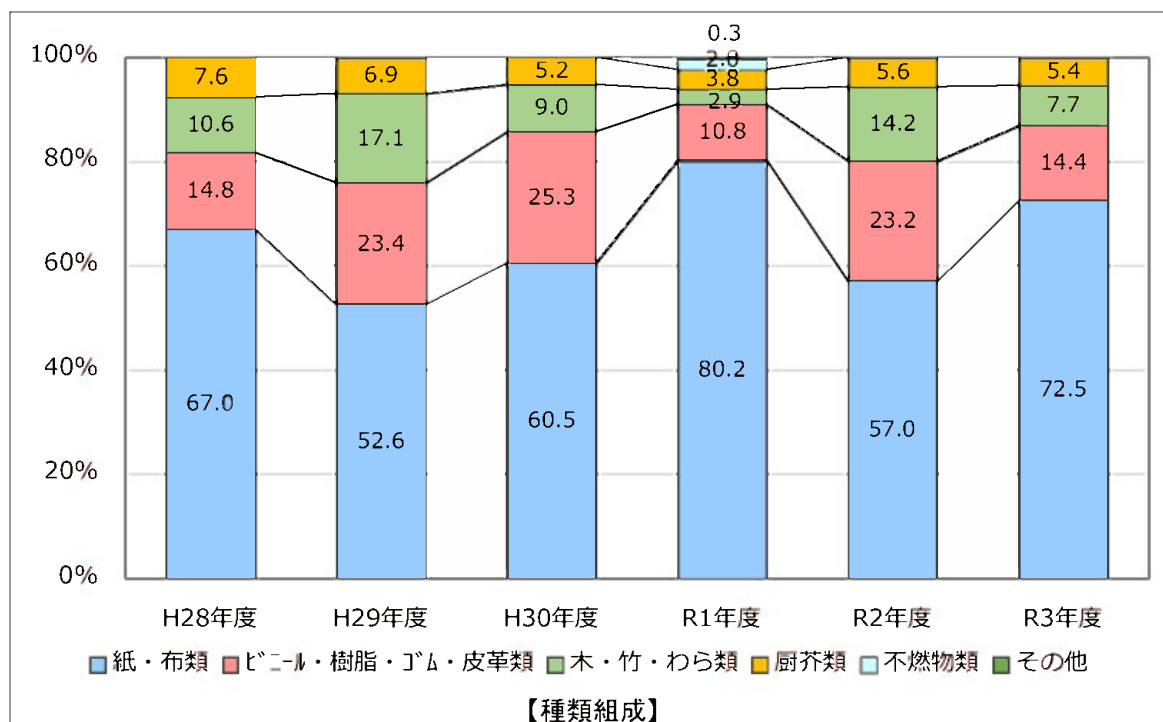
## 2-3 ごみの性状

本町から排出される燃えるごみは、清掃センターにて焼却処理しており、当該施設にて三成分、種類組成等のごみ質調査を実施しています。

ごみ種類組成では、紙類が最も多く、次にビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が多く占めています。

▼図表 3-6 燃えるごみの性状（乾ベース・組合全体）

項目		平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
種類組成 (%)	紙・布類	67.0	52.6	60.5	80.2	57.0	72.5
	ビニール・樹脂・ゴム・皮革類	14.8	23.4	25.3	10.8	23.2	14.4
	木・竹・わら類	10.6	17.1	9.0	2.9	14.2	7.7
	厨芥類	7.6	6.9	5.2	3.8	5.6	5.4
	不燃物類	0	0	0	2.0	0	0
	その他	0	0	0	0.3	0	0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三成分 (%)	水分	48.9	48.4	52.0	32.0	55.3	48.2
	灰分	4.0	6.2	4.3	8.7	5.1	6.4
	可燃分	47.1	45.4	43.7	59.3	39.6	45.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単位容積重量 (kg/m <sup>3</sup> )		415	322	263	125	278	214
低位発熱量 (計算値) (kcal/kg)		1,828	1,748	1,648	2,478	1,445	1,748
低位発熱量 (実測値) (kcal/kg)		4,553	2,708	2,155	2,770	2,035	1,453



### 3 ごみの減量化・再資源化の実績

#### 3-1 集団回収

本町ではごみ減量化及び資源の有効利用を促進し、併せてごみ及び資源に関する町民意識の高揚を図るため、地域住民団体が自主的に実施する資源ごみの集団回収に対し、資源ごみ集団回収奨励金交付を行っています。

▼図表 3-7 集団回収量の実績

区分	単位	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
集団回収量	t	260	238	245	284	180	152

区分	助成の対象となる集団回収資源ごみ	助成の金額
資源ごみ集団回収奨励金交付要綱に基づき登録を受けた団体	紙類（新聞・雑誌・ダンボール）、 リサイクルできるビン、アルミ缶、布類	資源の重量 1 kgにつき 15 円

#### 3-2 拠点回収による資源化

本町ではごみの減量化・リサイクルを目的として、容器包装リサイクル法の対象品目のうち、ペットボトルの拠点回収を推進しています。拠点回収の方法としては、スーパー（Aコープひだか店）に専用の回収箱を設置し、回収したペットボトルは清掃センターで粉砕処理後、資源化を行っています。

また、乾電池については、年 2 回の指定日に大型ごみ置き場での回収または、電気店等に回収箱を設置し、回収した乾電池は清掃センターに集めてから、資源化業者へ処理を委託しています。

▼図表 3-8 拠点回収による資源化

	単位	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
ペットボトルペレット	t	8	9	9	12	12	12
廃ペット	t	1	1	2	0	3	1
廃乾電池	t	2	2	1	4	2	3
合計	t	11	12	12	16	17	16

### 3-3 分別収集及び中間処理による資源化

本町では、分別収集により回収した資源ごみや中間処理施設において回収した資源物のリサイクルを行っています。資源化量は、令和3年度に351tとなっています。

▼図表 3-9 資源化量の実績

区 分	単位	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
ダンボール・古雑誌類	t	8	8	7	8	9	9
焼却残渣内磁性物	t	6	4	4	2	6	10
木材	t	2	7	45	11	14	58
ビン類	t	54	49	54	47	43	53
スチール缶	t	28	24	25	29	25	20
アルミ缶	t	15	20	14	16	20	11
鉄ガラ	t	17	16	22	23	23	21
非鉄	t	117	131	166	162	145	128
プラスチック	t	18	14	10	10	25	34
ガラス屑	t	0	0	0	0	5	7
合計	t	265	273	347	308	315	351

### 3-4 資源化率

本町における集団回収を含めた資源化量は、令和3年度で519tとなり、資源化率は23.7%となります。

▼図表 3-10 資源化率

	単位	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
資源化量	t	276	285	359	324	332	367
集団回収量	t	260	238	245	284	180	152
合計	t	536	523	604	608	512	519
総排出量	t	2,261	2,259	2,373	2,377	2,215	2,190
資源化率	%	23.7%	23.2%	25.5%	25.6%	23.1%	23.7%

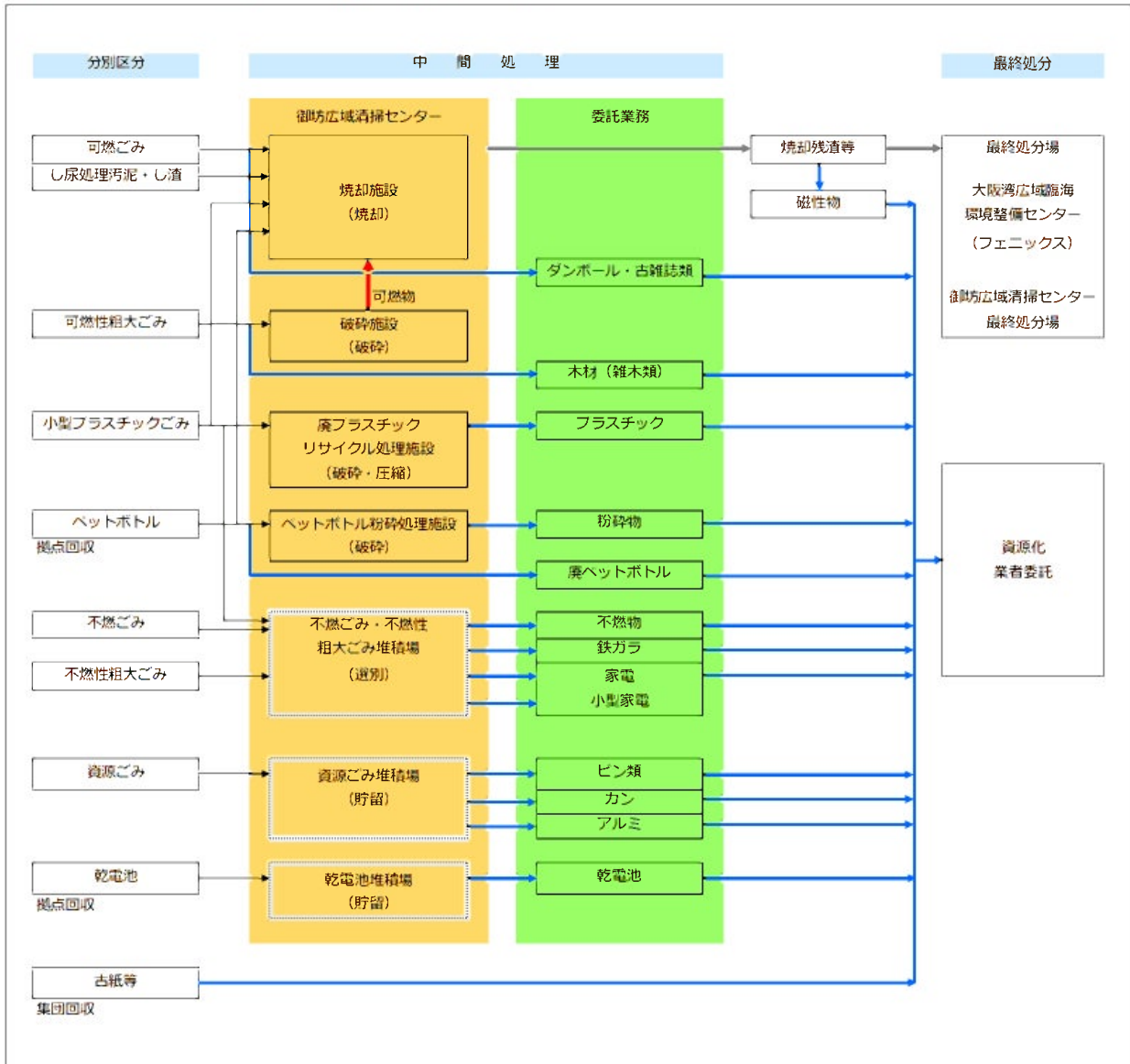
注) 資源化率 = (資源化量 + 集団回収) / 総排出量

## 4 ごみ処理の実績

### 4-1 ごみ処理フロー

本町のごみ処理フローは以下のとおり組合と民間業者により処理しています。

▼図表 3-11 ごみ処理の流れ（令和3年度）



## 4-2 収集運搬の現状

家庭から分別して出されたごみは、以下に示す方式・体制にて収集しています。

収集主体は、委託により収集を行っており、排出方法としては「燃えるごみ」、「資源ごみ」「小型プラスチックごみ」、「燃えないごみ」の4種類について、指定ごみ袋制を実施しています。収集方法としては、すべてのごみがステーションでの収集を行っています。

事業者が排出するごみは事業者自らが清掃センターへ搬入するか、本町が委託した業者により収集を行っています。

▼図表 3-12 収集頻度及び収集方法等

分別区分	収集頻度	収集主体	排出方法	収集方法
燃えるごみ	週2回	委託	指定袋	ステーション
資源ごみ	月2回	委託	指定袋	ステーション
小型プラスチックごみ	月1~2回	委託	指定袋	ステーション
燃えない複雑ごみ	月1回	委託	指定袋	ステーション
燃える大型ごみ	年4回	委託	ステッカー貼付	ステーション
燃えない大型ごみ	年4回	委託	ステッカー貼付	ステーション
収集しないごみ	清掃センターへ自分で直接持込めるごみ	生木《直径 30cm・2m 以内》、ワイヤー、大型ダンボール、ビニールハウス用パイプ、原付《50cc 以下》、大型農機具 消毒用噴射器、大型ミシン、ポンプ、ワイヤーチェーン、金網、自動販売機、焼却炉、配管用機材、電線コード、スプリング付マットレス、コピー機、ドラム缶、ボイラー、発電機、電気温水器、針金、浴槽、太陽熱温水器		
	清掃センターへ持込めないごみ（清掃センターで処理できないごみ）	消火器、プロパンガスボンベ、廃タイヤ、農業用ビニール、農薬、殺虫剤、漂白剤等の液体、ピクリンの缶、バッテリー、瓦、コンクリートガラ、石こうボード、焼却灰・土砂 有害危険ゴミ（乾電池類《ボタン型水銀を含む》）ダイオキシン発生に関わる事業系ごみ産業廃棄物（建設廃材・パチンコ台等） 感染性医療廃棄物（メス・注射針等）		

▼図表 3-13 指定ごみ収集袋の種類

分別区分		袋の大きさ等	単価	袋の色
可燃物	家庭系	大	50 円/枚	半透明（赤）
		小	40 円/枚	半透明（赤）
不燃物	家庭系	大	50 円/枚	透明（青）
		小	40 円/枚	透明（青）
粗大ごみ	家庭系	ステッカー	100 円/枚	黄色

◆図表 3-14 自己搬入（令和 4 年 4 月 1 日）

分別区分	手数料	受付曜日	受付時間	備考
一般個人	10 kgにつき 30 円(税別)	平日	8:00~11:45 12:45~16:00	家庭系のごみであっても最大積載量 1.5t 以上の車両で搬入した場合は、事業系ごみとする運用を行っています。
		日曜日 (月 1 度)	8:00~11:30	月に一度、一般個人ごみ（最大積載量 1.5t 未満の車両に限る）の日曜受付を行います。奇数月は第 3 日曜日、偶数月は第 4 日曜日です
事業系	10 kgにつき 100 円(税別)	平日	8:00~11:45 12:45~16:00	産業廃棄物に該当するものは搬入できません。

## 4-3 中間処理の現状

### (1) 中間処理施設

収集又は直接搬入された燃やせるごみ及び燃やせる大型ごみは、清掃センターごみ処理施設（焼却施設・破砕施設）で中間処理しています。

拠点回収により回収されたペットボトルは、手選別されたのち、清掃センターストックヤード施設（ペットボトル粉砕処理施設）に搬入され、粉砕処理後、粉砕品を地元業者に売却しています。

分別収集されたプラスチックごみは、清掃センター廃プラスチックストックヤード施設にて破砕・圧縮梱包され製紙工場のボイラー燃料として、サーマルリサイクルを行います。

▼図表 3-15 清掃センターの概要（1）

【清掃センターごみ処理施設（焼却施設・破砕施設）】

名 称	全連続式焼却炉（流動床炉）	
所在地	御坊市名田町野島 2 7 3 1 番地 4	
建築面積	2,587 m <sup>2</sup>	
着工年月	平成 7 年 7 月	
竣工年月	平成 10 年 3 月	
公称能力	147 t / 24 h (73.5 t / 24 h × 2 炉)	
主要設備等	建 屋	鉄骨造 A L C 版張 地下 1 階 地上 4 階
	火床面積等	火床面積 7.2m <sup>2</sup> /炉 炉容積 107m <sup>3</sup> /炉
	燃烧ガス冷却設備	水噴射式
	排ガス処理設備	有害ガス除去(乾式)+ろ過式集じん器(バグフィルター)
	通風設備	平衡通風方式
	灰出し設備	灰安定化式(薬剤添加式)
	排水処理設備	物理化学処理方式(循環無放流)

▼図表 3-15 清掃センターの概要 (2)  
【清掃センター廃プラスチックストックヤード施設】

名称	清掃センター廃プラスチックストックヤード施設
延床面積	1,108.97 m <sup>2</sup>
着工年月	令和 4 年 4 月
竣工年月	令和 4 年 12 月
処理能力	4.9 t/日
建屋構造	鉄骨造 ALC 版張 地上 1 階 一部 2 階
処理概要	破袋+廃プラスチック選別+破碎+圧縮梱包



## (2) 焼却処理量

清掃センターで焼却処理を行っており、処理状況は以下のとおりです。

▼図表 3-16 清掃センターの焼却処理量の実績 (組合全体量)

区 分	単位	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
焼却処理量	t	20,006	19,435	20,790	19,645	18,850	16,003
焼却残渣量	t	1,684	1,714	1,815	1,756	1,712	1,454

注) 清掃センターの処理量 (本町以外も含む)

令和 2・3 年度は基幹的設備改良工事に伴い、可燃物の外部処理を行っている。



## 4-4 最終処分の現状

### (1) 最終処分場

清掃センターごみ処理施設で焼却処理された後の焼却残渣等は、大阪湾広域臨海環境整備センター及び清掃センター最終処分場で埋立処分しています。

▼図表 3-17 大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス計画）の概要

名称	尼崎沖埋立処分場	泉大津沖埋立処分場	神戸沖埋立処分場	大阪沖埋立処分場
処分場 所在地	尼崎西宮芦屋港/ 尼崎市東海岸町地先	堺泉北港/ 泉大津市夕凧町地先	神戸港/神戸市 東灘区向洋町地先	大阪港/大阪市此花 区北港緑地地先
埋立面積	1,130,000m <sup>2</sup>	2,030,000m <sup>2</sup>	880,000m <sup>2</sup>	950,000m <sup>2</sup>
計画埋立量	16,000,000m <sup>3</sup>	31,000,000m <sup>3</sup>	15,000,000m <sup>3</sup>	14,000,000m <sup>3</sup>
埋立対象物	一般廃棄物・産業廃棄物・陸上残土・浚渫土砂			

▼図表 3-18 清掃センター最終処分場の概要

処分場の種類		一般廃棄物管理型最終処分場
所在地		御坊市名田町野島2731番地4
規模		22,000 m <sup>2</sup> : 236,000 m <sup>2</sup>
取り扱う廃棄物 の種類	種類	焼却残渣
	数量	4.8 t/日
埋立期間		平成2年4月～
土地利用規制項目		都市計画地域外により規制項目なし
跡地利用計画		植林
埋立処分の方法		セル方式

▼図表 3-19 清掃センター埋立処分地浸出水処理施設の概要

処理方式		付着生物法（回転円板法）
所在地		御坊市名田町野島2731番地4
建築面積		71.53 m <sup>2</sup>
着工年月		平成元年11月
竣工年月		平成2年3月
公称能力		200 m <sup>3</sup> /日
主 な 概 要	基本フロー	沈砂+調整槽+最初沈殿+回転円板+凝集沈殿+砂ろ過+滅菌
	污泥処分法	埋立処分
	制御方法	中央制御方式
	放流先	壁川（一部ごみ処理施設工業用水利用）

## (2) 最終処分量

清掃センターで中間処理（焼却処理）された後、大阪湾広域臨海整備センター及び清掃センターにて最終処分（埋立処分）される焼却残渣等のうち、本町分は下表に示すとおり、令和3年度で140t/年となっています。

▼図表 3-20 最終処分量の実績

区 分	単 位	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
焼却飛灰	t	96	98	101	96	90	86
焼却灰	t	-	-	26	53	50	51
焼却残渣	t	44	48	32	4	3	3
合計	t	140	146	159	153	143	140

## 5 ごみ処理に関する組織体制及び処理経費

### 5-1 ごみ処理の組織体制

廃棄物処理の組織体制は、以下に示すとおりです。

▼図表 3-21 ごみ処理の行政組織体制

項目\分担	日高町	組合
担当部署	住民生活課	清掃センター
所在地	和歌山県日高郡日高町大字 高家 626 番地	御坊市名田町野島 2731 番地 4
連絡先	TEL : 0738-63-3800	TEL 0738-29-3030
業務範囲	収集・運搬	中間処理・最終処分
備考	-	【構成市町】 御坊市、美浜町、日高町、 由良町、印南町、日高川町

### 5-2 ごみ処理経費

清掃センター（焼却施設）の運営経費は、令和元年度までは、概ね横ばいでしたが令和2年度に減少しています。令和3年度のごみ1t当たりの処理経費は、25,949円/tとなっています。

▼図表 3-22 ごみ処理経費の推移（御坊清掃センター（焼却施設））

区分	単位	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
電気料金	円	68,097,824	73,020,712	68,533,301	66,111,317	61,630,732	61,301,928
その他用役費	円	22,745,576	23,999,695	26,943,069	26,917,673	23,939,043	24,155,514
冷却水	円	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000
燃料費	円	1,722,923	2,158,745	3,509,969	2,922,848	2,241,282	2,648,406
A重油	円	2,332,800	2,494,800	2,604,960	2,842,800	2,508,000	2,222,000
薬品費	円	12,689,853	13,346,150	14,828,140	15,152,025	13,189,761	13,285,108
点検補修費	円	154,760,765	120,626,616	114,792,374	143,654,592	18,075,094	38,016,053
消耗品費	円	23,185,456	11,755,871	7,491,742	6,872,263	6,754,379	4,116,897
修繕料	円	131,575,309	108,870,745	107,300,632	136,782,329	11,320,715	33,899,156
委託費	円	128,473,522	123,589,491	135,481,142	161,341,975	152,626,366	197,074,211
経費合計（A）	円	374,077,687	341,236,514	345,749,886	398,025,557	256,271,235	320,547,706
処理量	t	19,571.82	19,779.21	19,828.78	19,333.76	18,532.93	16,930.02
1t当たりの処理経費	円/t	19,113	17,252	17,437	20,587	13,828	18,934
人件費（B）	円	139,663,713	136,155,508	130,995,522	127,771,230	128,949,916	118,771,717
処理合計（A+B）	円	513,741,400	477,392,022	476,745,408	525,796,787	385,221,151	439,319,423
1t当たりの処理経費 （人件費含む）	円/t	26,249	24,136	24,043	27,196	20,786	25,949

注）上記処理経費は地元対策費、道路修繕費、焼却施設基幹的設備補修等の投資的経費を除く直接処理経費です。

## 6 処理の評価

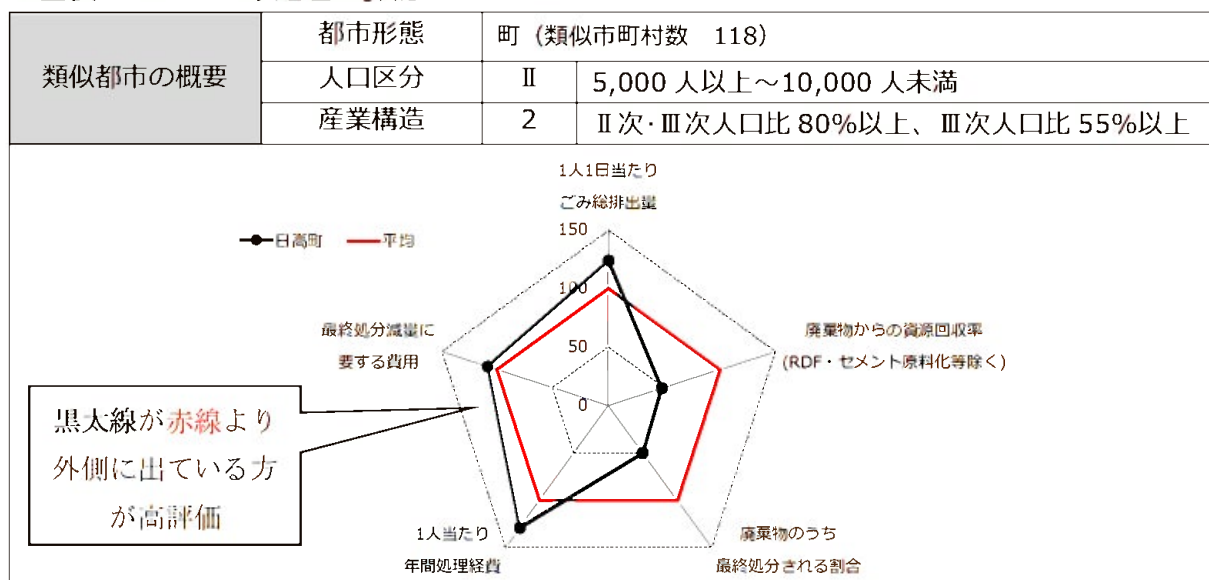
### 6-1 一般廃棄物処理システム指針

国では、市町村が自らの一般廃棄物処理システムについて循環型社会形成、経済性から客観的な評価を行えるよう、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を設けています。

本町のごみ処理について「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を利用して、令和2年度実績を基に、本町と産業構造が類似する自治体との比較評価を行いました。レーダーチャートに示される面積が大きいほど良好な状態であることを示します。

本町は5つの指標のうち、「最終処分減量に要する費用」と「人口一人当たり年間処理経費」、「人口一人一日当たりごみ総排出量」の3つが平均を上回っています。

▼図表 3-23 ごみ処理の評価



標準的な指標	1人1日当たり ごみ総排出量 (kg/人日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化 等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t/t)	1人当たり 年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.925	0.161	0.098	17,979	61,253
最大	1.925	0.517	0.787	78,398	719,398
最小	0.029	0	0	3,828	11,594
標準偏差	0.257	0.086	0.094	10,668	67,974
当該市町村実績	0.703	0.077	0.147	12,740	56,065
指数値	124	47.8	50	129.1	108.5
平均	100	100	100	100	100

指標		指数の見方
社会 循環 形成	1人1日当たりごみ総排出量	指数が大きいほど、ごみ排出量は少なくなる。
	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	指数が大きいほど、資源回収率は高くなる。
	廃棄物のうち最終処分される割合	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる。
経済 性	1人当たり年間処理経費	指数が大きいほど、1人当たりの年間処理経費が少なくなる。
	最終処分減量に要する費用	指数が大きいほど、費用対効果は高くなる。

注) 類似自治体とは、市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールで本町と産業構造が類似した自治体

## 6-2 目標達成の状況

### (1) 前基本計画目標

前基本計画では、中間目標年度である平成33年度（以下「令和3年度」に言い換える。）に排出抑制目標を2,166t、資源化目標を27.4%、最終処分目標を141tと見込んだ計画としていました。

▼図表 3-24 前基本計画の目標値

項目	単位	基準年	中間目標	最終目標
		H27	R3	R12
総排出量	t	2,285	2,166	2,177
参考：1人1日当たりごみ総排出量	g/人日	788.5	690.2	690.2
参考：家庭系ごみ1人1日当たり排出量	g/人日	628.7	592.5	592.5
資源化率	%	26.4	27.4	27.4
最終処分量	t	149	141	143

注) 総排出量=家庭系ごみ+事業系+集団回収  
 1人1日当たりごみ総排出量=総排出量/人口/年間日数  
 家庭系ごみ1人1日当たり排出量=家庭系ごみ量/人口/年間日数  
 資源化率=(資源化量+集団回収)/総排出量

### (2) 排出抑制目標

ごみ総排出量を、令和3年度で2,166tとする目標値を定めています。ごみ排出量は減少推移しており、令和3年度のごみ排出量は2,190tとなり、前基本計画の目標値を概ね達成しています。しかし、本町の1人1日当たりのごみ排出量及び家庭系ごみ1人1日当たり排出量は、基準年度や目標年度の数値を上回っている状況です。

▼図表 3-25 前基本計画におけるごみ排出抑制目標

項目	単位	基準年	実績						目標
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3
総排出量	t	2,285	2,261	2,259	2,373	2,377	2,215	2,190	2,166
	対H27	-	-1.1%	-1.1%	3.9%	4.0%	-3.1%	-4.2%	-5.2%
1人1日当たりごみ総排出量	g/人日	788.5	782.0	780.5	818.6	820.5	769.2	756.8	690.2
	対H27	-	-0.8%	-1.0%	3.8%	4.1%	-2.4%	-4.0%	-12.5%
家庭系1人1日当たりごみ排出量	g/人日	628.7	626.4	638.5	677.0	660.1	652.3	641.6	592.5
	対H27	-	-0.4%	1.6%	7.7%	5.0%	3.8%	2.1%	-5.8%

### (3) 資源化目標

前基本計画における資源化率の目標値は、令和3年度で27.4%となる計画としています。令和3年度の実績は23.7%となり、目標値を達成していない状況です。

▼図表 3-26 資源化率の目標

項目	単位	基準年	実績						目標
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3
資源化率	%	26.4	23.7	23.2	25.5	25.6	23.1	23.7	27.4

### (4) 最終処分目標

前基本計画では、令和3年度までに最終処分量を141tまで削減するとしています。令和3年度の実績は140tであり、目標値を達成しています。

▼図表 3-27 前基本計画における最終処分目標

項目	単位	基準年	実績						目標
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3
最終処分量	t	149	140	146	159	153	143	140	141

## 7 ごみ処理の問題・課題の抽出

本町のごみ処理に関する問題点・課題は、以下のとおりです。

### 7-1 ごみの減量化・資源化に関する事項

#### (1) ごみの排出抑制の推進

本町のごみ排出量は、近年減少傾向となっており、1人1日当たりごみ総排出量は、和歌山県平均や全国平均より少ない状況ですが、循環型社会の推進のため、今後のごみの排出抑制が必要です。

また、国では、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月）を策定し、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年6月）が成立し、令和12年までワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制することを目標に設定しています。このため、今後も引き続き、ごみの減量化・資源化の推進に向けた効果的な取組みを進めることが必要です。

#### (2) リサイクルの推進

資源化率は令和3年度では、23.7%と和歌山県平均や全国平均より高い状況です。さらなるリサイクルの推進のため、燃えるごみや燃えない複雑ごみに資源化が可能な品目が混入しないように分別徹底の周知が必要です。また、サーマルリサイクルしているプラスチックについては将来的にリユースやマテリアルリサイクルへの対応について検討が必要です。紙製容器包装類について、現在燃えるごみに含まれるため資源化に取り組むことが必要です。

また、資源集団回収について、集団回収量が減少しているため回収量の増加につながる体制を整えることが必要です。

#### (3) 事業系ごみ対策

事業者に対しては、排出者責任と自己処理が原則となっており、事業者は自らの責任で法令に遵守した適正な処理を行わなければなりません。

事業系ごみの発生抑制を含め、適正排出に向けた啓発や指導の徹底が必要です。

#### (4) 食品ロス対策

燃えるごみの生ごみには、手付かず食品や食べ残し等の食品ロスが含まれており、食材の使い切りや食べきりなどの食品ロス削減の啓発が必要です。また、食品関連事業者からの製造・流通・販売の過程から生じる事業系食品ロスもあり、食品ロスの削減を推進していくためには、住民・事業者・行政が協働して取り組んでいくことが必要です。

食品ロス削減についての知識や啓発を住民・事業者に広く行っていくことが必要です。

### 7-2 収集・運搬に関する事項

家庭から排出されるごみについては、本町が責任をもって適正かつ円滑に収集・運搬していくための体制維持が必要です。

人口減少や高齢化社会を踏まえ、大型ごみを排出場所に持ち出すことが困難な高齢者等に対する対応の検討が必要です。

水害や地震等の災害発生時においても、適切かつ円滑に収集・運搬できる体制の構築が必要です。

### 7-3 適正処分に関する事項

#### (1) 安全で安定的な処理の継続

本町のごみは組合にて広域処理を行っており、組合との連携を強化する必要があります。清掃センターは今後も適正な補修工事や維持管理を行い、安定的な処理を継続することが必要となっています。焼却施設においては、供用開始から20年以上が経過しており、現在、基幹的設備改良工事による、施設の長寿命化を行っています。基幹的設備改良工事については、適切な処理を継続しつつ、かつ地球温暖化への影響に配慮することが必要となっています。

水害や地震等の災害発生時や感染症の流行時においても、廃棄物の処理を安定的かつ継続的に実施できる体制の確保が必要です。

#### (2) 最終処分量の削減の推進

令和2年度末の清掃センター最終処分場の残余容量は136,156m<sup>3</sup>（全体容量約42%埋立済み）と余裕がある状況ですが、今後既存施設での埋立を継続するためには、ごみの減量化や適正分別が必要です。既存の最終処分場の浸出水処理施設については、適正な維持管理を継続していくことが必要です。



## 第2節 基本方針

### 1 ごみ処理の基本理念

本町では、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、循環型社会形成推進基本法で定められた処理の優先順位を踏まえて、ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rを推進することにより、資源循環のサイクルを構築し、循環型社会の推進を目指します。

本計画では、すべての人が参加するSDGsの考え方を踏まえ、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を担いつつ、協働・連携し、長期的な視点で未来を考え、持続可能なまちを目指して積極的に取り組んでいく必要があることから、以下の基本理念を掲げます。

▼図表 3-28 基本理念と基本方針

# 循環型社会の構築

～安全・安心・快適に暮らせる日高～

### 基本方針 発生抑制の推進

ごみになるものは、作らない・売らない・買わないことがごみの発生を抑制することであり、あらゆる機会と場所を利用し住民・事業者に対してごみの発生抑制に対する意識の啓発を行うとともに主体的協力を強く働きかけていきます。

### 基本方針 排出抑制・再資源化の推進

発生したごみについては、可能な限り家庭・事業所内で減量化や再利用を図るとともに、リサイクル可能なものを極力分別し、集団回収、拠点・店頭回収、法定リサイクル（家電・パソコン）、資源物分別収集等の再資源化を推進していきます。

### 基本方針 適正処理の推進

排出されたごみを適正に処理する体制を確保し、中間処理施設、最終処分場などの施設を適正に維持管理します。また、社会情勢の変化に対応した、持続可能なごみ処理体制を構築していきます。

関連するSDGs



The image shows six SDG icons in a row: 4 (Education), 9 (Industry, Innovation, and Infrastructure), 11 (Sustainable Cities and Communities), 12 (Responsible Consumption and Production), 13 (Climate Action), and 14 (Life Below Water). Each icon includes a number, a Japanese title, and a representative symbol.

## 2 ごみ処理主体

本町から排出されたごみの処理主体をごみの区分ごとに、排出から処理・処分に至るまでの工程等に分類し、図表 3-29 に示すとおりまとめました。

### 【排出段階】

ごみの排出段階の主体は、「住民」及び「事業者」です。

主体となる「住民」及び「事業者」は排出するごみの減量化及び資源化に積極的に取り組まなければなりません。本町は「住民」及び「事業者」の取組みに対して必要な啓発等を行う役割を担っています。

### 【収集運搬段階】

家庭系ごみの収集・運搬は、「町」及び「委託業者」が主体となります。事業所からのごみの収集・運搬は、事業者自らの責任により行うものとし、事業者自らが処理施設へ搬入するか、「委託業者」が主体となります。また、施設へ直接ごみを搬入する場合は「住民」及び「事業者」が収集・運搬の主体となります。

「町」は、ごみステーションからの収集・運搬にあたっては効率的な収集・運搬体制の維持に努める役割を担っています。

### 【処理・処分段階】

ごみの処理・処分段階の主体は「組合」であり、施設等において適正な処理・処分及び施設の適正な維持管理に努める役割を担っています。

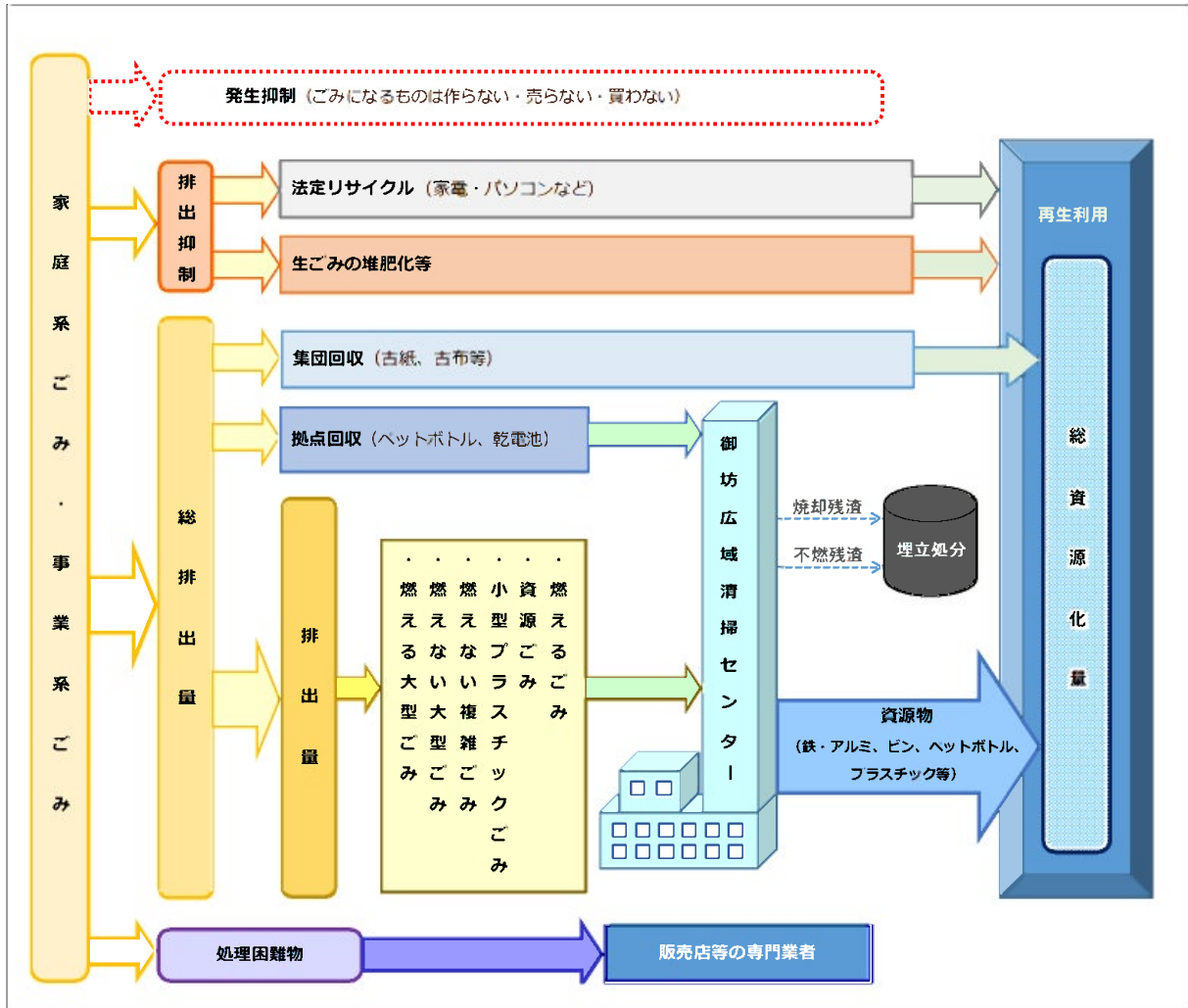
また、処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造者責任または排出者責任において処理・処分を行うものとします。

▼図表 3-29 ごみ処理主体

排出者	ごみ区分	収集運搬	中間処理	最終処分
住民	燃えるごみ	本町 または 排出者 (直接搬入)	組合	組合
	資源ごみ			
	小型プラスチックごみ			
	燃えない複雑ごみ			
	燃えない大型ごみ			
	燃える大型ごみ			
	ペットボトル	拠点回収	-	
	乾電池		-	
	古紙類	集団回収	-	
事業者	燃えるごみ	事業者 または 排出者 (直接搬入)	組合	組合
	資源ごみ			
	小型プラスチックごみ			
	燃えない複雑ごみ			
	燃えない大型ごみ			
	燃える大型ごみ			

注) 本町が処理主体となる収集運搬や中間処理に委託も含む。

▼図表 3-30 ごみ処理体系図

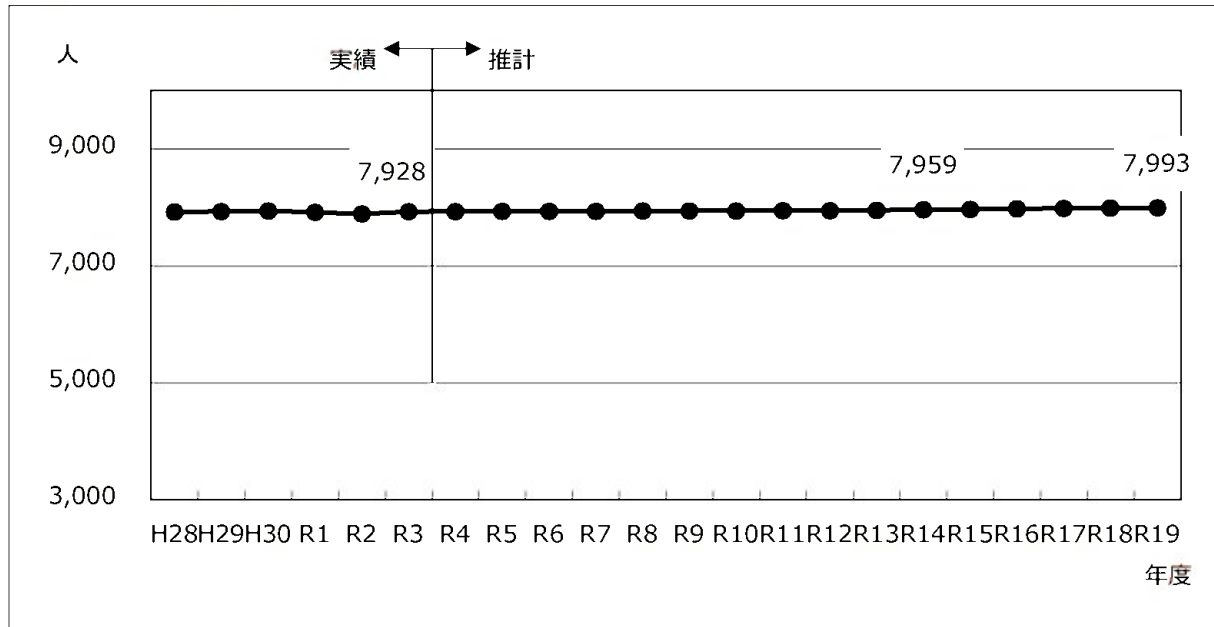


### 第3節 ごみ排出量等の見込み

#### 1 人口の推計

人口の将来予測値は、日高町人口ビジョンの将来人口の数値を参考に設定しました。

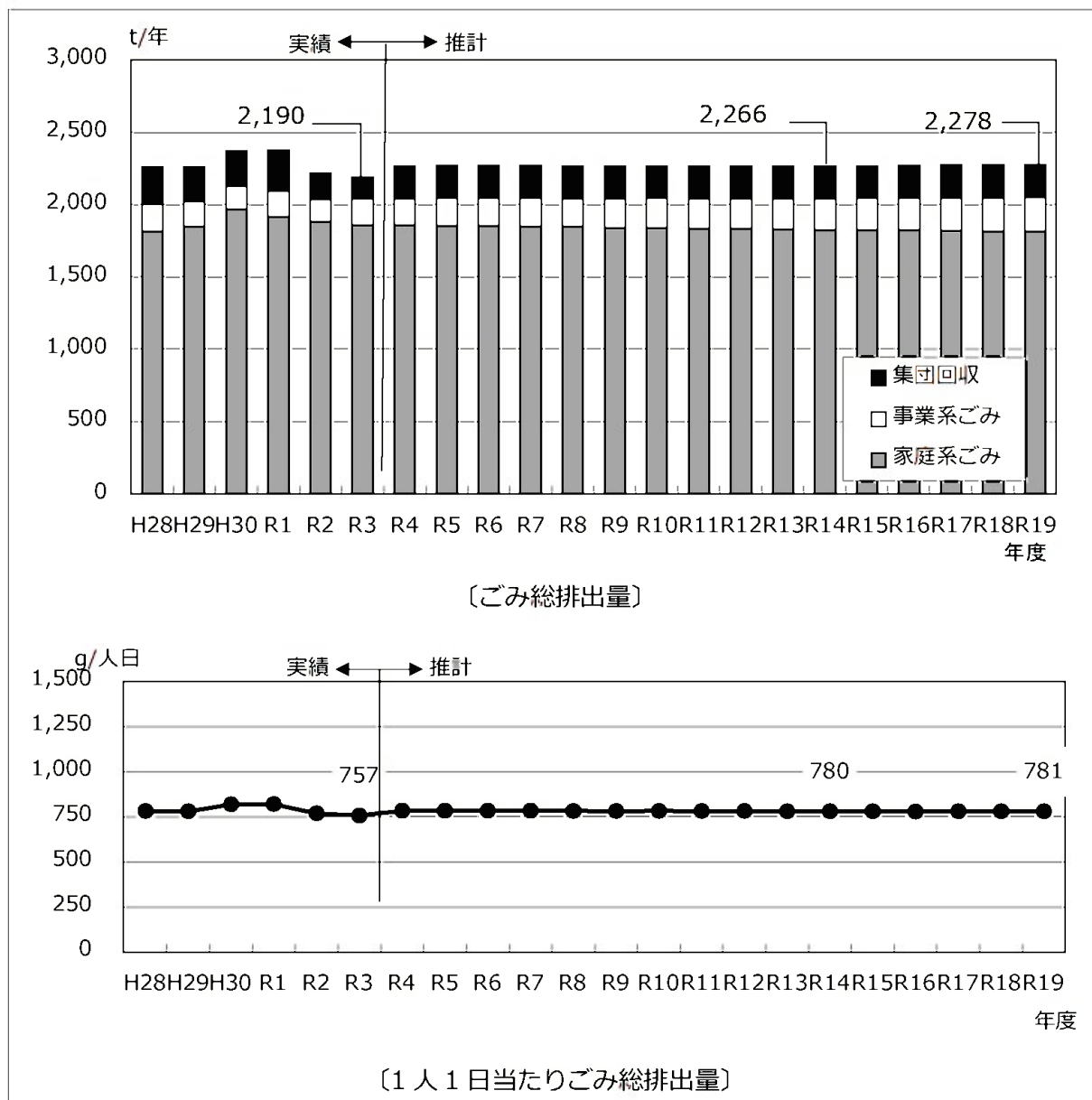
▼図表 3-31 将来人口



## 2 ごみ排出量の将来見込み

過去のごみ排出量の実績をトレンド法により現状推計した結果、1人1日当たりごみ総排出量は増加傾向となることが予測され、ごみ排出量も増加する見込みです。

▼図表 3-32 ごみ排出量の将来見込み



## 第4節 目標値の設定

### 1 排出抑制目標

#### 1-1 目標値の設定方針

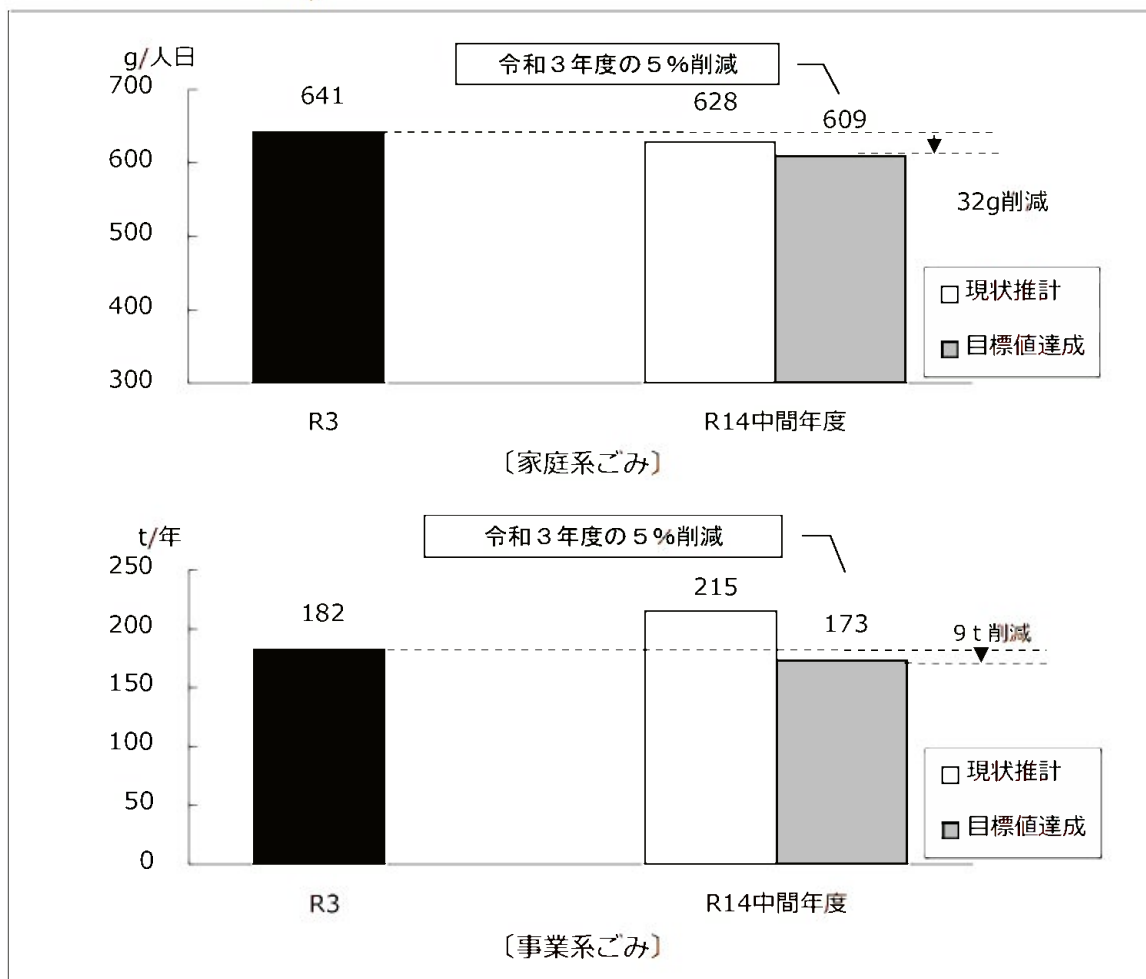
前基本計画では、ごみの現状推計に対して家庭系ごみ1人1日当たりごみ排出量及び事業系ごみ年間排出量を平成29年度から令和3年度の5年間で5%削減する設定としています。本計画においては、前基本計画の削減目標を参考にしつつ、令和3年度実績から目標値を削減する設定とします。

#### 1-2 排出抑制目標

家庭系燃えるごみの生ごみ対策等により、令和3年度1人1日あたりの家庭系ごみ排出量から、中間目標年度の令和14年度において5%削減を家庭系ごみの目標とします。

また、事業系ごみにおいては、近年増加傾向になっている燃える大型ごみを対象に令和3年度の事業系ごみ年間排出量から令和14年度において5%削減する目標とします。

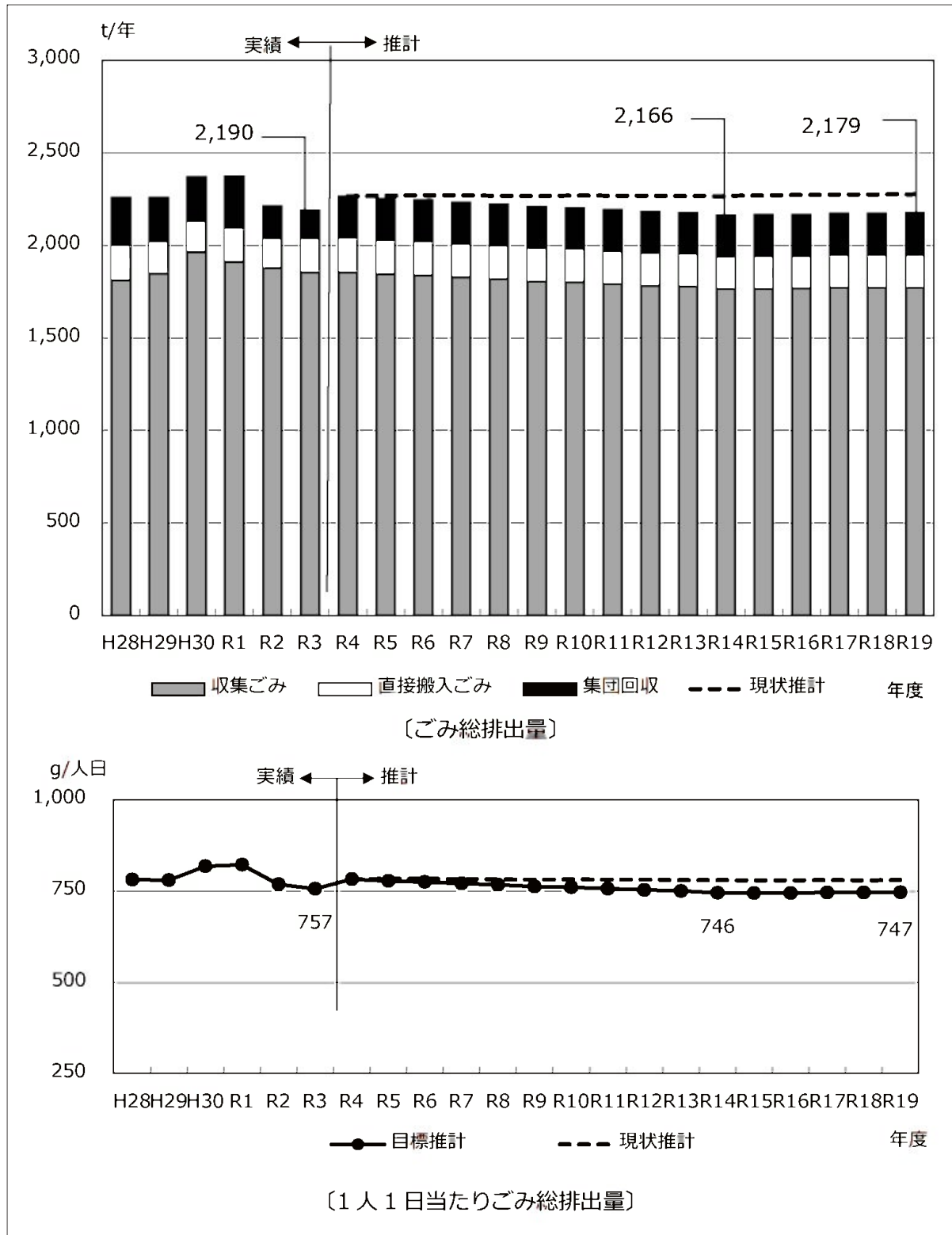
▼図表 3-33 排出抑制目標



## 2 目標推計

目標達成したごみ排出量の将来見込みは、次に示すとおりです。

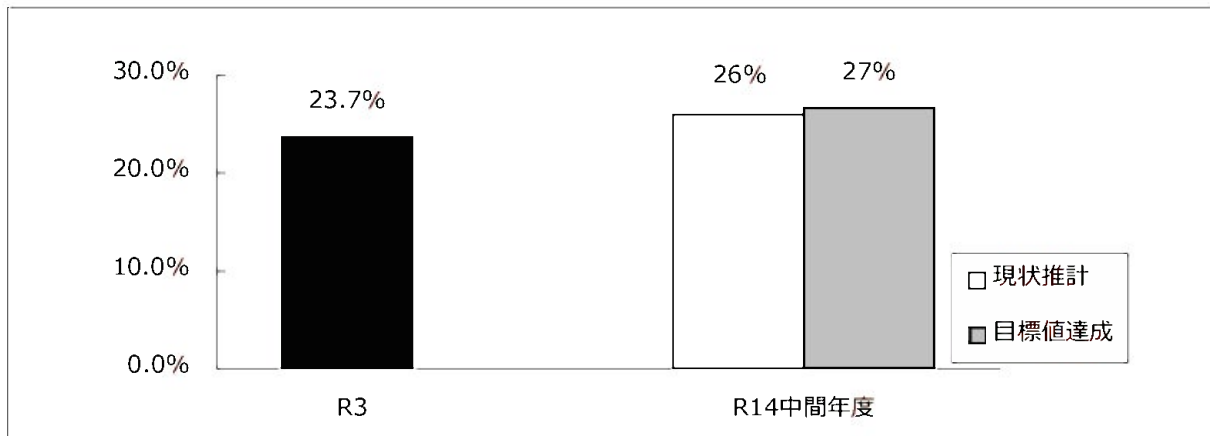
▼図表 3-34 ごみ排出量の将来見込み（目標推計）



### 3 資源化目標

ごみの排出抑制及び資源物の分別徹底を行うことで、資源化率が令和14年度において27%を目標とします。

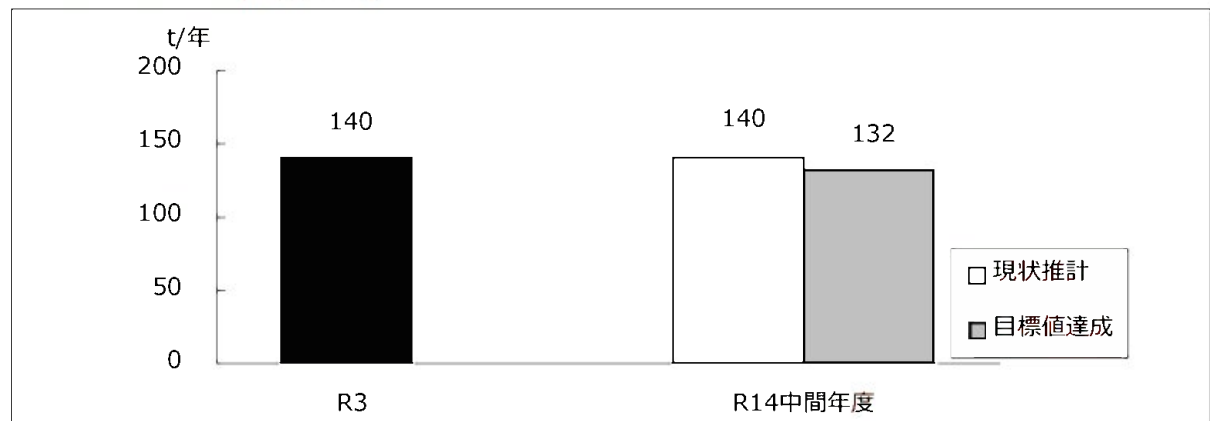
▼図表 3-35 再資源化目標



### 4 最終処分目標

ごみの排出抑制及び資源化の推進により、最終処分量が令和14年度において132tまで削減することを目標とします。

▼図表 3-36 最終処分目標





## 5 目標値まとめ

本計画の達成状況を測る指標として、図表 3-37 に示す目標値を設定します。

▼図表 3-37 目標値

区分	単位	令和 3 年度 (基準年度)	令和 14 年度 (中間年度)	令和 19 年度 (目標年度)
家庭系ごみの目標値 <sup>※1</sup>	g/人日	641.4	609	609
事業系ごみの目標値 <sup>※2</sup>	t	182	173	173
資源化率 <sup>※3</sup>	%	23.7%	27%	26%
最終処分量	t	140	132	132

<参考>

ごみ総排出量 <sup>※4</sup>	t	2,190	2,166	2,179
----------------------	---	-------	-------	-------

※1 家庭系ごみの年間排出量÷人口÷年間日数

※2 事業系ごみの年間排出量

※3 資源化量÷ごみ排出量

※4 家庭系ごみ+事業系ごみ+集団回収の合計

## 第5節 ごみ排出抑制のための方策

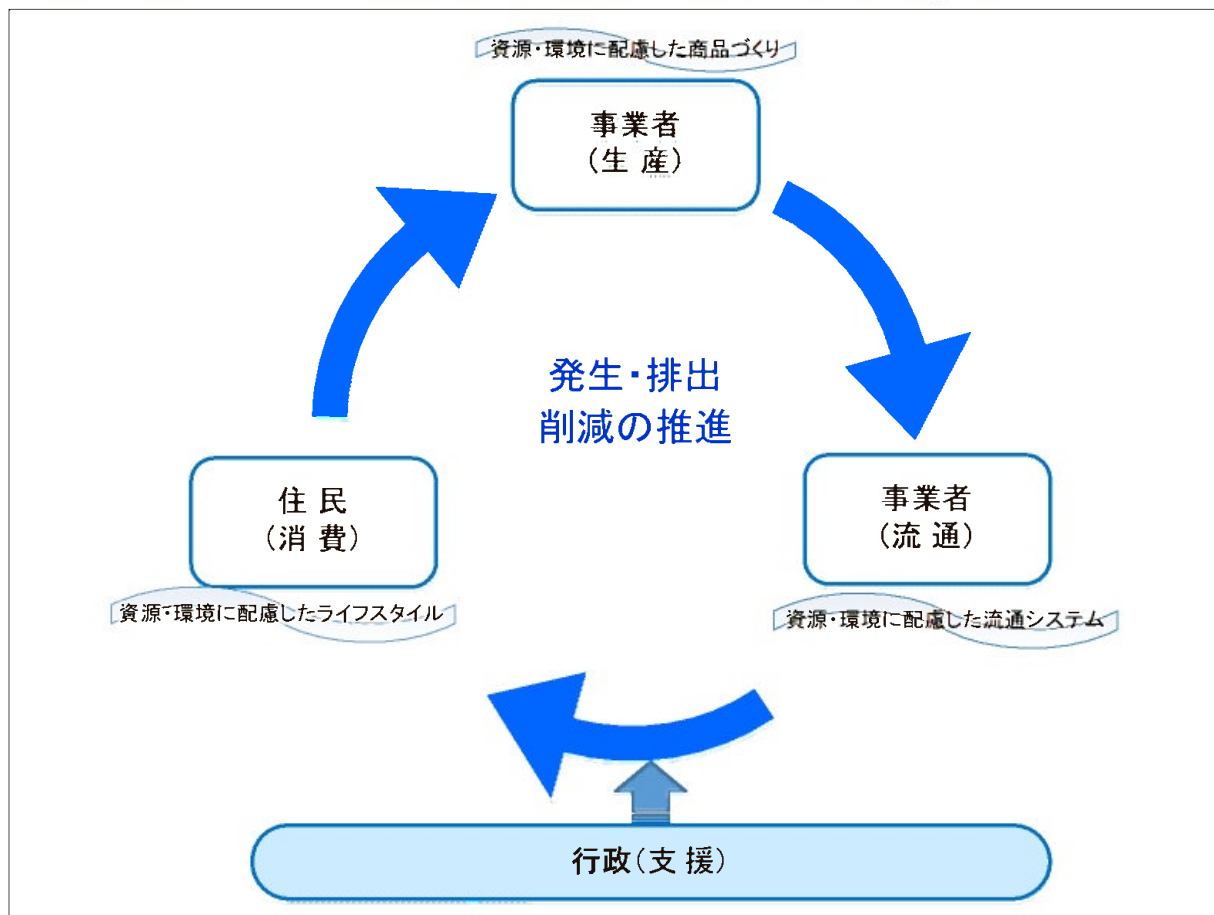
ごみの発生・排出削減の目標を達成するためには、住民・事業者・行政がごみの削減に対する意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たし、互いの協力と連携のもとで持続的な努力を続けていく必要があります。

こうした連携を深めていくために、消費者である住民は、一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、資源・環境問題に配慮したライフスタイルに転換する行動を、また事業者は、資源・環境に配慮した事業活動や商品づくり及び流通システムづくりを進める行動を、そして行政は、様々な角度から住民、事業者の取組みを支援する行動を、三者協働により実行していかなければなりません。

具体的な協働の形態として、環境問題の啓発などに取り組む NPO 団体の活動をはじめ、地域団体等が行う資源物回収活動や事業所が行う店頭回収、また三者が一体となり環境についての協議や活動を行うパートナーシップなどの取組みがあります。

今後においては更に、住民・事業者・行政が、ごみの発生・排出抑制という共通の目標に向かって、これまでの枠にとらわれることなく新たな視点で、それぞれができることから具体的な取組みをしていく必要があります。

▼図表 3-38 ごみ発生・排出削減における住民・事業者・行政の役割と連携



本町では、以下に示すごみの発生・排出抑制及び再資源化施策を推進するものとし、住民・事業者への3Rの啓発を実施し浸透を図ります。

## 1 ごみ排出抑制のための方策

ごみの排出抑制を進めるため、ごみの分別収集や排出抑制に積極的に取り組む住民・事業者を増やすものとします。行政は、住民や事業者の取組みを支援するものとします。

### 【関連するSDGs】



### 1-1 行政における役割、方策

本町におけるごみの減量化・再生利用を図るため、行政・住民・事業者の役割分担を明確にしつつ、排出抑制策も含めた減量化に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図るものとします。

#### (1) 環境教育、啓発活動の充実

住民・事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的なものとなるよう関係団体とも協力しつつ、新たな啓発手法の開発に努めます。また、ごみの減量化に関する社会意識を育てるため、学校や地域社会の場において、副読本を活用した教育やごみ処理施設の見学会などの教育啓発活動に積極的に取り組むものとします。

- 広報誌・防災行政無線によるPR活動
- ごみの出し方・ごみカレンダーの各戸配布
- 家電リサイクル法及びパソコンリサイクルの周知
- 資源ごみ集団回収奨励金交付制度、小規模環境施設整備事業の普及推進
- ごみステーション用看板の作成及び設置
- ごみ処理施設（清掃センター）の見学
- マイバッグキャンペーンの推進
- アパート管理者に対する指導の実施
- 事業者に対する減量化・再生利用の指導
- 実績をあげた個人・事業者の活動に対する表彰制度の検討



## (2) 有料化

排出抑制の誘引策となり、かつ排出者相互の負担の公平性が確保されるよう、排出者から排出量に応じた料金の徴収について検討します。

本町では、指定ごみ袋とステッカー制による収集を平成8年6月から行っています。

また、直接搬入ごみについては、清掃センターで処理手数料（家庭系 10kg30 円《税別》、事業系 10kg100 円《税別》）を徴収しています。

家庭系ごみについては、今後の排出量の状況や減量化目標の達成状況等や他自治体の動向をみながら、処理手数料である指定ごみ袋の価格の見直しについて検討するものとし、同様に事業系ごみの指定ごみ袋の価格の見直しについても必要に応じて検討していくものとします。

## (3) 食品ロスの削減

食品ロス削減に向けて、住民、事業者・関係団体、行政が協力しあうことが重要です。

燃えるごみを減らすためには、生ごみの減量に重点をおく必要があります。

本町では、フードバンク活動等についての情報提供を広報や SNS 等で広く住民に啓発していきます。食品ロス削減に関する食品関連事業者の取組みについて周知し、理解を促進します。



## (4) プラスチック製品の削減

使い捨てプラスチック製品等の発生抑制を図るための意識啓発を行います。

ホームページやアプリ、SNS 等で住民にプラスチック製品の使用を控え、繰り返し使える商品を選ぶなど啓発していきます。小型プラスチックについては、分別収集の徹底を啓発し、リサイクルを推進します。

また、プラスチック製品のリサイクルについては国の動向を注視していきます。



## (5) 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導

事業系ごみは、できる限り事業所内で有効利用するよう促し、燃えるごみの削減、あるいは排出量の削減を図ります。そのため、事業者からの問い合わせに対し、有効利用の手法、資源物を取り扱う資源回収業者等の紹介などを行います。

スーパー等において行っている食品トレー、牛乳パック等の回収を、より一層進めるため、回収を受け入れてもらえる販売店等に対し、協力を要請していきます。

## (6) 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

販売店等に対して過剰包装の自粛を呼びかけていきます。

## (7) 庁用品、公共関与事業における再生製品等の使用促進

事務用紙、コピー用紙、トイレトペーパー等の庁用品に再生製品等を使用するとともに、公共事業等において廃材や廃材による再生品等の使用に努めます。

## 1-2 住民における役割、方策

住民の方には、ごみを排出する当事者として自ら発生・排出抑制に努めるとともに、町が行うごみの減量化・再生利用に関する施策に協力をお願いします。

### (1) 住民団体による集団回収の促進

新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・古布等については、集団回収を行っている学校・PTAや子ども会・自治会などの団体及び資源回収業者へ出すようにしてもらいます。

廃家電やパソコンをはじめ販売店等で引取可能なものは、できるだけ引き取ってもらうようにし適正なルートでの処理・再生を推進します。

リターナブルビンについては、できるだけ販売店等に戻すようお願いします。

ペットボトル、乾電池等の拠点回収・店頭回収を積極的に利用してもらいます。

町が実施するごみの分別収集に理解を頂き、分別区分ごとの正しいごみの出し方を行うよう啓発します。

### (2) 生ごみの減量化

燃えるごみを減らすためには、生ごみの減量に重点をおく必要があります。「使いきる」、「食べきる」、「水気をきる」の3キリ運動の啓発を行っていきます。生ごみの減量化を推進するため、生ごみの堆肥化を啓発していきます。

### (3) 食品ロスの削減

計画的に食品を購入し、賞味期限内に使い切るようにするとともに、料理は作る分量を工夫するなどして残さず食べるように啓発します。

食材の適量使用による食べ残しや賞味期限切れ食品の廃棄をできるだけなくすなど、生ごみの発生抑制に努めます。



#### (4) プラスチック製品の削減

マイバッグやマイボトルの利用など、ワンウェイプラスチックの使用抑制に取り組めます。プラスチック製品の購入においては、環境に配慮した製品を選び、できる限り長時間（期間）使用します。

#### (5) 過剰包装の自粛

マイバッグを持参し、レジ袋等のごみを減らすよう啓発します。また、贈物等の際も簡易包装のものを選ぶようにします。

#### (6) 再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパー等の再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制します。また、可能な限り、物をむだに消費しない生活スタイルを心がけるよう啓発します。



### 1-3 事業者における役割、方策

事業者は、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再生利用等によりその減量に努めるとともに、町が行うごみの減量化・再生利用に関する施策に協力していただきます。



#### (1) 発生源における排出抑制

事業者は、排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進します。また、多量のごみを排出する事業所には、減量化・再資源化計画の作成・提出していただき、ごみ減量・再資源化に努めていきます。

多量に食品廃棄物を排出する飲食店や食料販売店等の事業所に対し、食品ロスへの取組みや食品廃棄物を飼料や堆肥化などによる再生利用に関する情報の提供や啓発活動を実施し食品ロスの削減を推進します。



#### (2) 過剰包装の自粛

事業者は、消費者が商品の購入に伴って排出するごみを少なくすることに視点をおいて、過剰包装を可能な限り控えるような取組みに積極的に協力します。

#### (3) 流通包装廃棄物の排出抑制

事業者は、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により流通包装廃棄物の発生を抑制します。

#### (4) 使い捨て容器の使用抑制と製造・流通事業者自主回収・資源化の推進

事業者は、使い捨て容器の使用を抑制するとともに、環境やリサイクルを考えた製品の販売や自主回収、資源化ルートを構築します。

商品の製造にあたっては、製品の長寿命化や修理しやすい構造とするほか、再使用できる容器の利用やリサイクルしやすい素材の利用などに努めます。

また、商品の流通にあたっては、梱包材の減量や再使用のほか、効率的な輸送に努めます。

#### (5) 再生品の使用促進等

事務用紙、コピー用紙、トイレトペーパー等について再生品等の使用に努めます。



## 2 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

将来の家庭系ごみの分別区分は、現状の分別区分を維持していくものとするが各種リサイクル法の制定・改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて分別収集体制の見直しを検討していきます。事業系ごみについても、基本的には家庭系ごみの分別区分に準じるものとします。

▼図表 3-39 将来のごみの種類と主な品目

分別区分		主な品目
可燃物	燃えるごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●台所からでるごみ（生ごみ、トレイ類、ソース、玉子ケース、豆腐パック等）</li> <li>●衣類（ボロ布・古着等）</li> <li>●新聞・雑誌・ダンボール類（新聞、本等、ダンボール、牛乳パック等）</li> <li>●はきもの類（靴・スリッパ・長靴《安全靴は除く》）</li> <li>●その他（紙おむつ、使い捨てカイロ、生花、ぬいぐるみ等）</li> </ul>
	燃えない 複雑ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●金属が混在するプラスチック製品（テープ（カセットテープ・ビデオテープ）、使い捨てライター、フロッピーディスク、傘等）</li> <li>●われたガラス等（セトモノ類（茶わん・皿）、ガラス製食器、植木鉢 等）</li> <li>●その他（カミソリ、蛍光灯、釣り竿・釣り糸・釣り針、針金ハンガー、ノコギリ・かま等、包丁、シェーバー、カセットコンロ、携帯電話、ゲーム機《ソフト》、デジタルカメラ《カメラ》、おもちゃ《金属を含む》、時計等）</li> <li>●ビニール類（ビニールホース・ビニールプール・浮き輪・ビニールパイプ等）</li> </ul>
不燃物	資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空カン類（スプレー缶・カセットボンベ等）</li> <li>●空ビン類（一升ビン・ビールビン等）</li> <li>●その他（菓子等のカン類、やかん等の金属類等）</li> </ul>
	小型プラスチックごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文具・玩具類（ボールペン・定規・筆箱・下敷き、ブレンダー、じょうろ等）</li> <li>●ボトル類（洗剤、シャンプー・リンス等）</li> <li>●日用品（プラスチック製食器等）</li> <li>●ふた（チューブのふたやシャンプー・洗剤のキャップ、ペットボトルのふた、入浴剤のふた、インスタントコーヒーのふた等）</li> <li>●その他（ポリ容器・発泡スチロール、プラスチック製植木鉢、畦なみ、洗面器等）</li> </ul>
粗大ごみ	燃える 大型ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●木製家具類（タンス、イス、ふすま・障子等）</li> <li>●じゅうたん類（ふとん・毛布、じゅうたん、マットレス《スプリング付きマットレスは除く》、タタミ等）</li> <li>●乾燥した廃材類（木材、丸木、植木の枝・木切れ等）</li> </ul>
	燃えない 大型ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スチール製品類（ロッカー、デスク・イス等）</li> <li>●電化製品類（電気製品類（掃除機・扇風機・電気ポット等））</li> <li>●その他（自転車、石油ストーブ、ガステーブル、大型プラスチック容器、コンテナ類、トタン、一斗缶、物干しざお・鉄パイプ等）</li> </ul>
ペットボトル		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆拠点回収《PETのみ》</li> </ul> <p style="text-align: center;">【回収箱設置場所】 Aコープひだか店</p> 
収集しないごみ	清掃センターへ直接持ち込めるごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生木 ●ワイヤー ●大型ダンボール ●原付《原付スクーター型限定（50cc以下）》</li> <li>●ドラム缶 ●スプリング付マットレス</li> <li>●その他（消毒用噴射器、電気温水器、大型マシン、ワイヤーチェーン、針金、太陽熱温水器、金網、電源コード、ボイラー等）</li> </ul>
	清掃センターへ直接持ち込めないごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消火器 ●プロパンガス・ボンベ ●廃タイヤ</li> <li>●その他（農家用ビニール、農薬・殺虫剤・漂白剤等の液体・ピクリンの缶、バッテリー、瓦、コンクリートガラ・石こうボード、焼却灰・土砂、有害危険ごみ産業（乾電池類《ボタン型水銀を含む》）、産業廃棄物（建設廃材・パチンコ台等）、感染性医療廃棄物（メス・注射針等）、ダイオキシン発生に関わる事業系ごみ等）</li> </ul>
リサイクル	家電リサイクル法対象品目	★テレビ《ブラウン管・液晶・プラズマ》、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
	パソコン	★ディスプレイ・デスクトップ本体、ノートパソコン
乾電池		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆拠点回収</li> </ul> <p style="text-align: center;">【回収箱設置場所】 電気店等</p>



## 第6節 ごみの適正処理計画

廃棄物の処理・処分については、組合と連携を図り、環境負荷の少ない効率的な処理体制を維持します。台風や地震などの災害発生時においても平時から備えることにより、迅速かつ適切な災害廃棄物等の収集・運搬等に努めます。また、感染症発生時においても、感染防止策を講じて、平時同様に廃棄物の処理・処分体制を確保します。

【関連する SDGs】



### 1 収集運搬計画

#### 1-1 収集運搬の方法

計画収集区域は、行政区域全域とします。

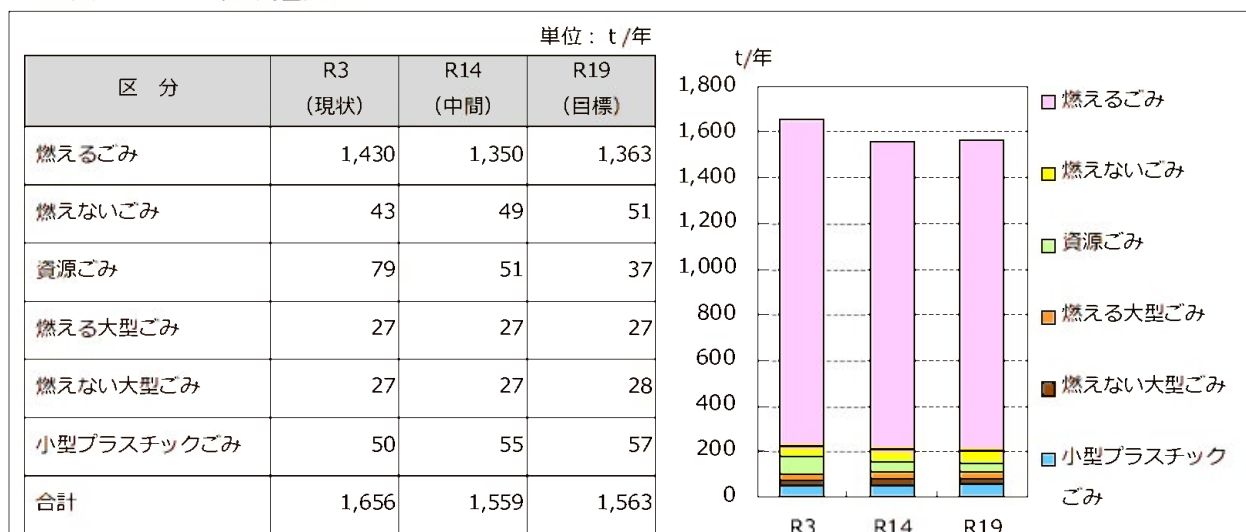
家庭から排出されるごみの収集運搬は、現状の収集・運搬体制を維持します。今後の社会情勢の変化や排出状況等に応じて、収集頻度や排出方法の見直しを行うものとします。

また、事業系ごみの収集運搬は、事業者自らが処理施設に搬入するか、本町の委託業者による収集とします。手数料については、必要に応じて見直しを行っていきます。

#### 1-2 収集運搬量

収集運搬量は、ごみ排出抑制目標の達成によりごみ排出量は削減され、令和19年度において約1,600t/年となる見込みです。

▼図表 3-40 収集運搬量



### 1-3 高齢化社会等に配慮したふれあい収集の検討

本町の大型ごみ収集は、ステーション方式にて収集を行っており、住民は、決められた場所に自らがごみを出す必要があります。ごみ置場までごみを出すことが困難な高齢者、要介護者及び障がいのある住民に対して、ごみ出し支援を検討していきます。



## 2 中間処理計画

### 2-1 中間処理の方法

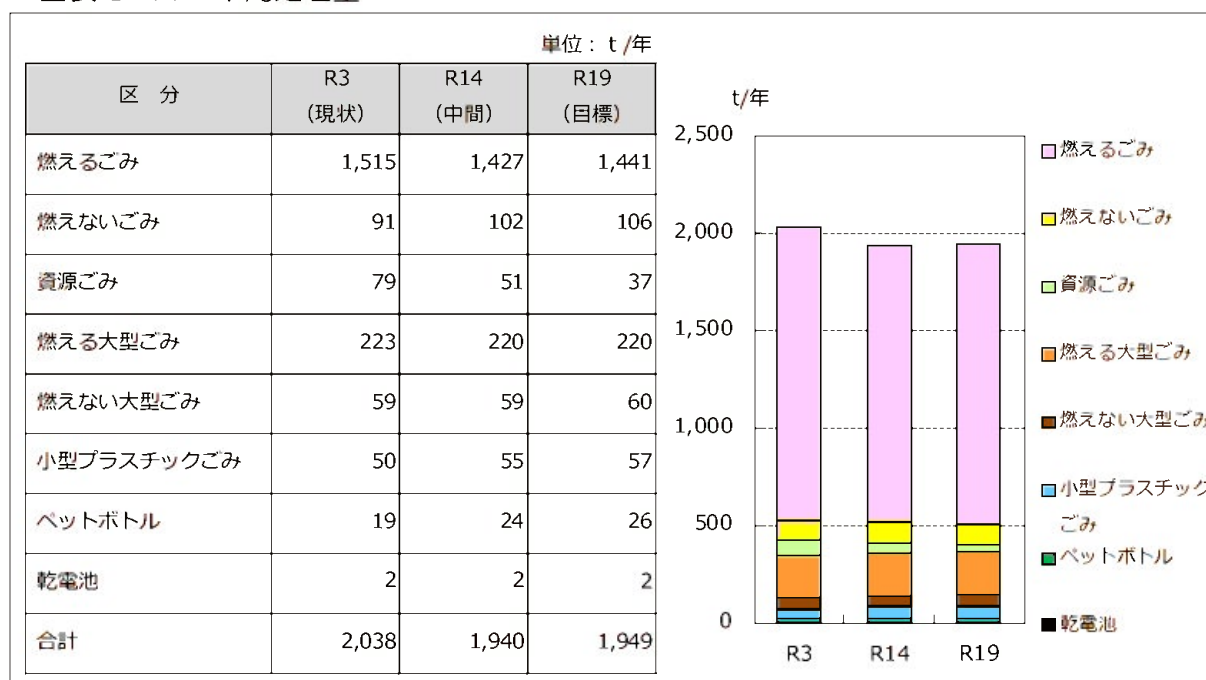
ごみの排出抑制・資源化を推進した上で、現状の処理方法を継続していきます。

安全で安定したごみ処理が継続できるように、適正な維持管理を行うものとします。

### 2-2 中間処理量

中間処理量は、ごみ発生・排出削減目標の達成により減少し、令和19年度において約1,900t/年となる見込みです。

▼図表 3-41 中間処理量



## 2-3 施設における適正な処理

ごみの適正処理を行うためには、適切な維持管理のもと処理施設を安定稼働させ、また、高度な二次公害防止対策を徹底することが不可欠です。

本町から排出されるごみについては、組合にて広域処理し、適正処理によって環境負荷の低減と再資源化を推進していきます。

## 3 最終処分計画

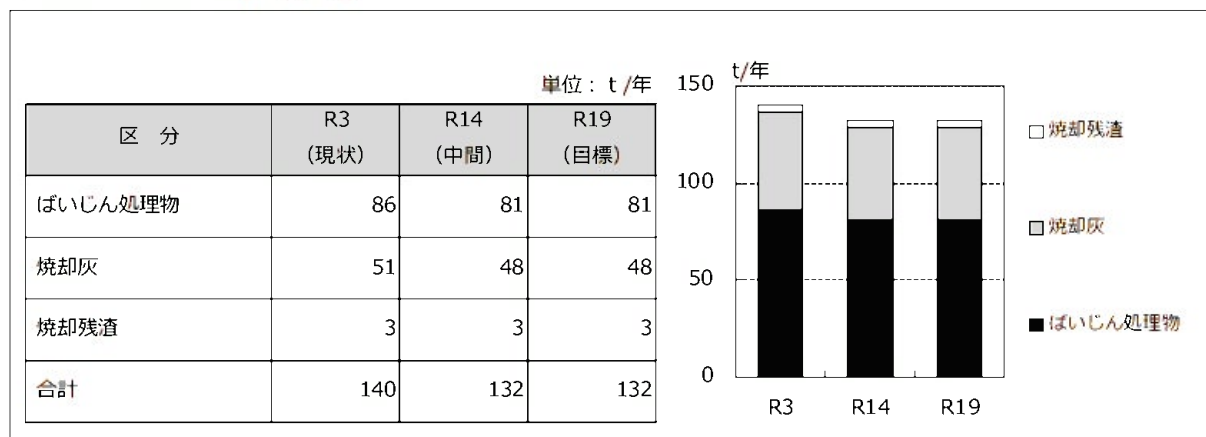
### 3-1 最終処分の方法

清掃センターで焼却処理後のばいじん処理物及び焼却灰については大阪湾広域臨海整備センターに埋立処分を委託し、焼却残渣等については清掃センターにて埋立処分します。

### 3-2 最終処分量

最終処分量は、令和19年度に133t/年となる見込みです。

▼図表 3-42 最終処分量



### 3-3 最終処分場の適正管理

現在供用中の最終処分場は、埋立開始から用途廃止されるまでの間、廃棄物処理法に基づく維持管理が必要となります。

今後も引き続き法に基づく適正な維持管理を行い、周辺地域の環境保全に努めるものとします。

## 4 その他適正処理に関する施策

### 4-1 不法投棄防止対策の徹底

不法投棄防止策として、不法投棄やポイ捨てが発生しやすい場所を減らしていくことも重要なため、監視パトロールの強化やクリーン大作戦の実施による美化に努めます。さらに街灯の設置や和歌山県貸出監視カメラの利用等を行うとともに、保健所や警察等と連携して不法投棄の監視を強化し、不法投棄の防止を図ります。



### 4-2 適正処理困難物等の対策

適正処理困難物については、製造・販売事業者による回収・引取を推進するとともに、各種リサイクル法等による適正処理を行います。また、町の処理施設で処理のできないごみについては、専門の処理事業者等により適正処理を行います。

### 4-3 災害廃棄物対策

本町では、災害発生時の迅速な対応を行うため、具体的なマニュアルの整備や、県、近隣市町や関係団体との総合的な支援連携強化に努めています。また、災害時に発生する大量で多様な災害廃棄物は、できるだけ速やかに回収することで公衆衛生を維持するものとし、公有地等を利用して、一次・二次仮置場を確保し、災害廃棄物の分別と処理を進めるものとし、本町単独では対応できない場合も想定されるため、県の廃棄物対策部署等、関係機関との連携を図り適正な処理を行います。



### 4-4 在宅医療廃棄物対策

高齢化の進行等によって、在宅医療行為に伴う廃棄物（在宅医療系廃棄物）が増加しています。こうした在宅医療系廃棄物には、注射針など、ごみ処理において危険を伴う場合も想定されます。

在宅医療系廃棄物による事故を防ぐため、医師や医療機関との連携を図り、適正な処理を推進します。具体的には、注射針など危険なものや感染性のあるものは、医療機関を通じて専門業者による回収とします。

### 4-5 漂着ごみ対策

不法投棄されたプラスチックごみは、河川や海に流出し、海洋汚染の原因になることから環境負荷を低減させるために、漂着ごみ対策について、県や関係団体などと連携を図り、海洋汚染問題について、環境学習や広報にて啓発していきます。



## 第7節 計画の推進

### 1 計画の推進状況の把握

毎年、ごみ処理実施計画において基本計画の進捗状況を把握し、減量化目標等の達成状況について評価するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとします。また、進捗状況等については、広報等により住民にも周知し、ごみの減量化・再資源化に関する意識の高揚を図ります。

### 2 計画の見直し

今後の経済社会状況やごみ量の変化などに的確に対応した基本計画の運用を図るため、廃棄物の情勢に大きな変化があった場合や5年ごとに計画全体の施策について評価・点検を行い、見直すものとします。

### 3 推進体制

ごみの発生・排出削減や資源化の促進は、排出者である住民や事業者が積極的に取り組むことから始まります。そのためには、行政も加えた三者による協働が必要なため、行政と住民・事業者をつなぐ審議会等の体制が不可欠です。

本町では、ごみの現状やごみの認識を深め、地域住民に対して啓蒙を行い、ごみの減量化や資源化を推進するために廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進委員会の設置を検討します。

## 第4章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理の現状

#### 1 水環境、水質保全に関する地域指定

本町近郊の水環境の状況、水質保全に関する地域指定は、以下に示すとおりです。

本町で環境基準の類型が当てはめられている地点はないが、近郊海域である由良湾海域及び西川水系の下流での定期調査が行われており、由良湾海域は環境基準を達成しています。

▼図表 4-1 河川の水質（令和2年度）

測定地点（河川）		環境基準 類型指定	PH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
西川水系	西川大橋	-	7.5	7.9	1	5	87,000

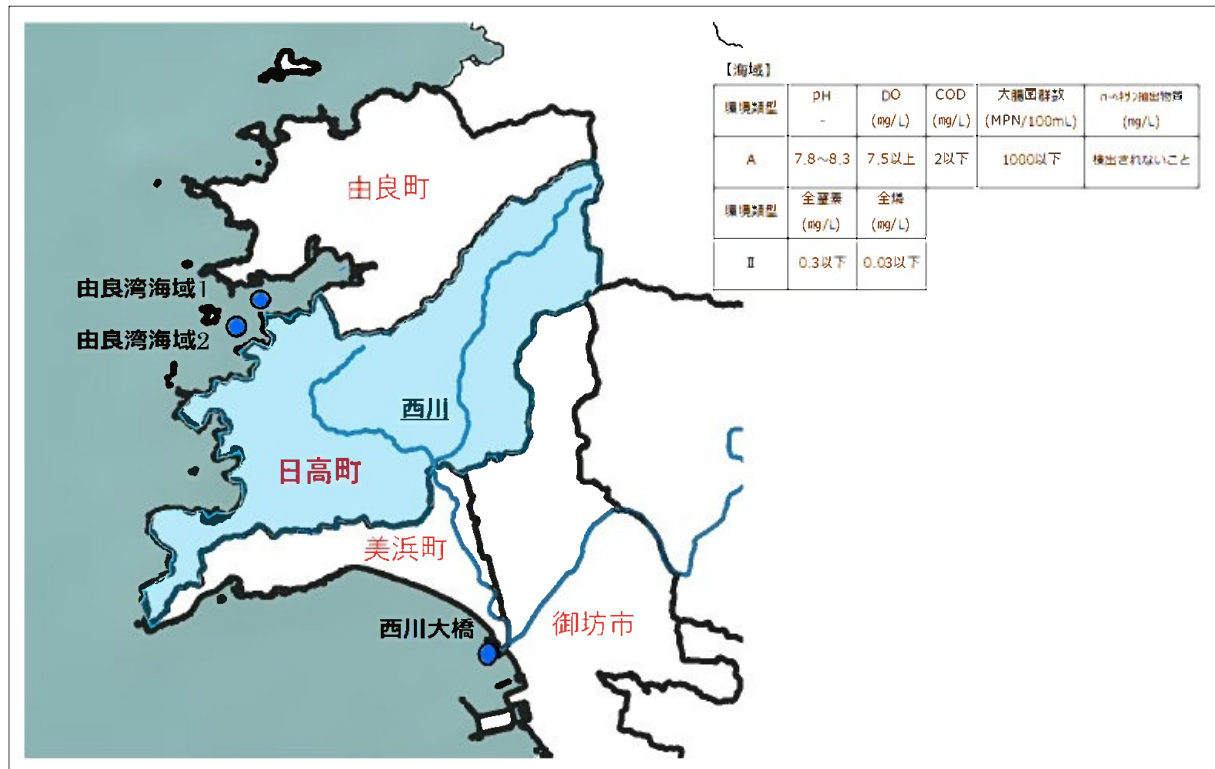
資料：環境省 水環境総合情報サイト 2020年度公共用水域水質測定データ

▼図表 4-2 海域の水質（令和2年度）

測定地点 (海域)	環境基準 類型指定	DO (mg/L)	COD (mg/L)	大腸菌群 (MPN/100mL)	n-ヘキサン抽出物 (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)
由良湾海域 1	A II	7.6	0.8	0.38	<0.5	0.09	0.018
由良湾海域 2	A II	7.6	0.7	0	<0.5	0.09	0.016

資料：環境省 水環境総合情報サイト 2020年度公共用水域水質測定データ

▼図表 4-3 本町管内の河川等の状況



## 2 生活排水処理体系の状況

本町におけるし尿は、くみ取り便槽から収集されるほか、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び集落排水処理施設で処理されています。

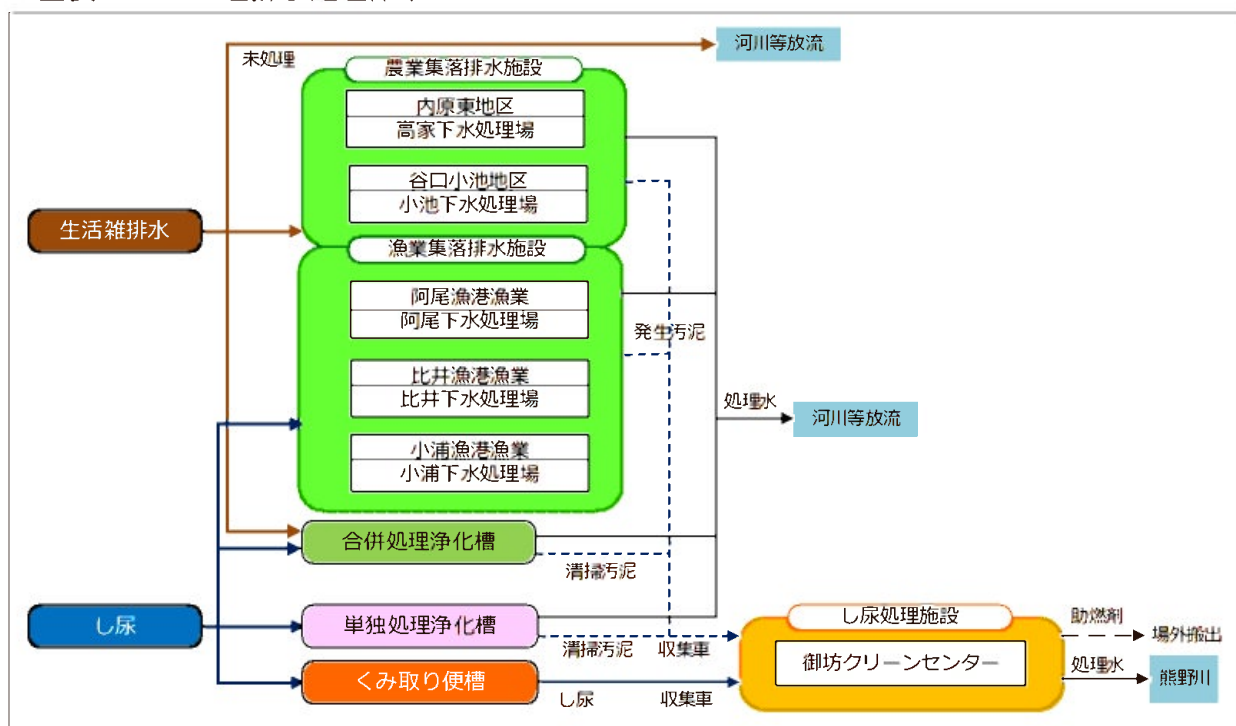
生活雑排水は、合併処理浄化槽、集落排水処理施設で処理されている以外は、未処理で公共用水域に排出されています。

本町の集落排水処理施設として、農業集落排水処理施設が2処理区域、漁業集落排水処理施設が3処理区域で稼働しています。これらの施設の処理水はそれぞれ河川または海域に放流し、発生汚泥は御坊クリーンセンターで処理しています。

また、本町には単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽があり、浄化槽の処理水は排水路等を通して公共用水域へ放流しています。

し尿及び浄化槽の清掃汚泥（集落排水処理施設汚泥を含む。）は収集され、御坊クリーンセンターへ搬入して処理を行っています。御坊クリーンセンターでは、処理水を熊野川に放流しており、処理工程から発生する汚泥を助燃剤化し、組合が管理・運営する清掃センターに搬出しています。

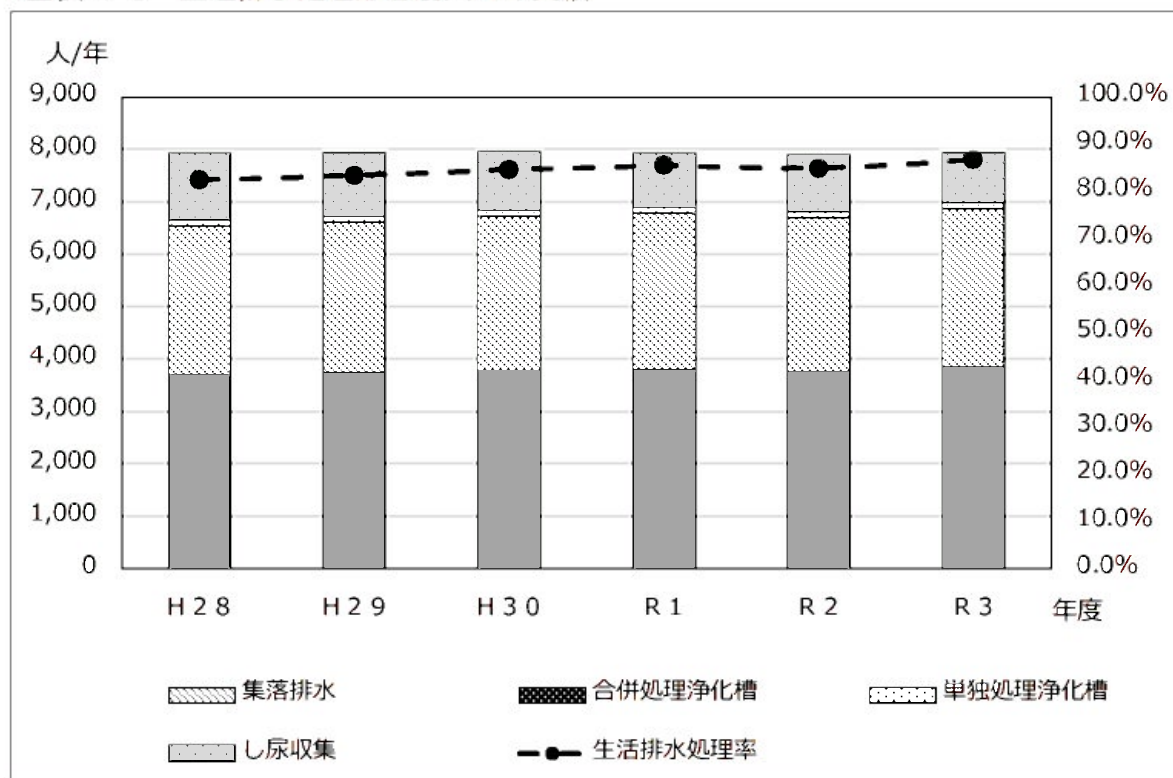
▼図表 4-4 生活排水処理体系



### 3 生活排水処理形態別人口

本町では、集落排水施設及び合併処理浄化槽の普及に伴い、水洗化・生活雑排水処理人口は、年々増加しています。これに伴い、単独処理浄化槽やし尿収集などの生活雑排水が処理できていない人口は減少しています。

▼図表 4-5 生活排水処理形態別人口の実績



区分	年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
行政区域内人口	[人]	7,921	7,930	7,942	7,915	7,889	7,928
計画処理区域内人口	[人]	7,921	7,930	7,942	7,915	7,889	7,928
水洗化・生活雑排水処理人口	[人]	6,637	6,717	6,827	6,873	6,792	6,972
下水道人口	[人]	0	0	0	0	0	0
集落排水処理施設人口	[人]	3,695	3,732	3,785	3,797	3,754	3,844
合併処理浄化槽人口	[人]	2,825	2,869	2,926	2,961	2,925	3,016
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	[人]	117	116	116	115	113	112
非水洗化人口	[人]	1,284	1,213	1,115	1,042	1,097	956
し尿収集人口	[人]	1,284	1,213	1,115	1,042	1,097	956
自家処理人口	[人]	0	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	[人]	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	[%]	82.3	83.2	84.5	85.4	84.7	86.5

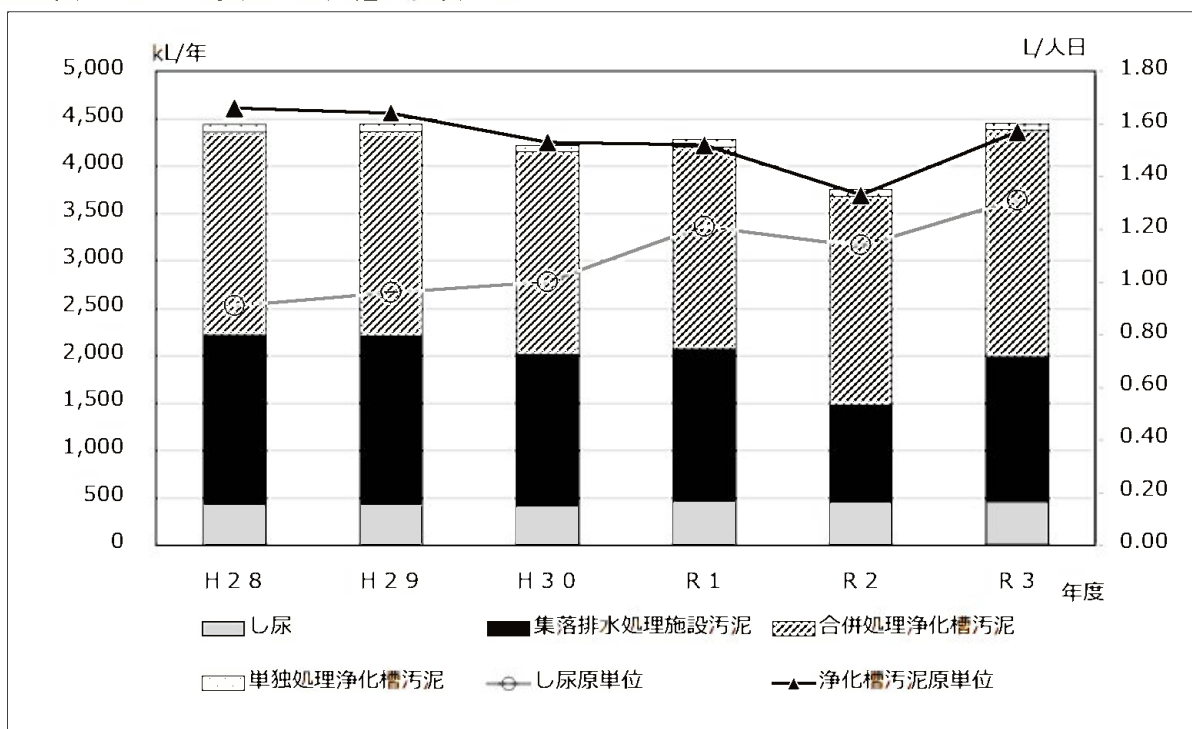
注) 生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口/行政区域内人口



## 4 処理形態別排出量

し尿の排出量は平成30年に減少したものの横ばいで推移しており、令和3年度は458klです。浄化槽汚泥の排出量は令和2年度に集落排水処理施設汚泥が大幅に減少したことにより、全体排出量が減少しています。し尿と浄化槽汚泥の原単位は令和3年度で、し尿1.31L/人日、浄化槽汚泥1.57L/人日となっています。

▼図表 4-6 し尿及び浄化槽汚泥排出量

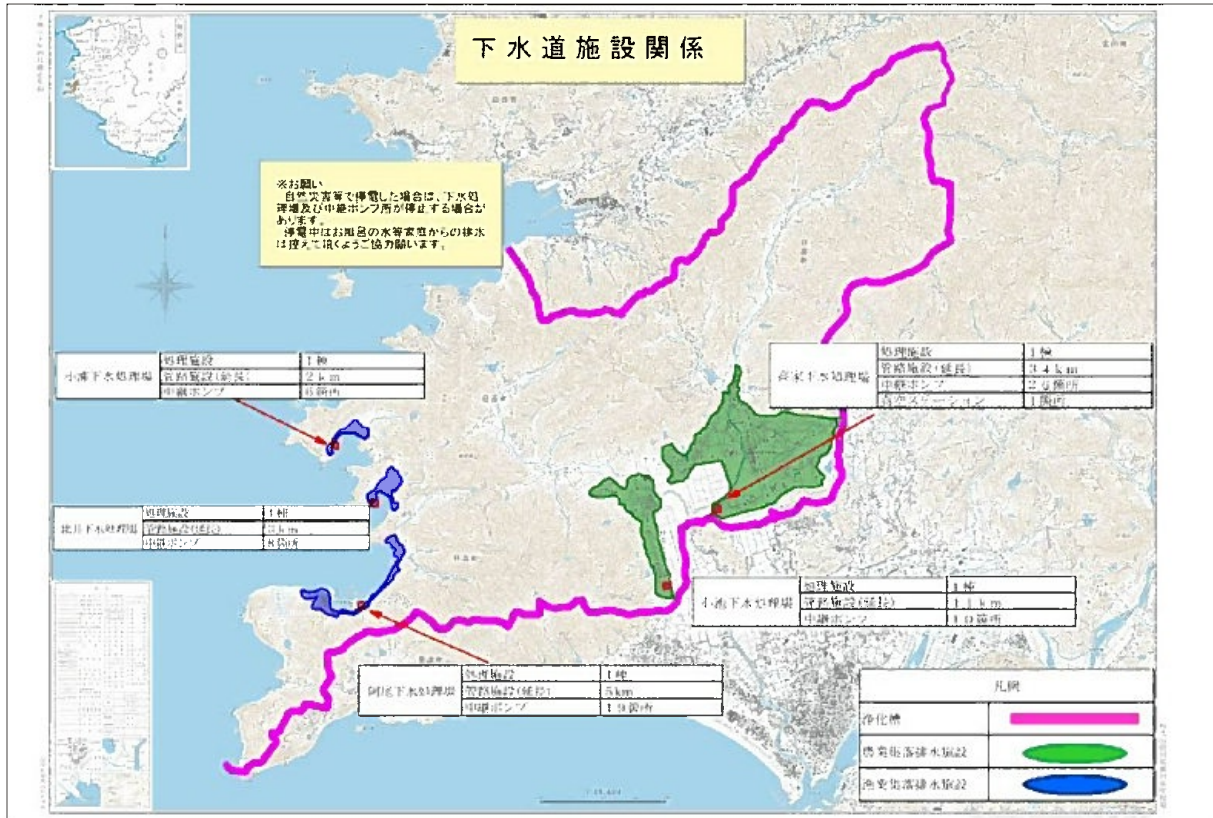


区分		平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
排出量 (kL/年)	し尿	425	425	407	460	455	458
	浄化槽汚泥	4,018	4,018	3,814	3,818	3,294	3,990
	集落排水処理	1,798	1,784	1,607	1,609	1,024	1,533
	合併処理	2,132	2,156	2,133	2,132	2,202	2,392
	単独処理	88	77	74	78	68	65
合計	4,443	4,443	4,221	4,278	3,749	4,448	
原単位 (L/人日)	し尿	0.91	0.96	1.00	1.21	1.14	1.31
	浄化槽汚泥	1.66	1.64	1.53	1.52	1.33	1.57
	合計	1.54	1.54	1.46	1.48	1.30	1.54

## 5 生活排水処理施設の整備概況

生活排水処理施設区域を以下に示します。

▼図表 4-7 生活排水処理区域図



### 5-1 集落排水処理施設の状況

本町の集落排水処理施設として、農業集落排水が 2 処理区域、漁業集落排水が 3 地区で稼働しています。いずれの施設も整備はすでに完了しており、維持管理の段階となっています。

▼図表 4-8 農業集落排水処理施設の状況（令和 3 年度末現在）

施設名	内原東地区	谷口小池地区
計画区域面積 (ha)	60.0	26.7
計画人口 (人)	4,110	1,370
現況人口 (人)	3,291	960
計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	1,110	370

資料：日高町

▼図表 4-9 漁業集落排水処理施設の状況（令和 3 年度末現在）

施設名	阿尾地区	比井地区	小浦地区
計画区域面積 (ha)	8.4	13.0	3.7
計画人口 (人)	1,780	780	420
現況人口 (人)	499	274	105
計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	481	211	120

## 5-2 合併処理浄化槽の状況

本町では、集落排水処理施設の他に、生活排水処理対策として合併処理浄化槽の設置を推進しており、日高町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき設置に対する補助制度を実施しています。

合併処理浄化槽に対する補助限度額は、図表 4-10 に示すとおりです。

▼図表 4-10 補助限度額

人槽区分	限度額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8人槽～	548,000円

▼図表 4-11 合併処理浄化槽

区分	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
合併処理浄化槽（基数）	1,108	1,134	1,161	1,189	1,189	1,241

資料：日高町

## 5-3 し尿処理施設の状況

本町のし尿及び浄化槽汚泥は、御坊クリーンセンターで処理しており、将来にわたり安定して安全に処理が継続できるよう、組合が実施する適切な整備に対して協力しています。

▼図表 4-12 し尿処理施設の概要

施設名	御坊クリーンセンター
竣工年度	平成 18 年 3 月 31 日
計画処理能力	131 k L/日(し尿：52 k L/日、浄化槽汚泥：79 k L/日)
処理方式	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式

▼図表 4-13 新施設概要【整備計画】

施設名	(仮称) 汚泥再生処理センター
整備工事年度	令和 4 年～令和 8 年度
計画処理能力	122 k L/日 (し尿：23 k L/日、浄化槽汚泥：86 k L/日、集落排水施設汚泥：13 k L/日)
処理方式	生物学的脱窒素処理方式+高度処理
資源化方式	助燃剤化

## 6 生活排水処理に関する課題

### 6-1 生活排水処理の向上

本町は、合併浄化槽の普及が進んでおり、生活排水処理率が86.5%（令和3月末現在）に達しています。生活雑排水を処理していない「し尿収集人口」及び「単独処理浄化槽人口」約15%が未処理で公共用水域に排出されている状況です。

公共用水域への汚濁負荷を低減させるため、引き続き合併処理浄化槽の整備、農業・漁業集落排水処理施設の活用が不可欠となっています。

今後も一層の水環境の保全に努めるとともに、生活排水の適正な処理、生活排水処理率の向上を図っていく必要があります。

### 6-2 生活排水処理対策の啓発

本町の水環境保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及びその効果等について広く町民に啓発し、また台所などの発生源における汚濁負荷削減対策についても同様に啓発を行っていく必要があります。

### 6-3 適正及び安定的な処理の継続

御坊クリーンセンターは、供用開始から16年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、し尿及び浄化槽汚泥を今後も安定的に処理するため、設備機器等の計画的な補修及び更新を行い、施設の供用期間に応じた適正な維持管理を継続する必要があります。

### 6-4 合併処理浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽の処理性能は、BOD除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l以下と下水道終末処理場の二次処理水と同等です。また、設備費用が安価で、設置に要する期間が極めて短く、投資効果の発現も早いという利点を持っています。しかし、清掃、点検等の維持管理が適正に行われない限り、その処理性能を発揮することはできません。浄化槽の機能を維持し適正処理を図るため、浄化槽の清掃、点検等の維持管理についても、使用者に周知していく必要があります。

## 第2節 生活排水処理の目標

### 1 生活排水処理の基本方針

生活排水処理施設の整備は、快適な日常生活を営むうえで不可欠であるばかりでなく、河川等の公共用水域の水質保全に大きく寄与するものです。本町では、身近な公共用水域の水質改善を図るため、地域住民の理解と協力をもとに、生活排水処理に関する事業に取り組み、適正な排水処理への普及と啓発を行うとともに、生活排水処理施設整備を進めていくことを基本方針とします。

▼図表 4-14 基本方針

#### 基本方針 1 生活排水の適正処理へ普及・推進

- 集落排水処理施設への接続、合併処理浄化槽の設置により、生活排水処理を普及・推進します。
- 単独処理浄化槽の家庭については、合併処理浄化槽への転換を啓発します。

#### 基本方針 2 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

- 御坊広域行政事務組合が管理・運営する汚泥再生処理センター（御坊クリーンセンター）で、将来にわたり安定して安全に処理が継続できるよう、組合が実施する適切な整備に対して協力していきます。

関連するSDGs



### 2 生活排水処理主体

本町における生活排水の処理主体は、以下のとおりとします。また、計画処理区域は本町全域とします。し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、本町が許可した業者が行っています。

▼図表 4-15 処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	本町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	本町、個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥 集落排水処理施設汚泥	組合

## 第3節 生活排水の処理計画

### 1 生活排水処理率の目標

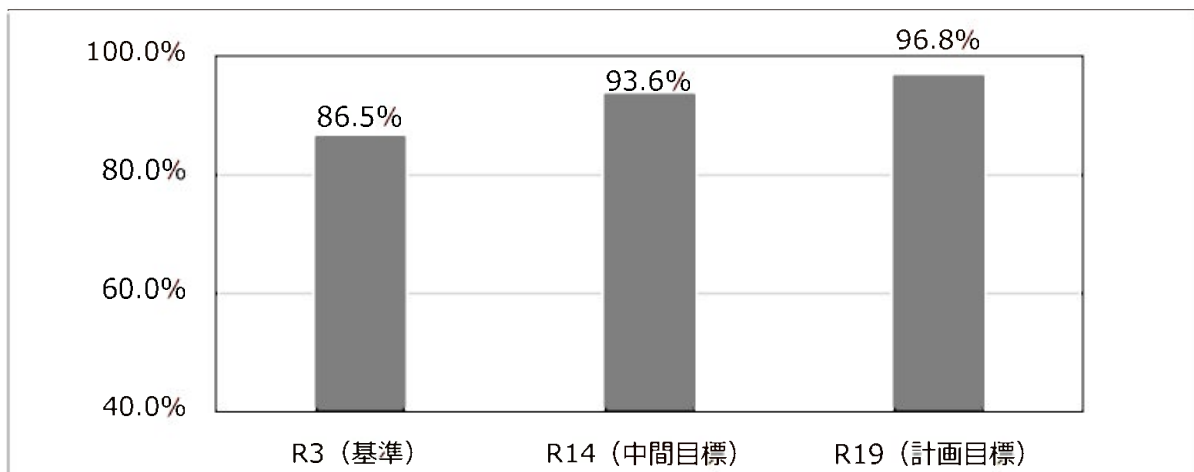
本計画の生活排水処理に関する基本方針に基づき、合併処理浄化槽の設置・転換や集落排水施設への接続を促すことにより、生活排水処理の適正化を進めていくものとします。

また、本計画の計画目標年度である令和19年度において、生活排水処理率を約97%に達成させることを目指すものとします。

▼図表 4-16 生活排水処理の目標

区分	令和3年度 (基準年度)	令和14年度 (中間目標年度)	令和19年度 (計画目標年度)
行政区域内人口 (計画処理区域内人口) [人]	7,928	7,959	7,993
水洗化・生活雑排水処理人口 [人]	6,860	7,452	7,735
生活排水処理率	86.5%	93.6%	96.8%

注) 生活排水処理率=水洗化・生活雑排水処理人口/行政区域内人口



### 2 生活排水処理区域及び処理人口

本町における生活排水処理区域は、農業・漁業集落排水事業区域及び合併処理浄化槽区域に分けられています。こうした各処理施設や地域の特徴を踏まえた効率的な生活排水処理を推進していくものとします。

▼図表 4-17 生活排水処理区域及び処理人口

区分	処理計画区域	令和19年度 (計画目標年度)
農業集落排水事業区域	内原東地区、谷口小池地区	4,202 人
漁業集落排水事業区域	阿尾漁港、比井漁港、小浦漁港	
合併処理浄化槽区域	集落排水事業区域以外の区域	3,533 人

### 3 生活排水処理形態別人口等の見込み

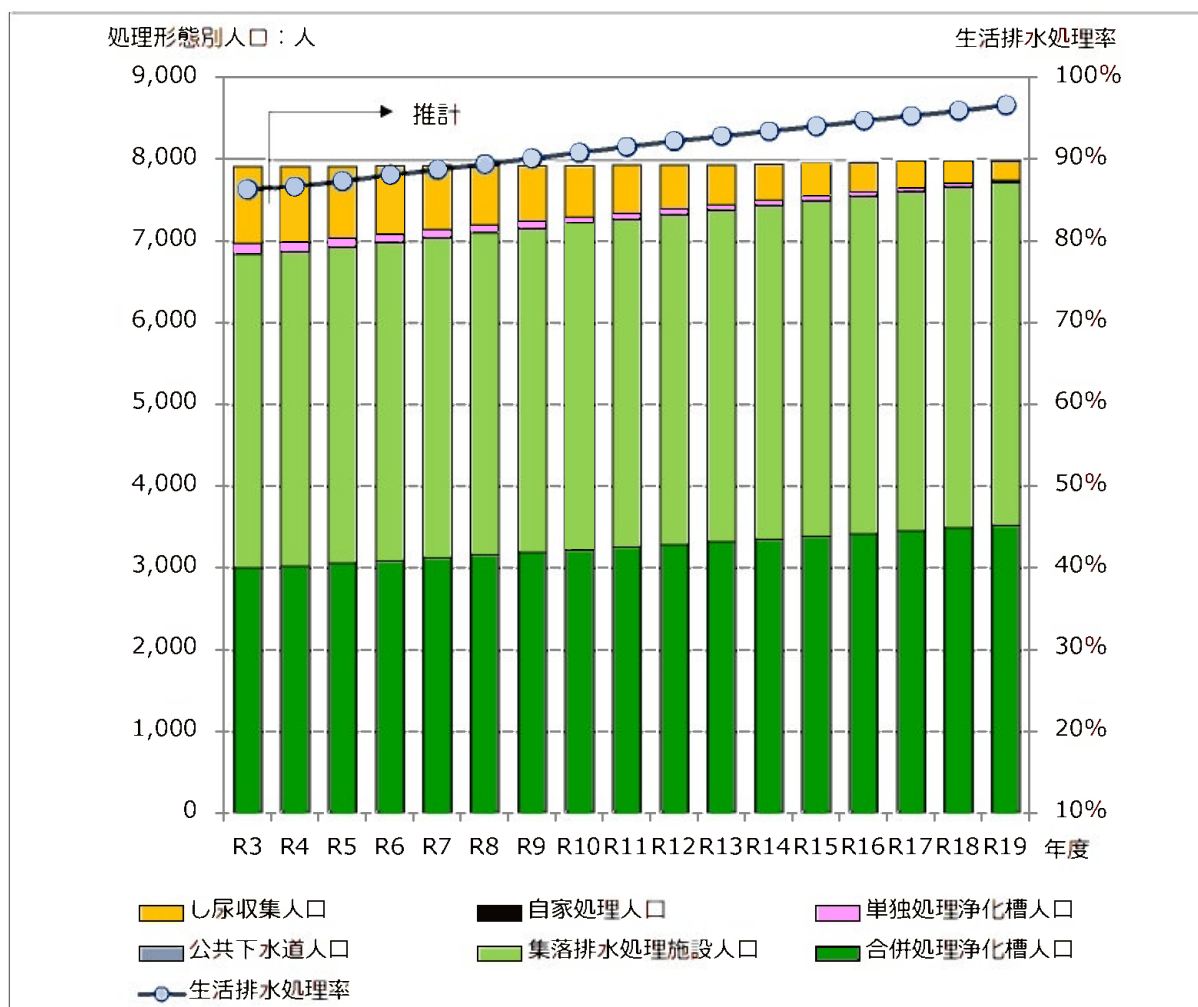
#### 3-1 生活排水処理形態別人口の推計

本町の生活排水処理形態別人口の見込みは、以下のとおりです。

公共下水道事業の進捗に応じて、し尿収集人口や浄化槽人口が変動することが想定されるため、必要に応じて本計画の見直しを行う方針とします。

▼図表 4-18 生活排水処理形態別人口の見込み

区 分	令和3年度 (基準年度)	令和14年度 (中間目標年度)	令和19年度 (計画目標年度)
行政区域内人口 (計画処理区域内人口)	[人] 7,928	7,959	7,993
し尿収集人口	[人] 956	454	231
自家処理人口	[人] 0	0	0
単独処理浄化槽人口	[人] 112	53	27
公共下水道人口	[人] 0	0	0
集落排水処理施設人口	[人] 3,844	4,085	4,202
合併処理浄化槽人口	[人] 3,016	3,367	3,533
生活排水処理率	86.5%	93.6%	96.8%

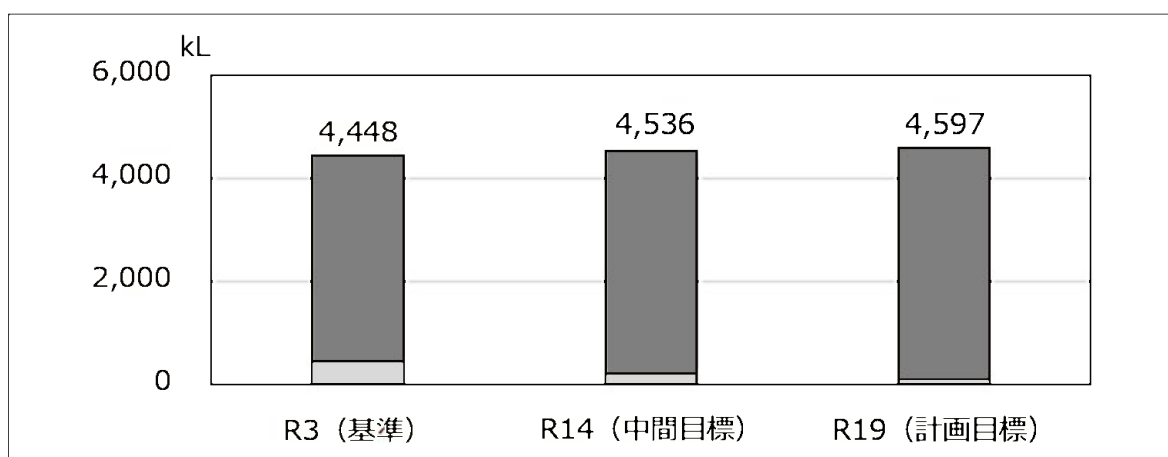


### 3-2 し尿・浄化槽汚泥排出量の推計

御坊クリーンセンターにおいて処理するし尿及び浄化槽汚泥の処理対象人口は、人口減少と合併処理浄化槽への転換等で、し尿収集人口や単独処理浄化槽人口は減少していきます。同様に、し尿及び浄化槽汚泥排出量も減少することが見込まれます。

▼図表 4-19 し尿・浄化槽汚泥排出量の推移

区分	単位	令和3年度 (基準年度)	令和14年度 (中間目標年度)	令和19年度 (計画目標年度)
し尿	kL/年度	458	215	110
浄化槽汚泥	kL/年度	3,990	4,321	4,487
合計	kL/年度	4,448	4,536	4,597



### 3-3 集落排水計画等との整合の検討

本町における集落排水処理施設整備事業計画等、地域の生活排水関連施設計画との整合を図り、これらの計画の見直しがあった場合は、本計画への影響等を整理・検討し、必要な計画見直しや対策を講じていくものとします。



## 4 施設及びその整備計画の概要

本町における生活排水処理率の向上は、これまでどおり集落排水施設や合併処理浄化槽を整備することで進めるものとします。

### 4-1 集落排水処理施設

本町の集落排水処理施設は、農業集落排水事業 2 地区、漁業集落排水事業 3 区域が整備済みです。今後も区域内の住民に対して集落排水処理施設への接続について普及啓発等を行い、水洗化の推進を図っていきます。

▼図表 4-20 農業・漁業集落排水処理施設の状況

施設名	高家下水処理場	小池下水処理場	阿尾下水処理場	比井下水処理場	小浦下水処理場
供用開始年	平成 20 年 3 月	平成 17 年 2 月	平成 12 年 6 月	平成 13 年 6 月	平成 14 年 3 年
処理能力	1,110 m <sup>3</sup> /日	370 m <sup>3</sup> /日	481 m <sup>3</sup> /日	211 m <sup>3</sup> /日	120 m <sup>3</sup> /日
処理方式	連続流入間欠曝気方式	連続流入間欠曝気方式	長期間曝気方式	接触曝気方式	接触曝気方式

### 4-2 合併処理浄化槽

集落排水処理区域外の生活排水処理を進めるため、生活雑排水の未処理世帯（単独処理浄化槽設置世帯、くみ取り世帯）に対し合併処理浄化槽への転換を図るため、「日高町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」により、合併処理浄化槽設置者への補助を行っていきます。

## 第4節 し尿・汚泥の処理計画

### 1 収集・運搬計画

#### 1-1 収集運搬計画に関する目標

- ◆ 現行の収集・運搬体制を継続
- ◆ 収集運搬体制の効率化・円滑化

#### 1-2 収集区域の範囲

本町の全域を収集対象地域とします。

#### 1-3 収集運搬の方法

収集・運搬する種類は、くみ取りし尿と浄化槽汚泥、集落排水処理施設から排出される汚泥とします。収集・運搬方法は、これまで同様に許可業者による収集・運搬体制を継続していきます。

▼図表 4-21 収集運搬方法

対象物	計画収集区域内から収集されるし尿及び浄化槽汚泥等 (合併処理浄化槽汚泥、単独処理浄化槽汚泥及び集落排水処理施設汚泥)の全量
実施体制	許可業者(御坊クリーンセンターへ搬入)
機材	バキューム車
収集方法	し尿:住民の申し込み、浄化槽汚泥:年1回定期収集
搬入時間帯	9時間/日、6日/週(日曜なし)

▼図表 4-22 収集・運搬量の見込み

区分	単位	令和3年度 (基準年度)	令和14年度 (中間目標年度)	令和19年度 (計画目標年度)
し尿	kL	458	215	110
集落排水汚泥	kL	1,533	1,624	1,672
合併処理浄化槽汚泥	kL	2,392	2,668	2,800
単独処理浄化槽汚泥	kL	65	29	15
合計	kL	4,448	4,536	4,597

## 2 中間処理・最終処分計画

### 2-1 中間処理・最終処分に関する目標

- ◆ 現行の中間処理・最終処分を継続
- ◆ 施設の適切な維持管理を継続
- ◆ 施設の更新及び施設の更新の実施

### 2-2 中間処理・最終処分方法

本町のし尿及び浄化槽汚泥の中間処理は、組合の御坊クリーンセンターで処理します。処理工程で発生するし液及び汚泥等についても現在同様に適正処理を行うものとします。

本町では、組合所管のし尿処理施設が将来にわたり安定して安全に処理が継続できるように、組合が実施する適切な整備に協力していきます。

御坊クリーンセンターでは、供用開始から16年以上経過しており、安定的な処理を継続していくため現有施設の更新を令和4～8年度に行っているところです。施設整備完了後、現有施設の解体撤去工事を実施します。

▼図表 4-23 新施設概要【整備計画】（再掲）

施設名	(仮称) 汚泥再生処理センター
整備工事年度	令和4年～令和8年度
計画処理能力	122 kL/日 (し尿：23 kL/日、浄化槽汚泥：86 kL/日、集落排水施設汚泥：13 kL/日)
処理方式	生物学的脱窒素処理方式+高度処理
資源化方式	助燃剤化

▼図表 4-24 建設スケジュール

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設計業務	■				
造成・搬入道路工事		■			
汚泥再生処理センター 建設工事			■		
現有施設の解体撤去		■			■
新施設稼働					■

▼図表 4-25 中間処理量の見込み

区 分	単位	令和 3 年度 (基準年度)	令和 14 年度 (中間目標年度)	令和 19 年度 (計画目標年度)
し尿	kL	458	215	110
集落排水汚泥	kL	1,533	1,624	1,672
合併処理浄化槽汚泥	kL	2,392	2,668	2,800
単独処理浄化槽汚泥	kL	65	29	15
合計	kL	4,448	4,536	4,597

### 3 有効利用計画

#### 3-1 有効利用に関する目標

◆ 汚泥の有効利用の推進

#### 3-2 有効利用の方法

御坊クリーンセンターより発生する汚泥は施設にて資源化（助燃剤化）され、資源化物は清掃センターで使用されています。現在整備中の施設においても継続していく方針とします。

▼図表 4-26 有効利用量の見込み

区 分	単位	令和 3 年度 (基準年度)	令和 14 年度 (中間目標年度)	令和 19 年度 (計画目標年度)
助燃剤	t	143	168	170

注) 令和 8 年度に新施設稼働により資源化の工程が変更

## 4 その他の事項

### 4-1 住民に対する広報・啓発活動

本町は、河川等の公共用水域の浄化対策及び浄化槽の適正な維持管理等を推進するため、広報、啓発活動を積極的に行います。

- ・パンフレット等により、家庭で誰もができる「家庭での浄化対策」を推進し、生活排水に対する意識の高揚を図ります。
- ・浄化槽の使い方や維持管理の方法についてPRし、定期的な保守点検、清掃及び検査を行うように指導します。
- ・合併処理浄化槽の浄化能力や利点、設置に対する補助金制度などをPRし、普及を図ります。

### ◆水にやさしい生活を送りましょう～

**台所ではこんなこと**

食事や飲み物は必要な分だけを作り、飲み物は飲みきれぬ分だけを注ぐ。

水切り袋と三角コーナーを利用して、野菜の切りくずなどの細かいごみをキャッチ。

食器を洗う前に、油污れなどはふき取ります。

残った油は継ぎ足して使ったり、炒め物に使うなど、できるだけ捨てない努力を、やむをえず捨てる際は新聞紙などに吸わせてから。

米のとぎ汁は植木の水やりに、養分を含んでいるので、よい肥料になります。

食器を洗う時は洗い桶を使用し、洗剤は適量を水で薄めて使います。

**お風呂ではこんなこと**

髪の毛などは排水口に目の細かいネットを張ってキャッチ。

シャンプー、リンスは適量を守りましょう。

お風呂の残り湯は洗濯に、温水なので汚れ落ちがよくなります(衛生上、すすぎは水道水で)。

**洗濯ではこんなこと**

洗剤は計量スプーンでしっかり計って、多く入れても汚れ落ちがよくなる訳ではありません。

くず取りネットを取り付けて、細かいごみをキャッチ。

**トイレではこんなこと**

トイレは使用後にちよこちよこつと掃除しましょう。そうすれば、洗剤を使ってゴシゴシ掃除する回数はグーンと少なくてすみます。

資料：環境省「生活排水読本」

### 4-2 地域に関する諸計画との関係

本計画の推進にあたっては、総合計画、下水道計画等の生活排水関連施設整備計画などの諸計画と整合を図りながら進めていきます。

## **第5節 計画の推進**

### **1 計画の推進状況の把握**

毎年、生活排水処理実施計画において基本計画の進捗状況を把握し、生活排水処理率の達成状況について評価するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとします。また、進捗状況等については、広報等により住民にも周知し、生活排水処理率の向上に努めます。

### **2 計画の見直し**

今後の経済社会状況やし尿及び浄化槽汚泥量の変化などに的確に対応した基本計画の運用を図るため、廃棄物の情勢に大きな変化があった場合や5年ごとに計画全体の施策について評価・点検を行い、見直すものとします。

### **3 推進体制**

生活排水の適正処理のため、町民・事業者・行政を加えた三者による協働が必要であり、行政と町民・事業者をつなぐ審議会等の体制が不可欠です。地域住民に対して啓蒙を行い、生活排水処理率向上のために廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進委員会の設置を検討します。

# 検討資料 1 人口及びごみ量の推計

## 1 推計方法の概要

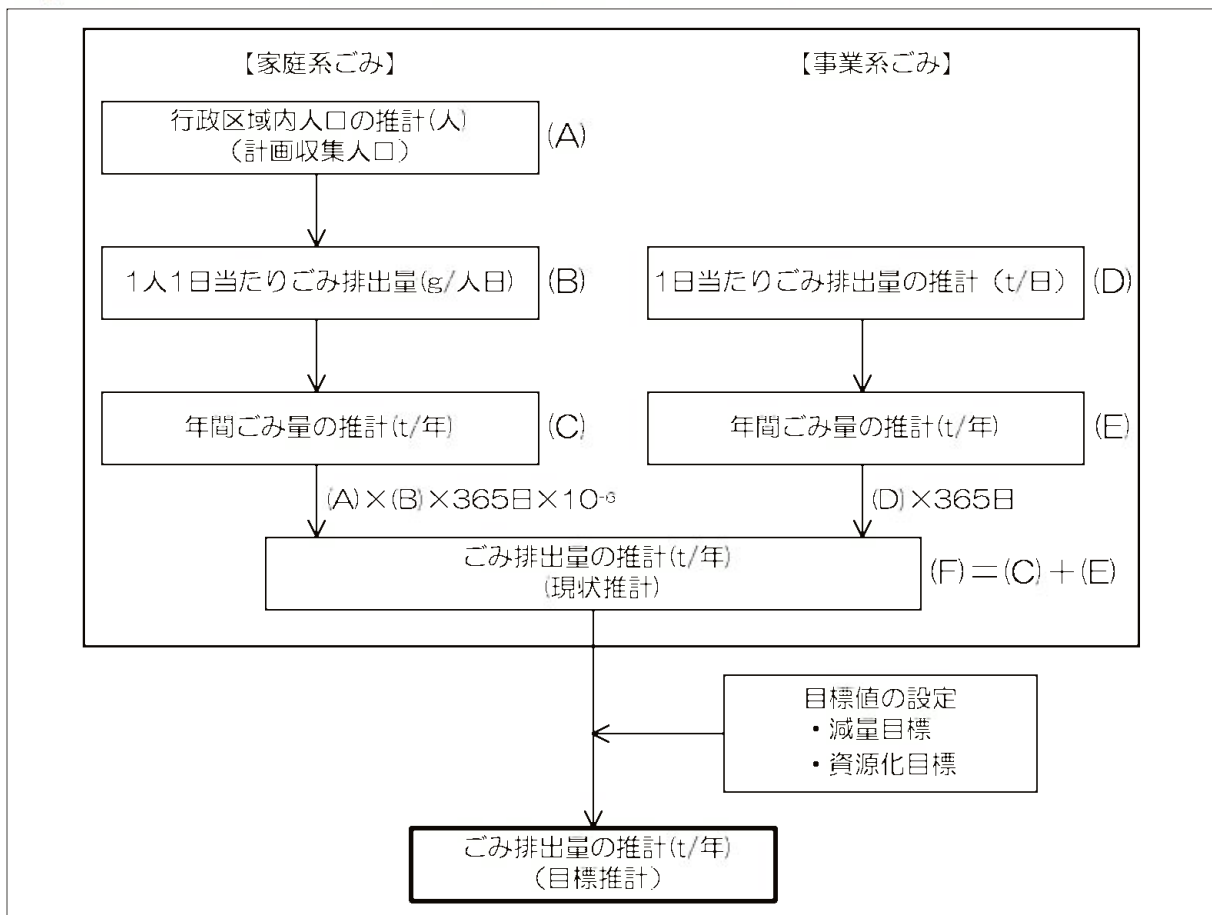
本計画における人口及びごみ排出量の将来見込みは、検討図表 1-1 に示す手順で算出しました。

将来人口の推計は、本町の人口ビジョンにおける人口推計、人口問題研究所人口推計※及び過去の実績からトレンド式で推計しました。

※人口問題研究所人口推計：日本の地域別将来人口推計（平成 30 年推計）

計画収集人口については、（行政区域内人口－自家処理人口）により求めるものとし、自家処理人口は 0 人であるため、行政区域内人口と計画収集人口は同値となります。

◆検討図表 1-1 人口及びごみ排出量の将来見込み算出手順



家庭系ごみについては、ごみ種類別の 1 人 1 日当たりごみ排出量を原単位とし、これを将来推計した上で、行政区域内人口の将来推計結果を乗じることにより、収集ごみ排出量の将来予測値としました。

また、事業系ごみは、1 日当たりごみ排出量を原単位とし、これを将来推計することにより、直接搬入ごみ排出量の将来予測値としました。

なお、将来推計は、過去の実績値の推移を勘案して、適宜、適切な方法を選択しました（検討図表 1-2）。

**家庭系ごみ**

原単位=1人1日当たりごみ排出量(g/人日)

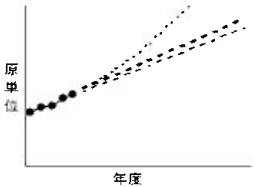
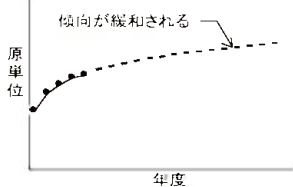
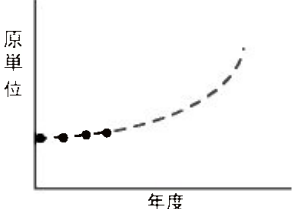
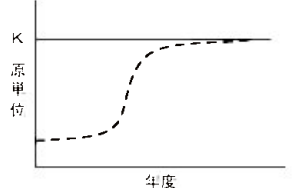
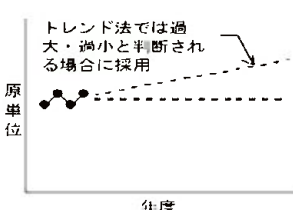
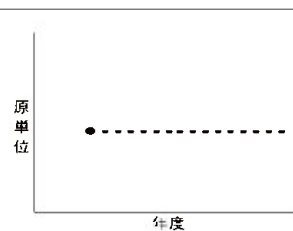
$$= \text{年間排出量 (t/年)} \div \text{計画収集人口 (人)} \div 365 (\text{日}) \times 10^6$$

**事業系ごみ**

原単位=1日当たりごみ排出量(t/日)

$$= \text{年間排出量 (t/年)} \div 365 (\text{日})$$

◆検討図表 1-2 推計方法の考え方

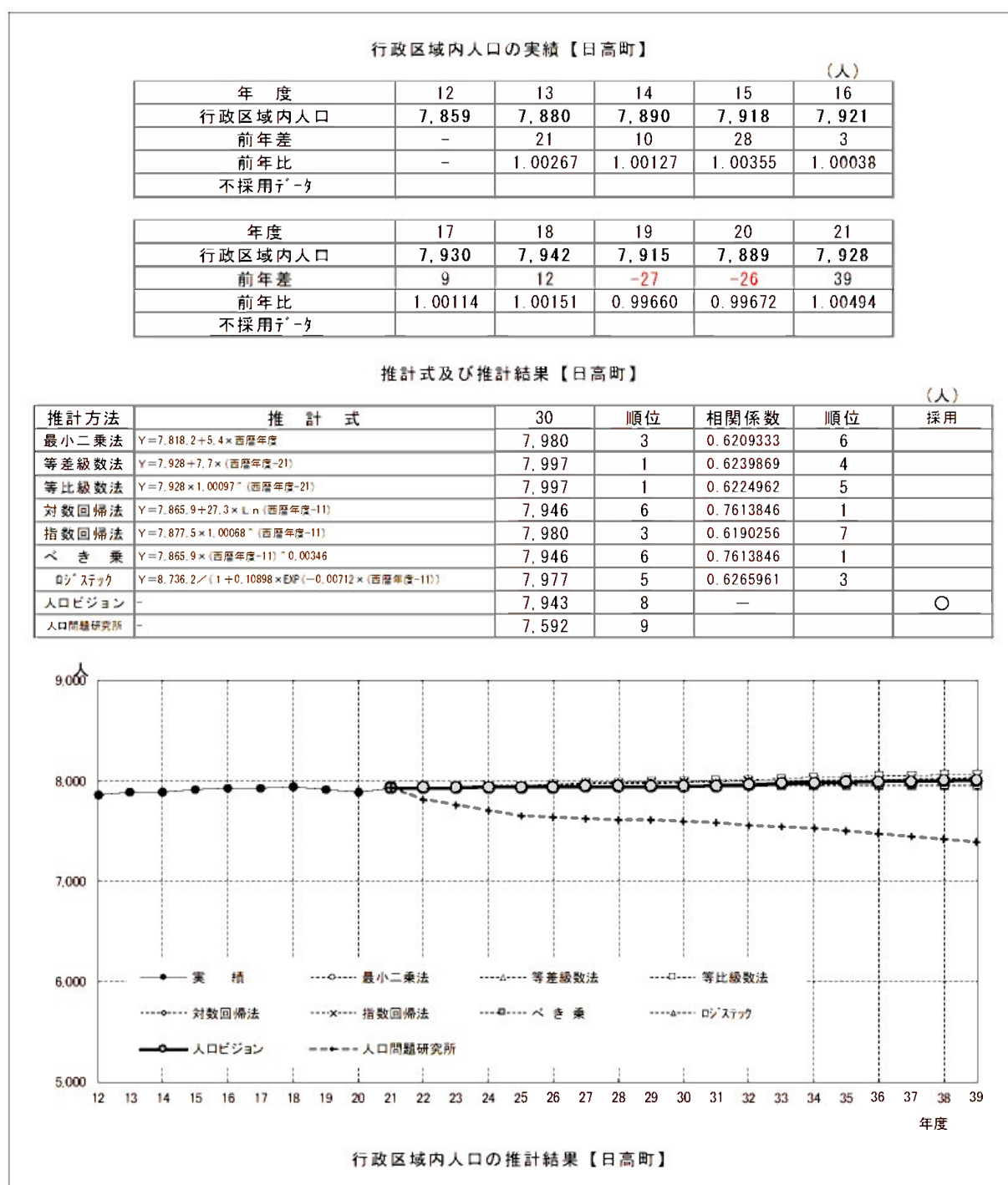
推計方法	考え方	
最小二乗法 等差級数法 等比級数法	○増加や減少が安定した傾向を示し、推計対象物の性格や他事例から今後もこの傾向が続くと考えられる場合に採用。	
対数回帰法	○増加や減少傾向が徐々に緩和される傾向を示し、今後もこの傾向が続くと考えられる場合に採用。	
べき乗	○過去のデータの伸びを徐々に増加させる推計式。 ○実績値が増加し続ける条件で、最もあてはまりが良いと言われる。	
ロジスティック	○増加又は減少傾向を徐々に鈍化させ、一定の割合で飽和(K)に達する推計式。	
平均	○長期的には増減を繰り返しながらも横ばい傾向を示すが、トレンド法では過大過小となるなど、推計が困難と判断される場合に採用。	
指定年	○過去の実績値がない、あるいは分別区分の変更等により、将来推計を行う上で参考とならない場合に採用。	



## 2 人口推計結果

人口推計の結果、トレンド推計による推計結果の相関は概ね良好で、2030年度の推計結果は最も大きかったのは7,997人（等差級数法）、最も小さいのは7,946人（べき乗）でした。この推計に人口ビジョンの推計人口と人口問題研究所推計人口を加え比較したところ、トレンド推計の数値範囲にあります。そのため、上位計画である総合計画による推計値を採用することとします。

◆検討図表 1-3 人口推計



◆検討図表 1-4 実績と推計値

(単位：人)

年度	実績値	推計値							人口ビジョン	人口問題研究所人口推計	
		最小二乗法	等差級数法	等比級数法	対数回帰法	指数回帰法	べき乗	0.5ステップ			
実績	H24 (2012)	7,859	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	H25 (2013)	7,880	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	H26 (2014)	7,890	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	H27 (2015)	7,918	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	H28 (2016)	7,921	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	H29 (2017)	7,930	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	H30 (2018)	7,942	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	R1 (2019)	7,915	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	R2 (2020)	7,889	-	-	-	-	-	-	-	-	-
推計	R3 (2021)	7,928	7,932	7,928	7,928	7,929	7,931	7,929	7,931	-	-
	R4 (2022)	-	7,937	7,936	7,936	7,931	7,937	7,931	7,936	7,930	7,815
	R5 (2023)	-	7,942	7,943	7,943	7,934	7,942	7,934	7,942	7,932	7,758
	R6 (2024)	-	7,948	7,951	7,951	7,936	7,947	7,936	7,947	7,934	7,702
	R7 (2025)	-	7,953	7,959	7,959	7,938	7,953	7,938	7,952	7,936	7,645
	R8 (2026)	-	7,959	7,967	7,967	7,940	7,958	7,940	7,957	7,938	7,634
	R9 (2027)	-	7,964	7,974	7,974	7,942	7,964	7,942	7,962	7,940	7,624
	R10 (2028)	-	7,969	7,982	7,982	7,943	7,969	7,943	7,967	7,942	7,613
	R11 (2029)	-	7,975	7,990	7,990	7,945	7,974	7,945	7,972	7,944	7,603
	R12 (2030)	-	7,980	7,997	7,997	7,946	7,980	7,946	7,977	7,943	7,592
	R13 (2031)	-	7,986	8,005	8,005	7,948	7,985	7,948	7,982	7,951	7,574
	R14 (2032)	-	7,991	8,013	8,013	7,949	7,991	7,949	7,987	7,959	7,557
	R15 (2033)	-	7,996	8,020	8,021	7,950	7,996	7,950	7,992	7,968	7,539
	R16 (2034)	-	8,002	8,028	8,029	7,951	8,002	7,952	7,996	7,976	7,522
	R17 (2035)	-	8,007	8,036	8,036	7,953	8,007	7,953	8,001	7,984	7,504
	R18 (2036)	-	8,013	8,044	8,044	7,954	8,013	7,954	8,006	7,989	7,476
	R19 (2037)	-	8,018	8,051	8,052	7,955	8,018	7,955	8,011	7,993	7,448

注) 人口ビジョン、人口問題研究所推計人口は、実績補正している

### 3 推計結果

推計結果については、以下に示すとおりです。

- ・ごみ排出量の実績及び将来推計結果〔現状推計〕 : 検図表 1-5
- ・ごみ排出量の実績及び将来推計結果〔目標達成〕 : 検図表 1-6
- ・ごみ処理内訳の将来見込み〔目標達成〕 : 検図表 1-7

◆検討図表 1-5 ごみ排出量の実績及び将来推計結果〔現状推計〕

《現状推計》		← 実績						推計						→									
		28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
年度		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
人口	行政区域内人口 [人]	7,921	7,930	7,942	7,915	7,889	7,928	7,930	7,932	7,934	7,936	7,938	7,940	7,942	7,944	7,943	7,951	7,959	7,968	7,976	7,984	7,989	7,993
	計画処理区域内人口 [人]	7,921	7,930	7,942	7,915	7,889	7,928	7,930	7,932	7,934	7,936	7,938	7,940	7,942	7,944	7,943	7,951	7,959	7,968	7,976	7,984	7,989	7,993
収集 ごみ	計画収集人口 [人]	7,921	7,930	7,942	7,915	7,889	7,928	7,930	7,932	7,934	7,936	7,938	7,940	7,942	7,944	7,943	7,951	7,959	7,968	7,976	7,984	7,989	7,993
	自家処理人口 [人]																						
燃えるごみ	年間ごみ量 [t/年]	1,456	1,464	1,478	1,473	1,444	1,443	1,441	1,438	1,436	1,433	1,431	1,428	1,426	1,424	1,421	1,419	1,418	1,417	1,415	1,414	1,412	1,410
	一日ごみ量 [t/日]	3.99	4.01	4.05	4.02	3.96	3.95	3.95	3.94	3.93	3.93	3.92	3.91	3.91	3.90	3.89	3.89	3.88	3.88	3.87	3.87	3.86	3.86
	原単位 [g/人日]	503.6	505.8	509.9	508.5	501.5	498.7	497.7	496.8	495.8	494.8	493.9	492.9	491.9	491.0	490.0	489.1	488.1	487.2	486.2	485.3	484.3	483.4
燃えないごみ	年間ごみ量 [t/年]	61	76	92	75	88	79	81	83	84	85	86	87	88	89	90	90	91	92	93	93	94	95
	一日ごみ量 [t/日]	0.17	0.21	0.25	0.20	0.24	0.22	0.22	0.23	0.23	0.23	0.24	0.24	0.24	0.24	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.26	0.26	0.26
	原単位 [g/人日]	21.1	26.3	31.7	25.9	30.6	27.3	27.9	28.5	28.9	29.3	29.7	30.0	30.3	30.6	30.9	31.1	31.4	31.6	31.8	32.0	32.2	32.4
資源ごみ	年間ごみ量 [t/年]	92	93	86	84	82	79	76	74	71	69	66	63	61	58	56	53	51	48	45	43	40	38
	一日ごみ量 [t/日]	0.25	0.25	0.24	0.23	0.22	0.22	0.21	0.20	0.20	0.19	0.18	0.17	0.17	0.16	0.15	0.15	0.14	0.13	0.12	0.12	0.11	0.10
	原単位 [g/人日]	31.8	32.1	29.7	29.0	28.5	27.3	26.4	25.5	24.6	23.7	22.8	21.9	21.0	20.1	19.2	18.3	17.4	16.5	15.6	14.7	13.8	12.9
燃える大型ごみ	年間ごみ量 [t/年]	111	122	192	145	130	132	132	132	132	132	132	132	132	132	132	132	132	133	133	133	133	133
	一日ごみ量 [t/日]	0.30	0.33	0.53	0.40	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36
	原単位 [g/人日]	38.4	42.1	66.2	50.1	45.1	45.6	45.6	45.6	45.6	45.6	45.6	45.6	45.6	45.6	45.6	45.6	45.6	45.6	45.6	45.6	45.6	45.6
燃えない大型ごみ	年間ごみ量 [t/年]	38	36	55	68	68	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	53
	一日ごみ量 [t/日]	0.10	0.10	0.15	0.19	0.19	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14
	原単位 [g/人日]	13.1	12.4	19.0	23.5	23.6	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
小型プラスチックごみ	年間ごみ量 [t/年]	41	43	47	47	47	50	51	51	52	52	53	53	54	54	54	55	55	55	56	56	56	57
	一日ごみ量 [t/日]	0.11	0.12	0.13	0.13	0.13	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.16
	原単位 [g/人日]	14.2	14.9	16.2	16.2	16.3	17.3	17.5	17.7	17.9	18.1	18.3	18.4	18.5	18.6	18.7	18.9	19.0	19.0	19.1	19.2	19.3	19.4
ペットボトル	年間ごみ量 [t/年]	11	12	13	17	18	19	20	21	21	21	22	22	23	23	23	24	24	24	25	25	25	26
	一日ごみ量 [t/日]	0.03	0.03	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07
	原単位 [g/人日]	3.8	4.1	4.5	5.9	6.3	6.6	6.8	7.1	7.3	7.4	7.6	7.7	7.9	8.0	8.1	8.2	8.3	8.4	8.5	8.6	8.7	8.8
乾電池	年間ごみ量 [t/年]	2	2	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	一日ごみ量 [t/日]	0.01	0.01		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	原単位 [g/人日]	0.7	0.7	0.3	1.0	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
合計 (家庭系ごみ)	年間ごみ量 [t/年度]	1,812	1,848	1,964	1,912	1,879	1,856	1,855	1,853	1,850	1,846	1,844	1,839	1,838	1,834	1,830	1,827	1,825	1,823	1,821	1,818	1,814	1,814
	一日ごみ量 [t/日]	4.97	5.06	5.38	5.21	5.15	5.08	5.08	5.08	5.06	5.06	5.06	5.04	5.04	5.02	5.01	5.01	5.00	4.99	4.99	4.98	4.97	4.97
	原単位 [g/人日]	626.7	638.5	677.5	660.0	652.5	641.4	640.9	640.0	638.8	637.3	636.4	634.6	634.0	632.5	631.2	629.5	628.2	626.8	625.5	623.9	622.1	621.8
燃えるごみ	年間ごみ量 [t/年]	93	84	83	83	75	72	73	73	73	73	69	69	69	69	66	66	66	66	66	66	66	66
	一日ごみ量 [t/日]	0.25	0.23	0.23	0.23	0.21	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18
	原単位 [g/人日]	31.8	32.1	29.7	29.0	28.5	27.3	26.4	25.5	24.6	23.7	22.8	21.9	21.0	20.1	19.2	18.3	17.4	16.5	15.6	14.7	13.8	12.9
燃えないごみ	年間ごみ量 [t/年]	6	9	12	9	6	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	一日ごみ量 [t/日]	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	原単位 [g/人日]	2.1	2.9	3.7	2.7	2.2	4.2	3.9	3.9	3.9	3.9	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7
燃える大型ごみ	年間ごみ量 [t/年]	83	75	64	78	70	91	95	99	102	106	110	113	117	120	124	128	131	135	139	142	146	150
	一日ごみ量 [t/日]	0.23	0.21	0.18	0.21	0.19	0.25	0.26	0.27	0.28	0.29	0.30	0.31	0.32	0.33	0.34	0.35	0.36	0.37	0.38	0.39	0.40	0.41
	原単位 [g/人日]	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3
燃えない大型ごみ	年間ごみ量 [t/年]	7	5	5	11	5	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	一日ごみ量 [t/日]	0.02	0.01	0.01	0.03	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	原単位 [g/人日]	2.1	2.9	3.7	2.7	2.2	4.2	3.9	3.9	3.9	3.9	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7
合計 (直接搬入ごみ)	年間ごみ量 [t/年]	189	173	164	181	156	182	186	190	193	197	197	200	204	207	211	212	215	219	223	226	230	234
	一日ごみ量 [t/日]	0.52	0.47	0.45	0.49	0.43	0.50	0.51	0.52	0.53	0.54	0.54	0.55	0.56	0.57	0.58	0.58	0.59	0.60	0.61	0.62	0.63	0.64
	原単位 [g/人日]	692.1	698.2	734.1	722.5	706.7	704.3	705.1	705.7	705.5	705.3	704.4	703.6	704.4	703.9	704.0	702.6	702.2	702.1	702.1	701.4	701.0	702.0
排出量	年間ごみ量 [t/年度]	2,001	2,021	2,128	2,093	2,035	2,038	2,041	2,043	2,043	2,043	2,041	2,039	2,042	2,041	2,041	2,039	2,040	2,042	2,044	2,044	2,044	2,048
	一日ごみ量 [t/日]	5.49	5.53	5.83	5.70	5.58	5.58	5.59	5.60	5.59	5.60	5.60	5.59	5.60	5.59	5.59	5.59	5.59	5.59	5.60	5.60	5.60	5.61
	原単位 [g/人日]	692.1	698.2	734.1	722.5	706.7	704.3	705.1	705.7	705.5	705.3	704.4	703.6	704.4	703.9	704.0	702.6	702.2	702.1	702.1	701.4	701.0	702.0
注) 端処理のため若干の誤差を含む。																							
集回回収	年間ごみ量 [t/年度]	260	238	245	284	180	152	226	226	226	226	226	226	226	226	226	226	226	226	226	230	230	230
	一日ごみ量 [t/日]	67.25	65.0	66.7	76.0	49.0	42.0	62.0	62.0	62.0	62.0	62.0	62.0	62.0	62.0	62.0	62.0	62.0	62.0	62.0	63.0	63.0	63.0
	原単位 [g/人日]	89.9	82.2	84.5	98.0	62.5	52.5	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3	78.3
排出量+集回回収量	年間ごみ量 [t/年度]	2,261	2,259	2,373	2,377	2,215	2,190	2,267	2,269	2,269	2,269	2,267	2,265	2,268	2,267	2,267	2,265	2,266	2,268	2,270	2,274	2,274	2,278
	一日ごみ量 [t/日]	6.19	6.19	6.50	6.51	6.07	6.00	6.21	6.22	6.22	6.22	6.21	6.21	6.21	6.21	6.21	6.21	6.21	6.21	6.22	6.23	6.23	6.24
	原単位 [g/人日]	782.0	780.5	818.6	820.5	769.2	756.8	783.2	783.7	783.5	783.3	782.4	781.5	782.4	781.8	781.9	780.5	780.0	779.8	779.7			



◆検討図表 1-7 ごみ処理内訳の将来見込み〔目標達成〕

【目標達成】		→ 推計																	備考		
項目	年度	中間目標年度▼																	計画目標年次▼		
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19			
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37			
ごみ排出内訳	A 燃えるごみ	[t/年]	1,515	1,514	1,506	1,498	1,490	1,478	1,468	1,460	1,453	1,446	1,436	1,427	1,431	1,433	1,436	1,439	1,441		
	ダンボール・古雑誌類	=A×0.6%	資源物1	[t/年]	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	a1
	B 燃えないごみ	[t/年]	91	92	94	95	96	97	98	99	100	101	101	102	103	104	104	105	106		
	C 資源ごみ	[t/年]	79	77	73	73	69	66	62	62	58	55	55	51	47	44	44	40	37		
	D 燃える大型ごみ	[t/年]	223	226	221	220	219	222	221	221	220	219	221	220	220	220	220	220	220	220	
	雑木類	=D×26.2%	資源物1	[t/年]	58	59	58	58	57	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	d1
	外部委託	=A×27.5%	[t/年]	61	62	61	61	60	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	d2
	E 燃えない大型ごみ	[t/年]	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	60	
	F 小型プラスチックごみ	[t/年]	50	51	51	52	52	53	53	54	54	54	55	55	55	56	56	56	57		
	G ペットボトル	[t/年]	19	20	21	21	21	22	22	23	23	23	24	24	24	25	25	25	26		
H 乾電池	[t/年]	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
I ごみ排出量計	= (A~H) の合計	[t/年]	2,038	2,041	2,027	2,020	2,008	1,999	1,985	1,980	1,969	1,959	1,953	1,940	1,941	1,943	1,946	1,946	1,949		
処理内訳	J 焼却処理	= j1+j2	[t/年]	1,738	1,739	1,725	1,717	1,711	1,701	1,689	1,681	1,672	1,667	1,659	1,648	1,652	1,654	1,657	1,660	1,662	
	直接焼却	= A-a1	[t/年]	1,506	1,505	1,497	1,489	1,481	1,469	1,459	1,451	1,444	1,437	1,427	1,418	1,422	1,424	1,427	1,430	1,432	j1
	中間処理後の可燃物	= j3+j4	[t/年]	116	117	114	114	115	116	115	115	114	115	116	115	115	115	115	115	115	j2
	大型可燃	= D - (d1+d2)	[t/年]	104	105	102	101	102	103	102	102	101	102	102	101	101	101	101	101	101	j3
	プラ	= I1	[t/年]	12	12	12	13	13	13	13	13	13	14	14	14	14	14	14	14	14	l1
	残渣等	= j5+j6	[t/年]	150	148	148	147	147	145	145	144	143	143	142	142	142	142	142	142	142	j4
	焼却残渣内磁性物	= J × 0.6%	資源物1	[t/年]	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	j5
	焼却残渣	= j7+j8+j9	[t/年]	140	138	138	137	137	135	135	134	133	133	132	132	132	132	132	132	132	j6
	ばいじん処理物	= J × 4.9%	埋立1	[t/年]	86	85	85	84	84	83	83	82	82	81	81	81	81	81	81	81	j7
	焼却灰	= J × 2.9%	埋立1	[t/年]	51	50	50	50	50	49	49	48	48	48	48	48	48	48	48	48	j8
焼却残渣	= J × 0.2%	埋立2	[t/年]	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	j9	
処理内訳	K 破碎処理	[t/年]	153	154	156	157	158	159	160	161	162	163	163	164	165	166	166	167	169		
	燃えないごみ	= B	[t/年]	91	92	94	95	96	97	98	99	100	101	101	102	103	104	104	105	106	
	燃えない大型ごみ	= E	[t/年]	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	60	
	不適合物(廃プラ)	= I3	[t/年]	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	l3
	鉄ガラ	= K × 13.5%	資源物1	[t/年]	21	21	21	21	22	22	22	22	23	23	22	22	22	22	22	23	k1
	非鉄	= K × 81.9%	資源物1	[t/年]	128	126	128	129	129	130	131	132	133	133	134	135	136	136	137	138	k2
	ガラスくず等	= K × 4.6%	資源物1	[t/年]	7	7	7	7	7	7	7	7	7	8	8	8	8	8	8	8	k3
	L 廃プラスチック処理施設	= F	[t/年]	50	51	51	52	52	53	53	54	54	54	55	55	55	56	56	56	57	
	可燃物	= L × 24.7%	可燃物	[t/年]	12	12	12	13	13	13	13	13	14	14	14	14	14	14	14	14	l1
	資源化	= L × 69.7%	資源物1	[t/年]	34	36	36	36	37	37	38	38	38	38	38	39	39	39	39	40	l2
不燃物	= L × 5.6%	[t/年]	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	l3	
資源ごみ	M 資源ごみ	= C	[t/年]	79	77	73	73	69	66	62	62	58	55	55	51	47	44	44	40	37	
	ビン類	= M × 63.3%	資源物1	[t/年]	53	49	46	46	44	41	39	36	35	35	32	30	28	28	26	23	m1
	カン	= M × 23.7%	資源物1	[t/年]	20	18	17	17	16	16	15	15	14	13	13	12	11	10	10	9	m2
	アルミ缶	= M × 13.0%	資源物1	[t/年]	11	10	10	10	9	9	8	8	7	7	7	6	6	6	5	5	m3
ペットボトル	N ペットボトル	= G × 68.4%	[t/年]	13	14	14	14	14	15	15	16	16	16	16	16	17	17	17	18		
	ペットボトルベレット	= N × 94.8%	資源物1	[t/年]	12	13	13	13	13	14	14	15	15	15	15	16	16	16	16	17	n1
	廃ペット	= N × 5.2%	資源物1	[t/年]	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	n2
乾電池	O 乾電池	= O	資源物1	[t/年]	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	ダンボール・古雑誌類	= a1	資源物1	[t/年]	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	a1
	雑木類	= d1	資源物1	[t/年]	58	59	58	58	57	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	d1
埋立	P 埋立	埋立物	[t/年]	140	138	138	137	137	135	135	134	133	133	132	132	132	132	132	132	132	
	大阪湾フェニックス	= p1	埋立1	[t/年]	137	135	135	134	134	132	132	131	130	129	129	129	129	129	129	129	p1
	御坊広域清掃事務組合	= p2	埋立2	[t/年]	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	p2
Q 集団回収量	資源物2	[t/年]	152	226	226	226	226	226	226	226	226	226	226	226	226	226	230	230	230		
R 資源化量	= "資源物1"	[t/年]	367	361	358	359	355	356	353	356	353	350	351	348	345	345	345	342	343		
S 埋立量	= "埋立物"	[t/年]	140	138	138	137	137	135	135	134	133	133	132	132	132	132	132	132	132		
T 総排出量	= I + Q	[t/年]	2,190	2,267	2,253	2,246	2,234	2,225	2,211	2,206	2,195	2,185	2,179	2,166	2,167	2,169	2,176	2,176	2,179		
U リサイクル量	= R + Q	[t/年]	519	587	584	585	581	582	579	582	579	576	577	574	571	571	575	572	573		
V リサイクル率	= U ÷ T		23.7%	25.9%	25.9%	26.0%	26.0%	26.2%	26.2%	26.4%	26.4%	26.4%	26.5%	26.5%	26.3%	26.3%	26.4%	26.3%	26.3%		

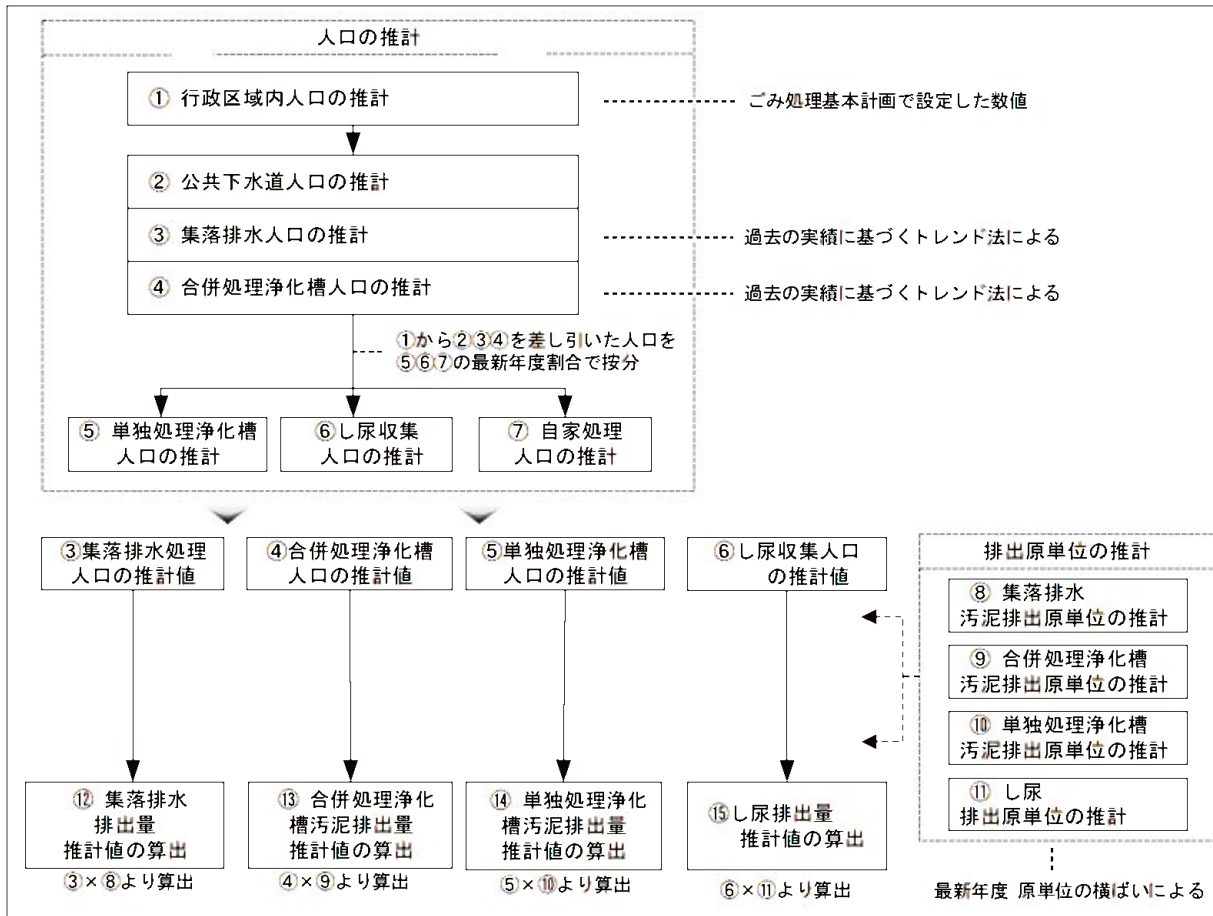
# 検討資料 2 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推計

## 1 推計方法の概要

本計画における生活排水処理人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の将来見込みは、検討図表 2-1 に示す手順で算出しました。

将来の行政区域内人口の推計は、ごみ処理基本計画で策定した人口推計を用いました。

◆検討図表 2-1 生活排水処理人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の将来見込み算出手順



## 2 生活排水処理形態別人口推計

### 2-1 集落排水処理施設人口

集落排水処理施設人口の推計は、将来人口の減少率で毎年減少する推計を採用することとします。

### 2-2 合併処理浄化槽人口

合併処理浄化槽人口の推計は、トレンド法による推計を採用することとします。

### 2-3 単独処理浄化槽人口

単独処理浄化槽人口の推計は、行政区域内人口から集落排水処理施設人口及び合併処理浄化槽人口を差し引いた人口をし尿収集人口、単独処理浄化槽人口、自家処理人口の令和3年度の実績値より割合按分にて算出することとします。

#### 【令和3年度 人口割合】

し尿収集人口	・・・89.51%
自家処理人口	・・・0%
単独処理浄化槽人口	・・・10.49%

### 3 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計

し尿及び各処理形態別の汚泥排出量は下記の式により算出しております。

推計値算出にあたって、1人1日当たりの排出量は令和3年度原単位の数値を採用しております。

#### 1人1日当たりし尿及び各処理形態別汚泥排出量の推計値

1人1日当たり排出量(L/人日) <sup>※</sup> = 令和3年度原単位値

1人1日排出量(kL/日) = 1人1日当たり排出量(L/人日) × 各処理形態別人口(人) ÷ 10<sup>3</sup>

#### 年間排出量の推計値

年間排出量 = 1人1日当たり排出量(kL/人日) × 365(日)

#### 3-1 し尿排出量

し尿排出量の将来見込み値は、令和3年度原単位値にし尿収集人口及び365日をかけてし尿の年間排出量を算出しました。

#### 3-2 集落排水汚泥量

集落排水汚泥量の将来見込み値は、令和3年度原単位値に集落排水処理施設人口及び365日をかけて年間排出量を算出しました。

#### 3-3 合併処理浄化槽汚泥量

合併処理浄化槽汚泥量の将来見込み値は、令和3年度原単位値に合併処理浄化槽人口及び365日をかけて年間排出量を算出しました。

#### 3-4 単独処理浄化槽汚泥量

単独処理浄化槽汚泥量の将来見込み値は、令和3年度原単位値に単独処理浄化槽人口及び365日をかけて年間排出量を算出しました。

推計結果については、検討図表2-2に示すとおりです。



◆検討図表 2-2 実績と推計値

項目	年度	実績 → 推計																	目標年次	推計算出根拠等	
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19			
	2021~2037	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37			
人	行政区城内人口	[人]	7,928	7,930	7,932	7,934	7,936	7,938	7,940	7,942	7,944	7,946	7,948	7,950	7,952	7,954	7,956	7,958	7,960	①: 『ごみ処理基本計画』の数値を基に算出	
	計画処理区域内人口	[人]	7,928	7,930	7,932	7,934	7,936	7,938	7,940	7,942	7,944	7,946	7,948	7,950	7,952	7,954	7,956	7,958	7,960		
	非水洗化人口	[人]	956	934	885	836	788	738	690	641	593	541	498	454	411	367	324	277	231		
	し尿収集人口	[人]	956	934	885	836	788	738	690	641	593	541	498	454	411	367	324	277	231	②: (人口按分・差し引きにより算出)	
	自家処理人口	[人]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	③: (人口按分・差し引きにより算出)	
	水洗化人口	[人]	6,972	6,996	7,047	7,098	7,148	7,200	7,250	7,301	7,351	7,402	7,453	7,505	7,557	7,609	7,660	7,712	7,762		
	公共下水道人口	[人]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	④: 実績によるトレンド法を採用	
	浄化槽人口	[人]	6,972	6,996	7,047	7,098	7,148	7,200	7,250	7,301	7,351	7,402	7,453	7,505	7,557	7,609	7,660	7,712	7,762		
	合併処理浄化槽人口	[人]	6,860	6,886	6,943	7,000	7,056	7,113	7,169	7,226	7,282	7,339	7,395	7,452	7,509	7,566	7,622	7,679	7,735		
	集落排水処理施設人口	[人]	3,844	3,850	3,873	3,897	3,920	3,944	3,967	3,991	4,014	4,038	4,061	4,085	4,108	4,132	4,155	4,179	4,202	⑤: 実績によるトレンド法を採用	
単独処理浄化槽人口	[人]	3,016	3,036	3,070	3,103	3,136	3,169	3,202	3,235	3,268	3,301	3,334	3,367	3,401	3,434	3,467	3,500	3,533	⑥: 実績によるトレンド法を採用		
単独浄化槽人口	[人]	112	110	104	98	92	87	81	75	69	63	58	53	48	43	38	33	27	⑦: (人口按分・差し引きにより算出)		
計画処理区域外人口	[人]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	=行政区城内人口-計画処理区域内人口		
生活排水処理率		86.5%	86.8%	87.5%	88.2%	88.9%	89.6%	90.3%	91.0%	91.7%	92.4%	93.0%	93.6%	94.2%	94.9%	95.5%	96.1%	96.8%	= (公共下水道人口+合併処理浄化槽人口) ÷ 計画処理区域内人口		
排出量	し尿	年間排出量	[kl/年度]	458	445	423	402	376	351	329	307	285	259	237	215	197	175	153	131	= 一日排出量 × 365日 : ⑧	
		一日排出量	[kl/日]	1.25	1.22	1.16	1.10	1.03	0.97	0.90	0.84	0.78	0.71	0.65	0.59	0.54	0.48	0.42	0.36	0.30	= 原単位 × ⑨ ÷ 1,000
		原単位	[l/人口]	1.31	1.31	1.31	1.31	1.31	1.31	1.31	1.31	1.31	1.31	1.31	1.31	1.31	1.31	1.31	1.31	1.31	⑩: 最新年度で横ばい
	浄化槽汚泥	年間排出量	[kl/年度]	3,990	4,000	4,033	4,065	4,100	4,132	4,161	4,194	4,227	4,256	4,289	4,321	4,358	4,388	4,420	4,456	4,487	= 一日排出量 × 365日 : ⑪
		一日排出量	[kl/日]	10.95	10.98	11.06	11.14	11.22	11.30	11.38	11.46	11.61	11.70	11.78	11.86	11.94	12.02	12.10	12.18	12.26	= 原単位 × ⑩ ÷ 1,000
		原単位	[l/人口]	1.57	1.57	1.57	1.57	1.57	1.57	1.57	1.57	1.58	1.58	1.58	1.58	1.58	1.58	1.58	1.58	1.58	⑫
	集落排水汚泥	年間排出量	[kl/年度]	1,533	1,533	1,540	1,551	1,559	1,570	1,577	1,588	1,599	1,606	1,617	1,624	1,635	1,643	1,653	1,664	1,672	= 一日排出量 × 365日 : ⑬
		一日排出量	[kl/日]	4.19	4.20	4.22	4.25	4.27	4.30	4.32	4.35	4.38	4.40	4.43	4.45	4.48	4.50	4.53	4.56	4.58	= 原単位 × ⑩ ÷ 1,000
		原単位	[l/人口]	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	⑭: 最新年度で横ばい
	合併処理浄化槽汚泥	年間排出量	[kl/年度]	2,392	2,405	2,431	2,456	2,486	2,511	2,537	2,562	2,588	2,613	2,639	2,668	2,694	2,719	2,745	2,774	2,800	= 一日排出量 × 365日 : ⑮
		一日排出量	[kl/日]	6.54	6.59	6.66	6.73	6.81	6.88	6.95	7.02	7.09	7.16	7.23	7.31	7.38	7.45	7.52	7.60	7.67	= 原単位 × ⑩ ÷ 1,000
		原単位	[l/人口]	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	⑯: 最新年度で横ばい
	単独処理浄化槽汚泥	年間排出量	[kl/年度]	65	62	62	58	55	51	47	44	40	37	33	29	29	26	22	18	15	= 一日排出量 × 365日 : ⑰
		一日排出量	[kl/日]	0.18	0.17	0.17	0.16	0.15	0.14	0.13	0.12	0.11	0.10	0.09	0.08	0.08	0.07	0.06	0.05	0.04	= 原単位 × ⑩ ÷ 1,000
		原単位	[l/人口]	1.59	1.59	1.59	1.59	1.59	1.59	1.59	1.59	1.59	1.59	1.59	1.59	1.59	1.59	1.59	1.59	1.59	⑱: 最新年度で横ばい
	合計	年間排出量	[kl/年度]	4,448	4,445	4,456	4,467	4,476	4,486	4,490	4,501	4,512	4,515	4,526	4,536	4,555	4,563	4,573	4,587	4,597	= ⑧ + ⑪ + ⑬
		一日排出量	[kl/日]	12.20	12.20	12.22	12.24	12.25	12.27	12.28	12.30	12.39	12.41	12.43	12.45	12.48	12.50	12.52	12.54	12.56	= し尿一日排出量 + 浄化槽汚泥一日排出量
原単位		[l/人口]	1.54	1.54	1.54	1.54	1.55	1.55	1.55	1.55	1.56	1.56	1.56	1.56	1.57	1.57	1.57	1.57	1.58	= ⑩ ÷ (② + ① + ⑤ + ⑦) ÷ 365日 × 1,000	
割合 (一日量)	し尿		10.2%	10.0%	9.5%	9.0%	8.4%	7.9%	7.3%	6.8%	6.3%	5.7%	5.2%	4.7%	4.3%	3.8%	3.4%	2.9%	2.4%		
	浄化槽汚泥		89.8%	90.0%	90.5%	91.0%	91.6%	92.1%	92.7%	93.2%	93.7%	94.3%	94.8%	95.3%	95.7%	96.2%	96.6%	97.1%	97.6%		
脱水汚泥 (搬出)	年間排出量	[t/年度]	143	142	143	143	143	166	166	167	167	167	168	169	169	169	170	170	170	= ⑩ × 換算値 : ⑲	
	換算値	[t/kl]	0.032	0.032	0.032	0.032	0.032	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	= 令和8年度以降設定値より算出	
行政区城内人口 - (公共下水道人口 + 合併処理浄化槽人口)			1,068	1,044	989	934	880	825	771	716	662	604	556	507	459	410	362	310	258	= ① - (② + ③ + ④) : ⑲	
割合	計画収集人口		89.51%	934	885	836	788	738	690	641	593	541	498	454	411	367	324	277	231	= 最新年度の割合 × ⑲	
	自家処理人口		0.00%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	= ① - (計画収集人口 + 単独処理浄化槽人口)	
	単独処理浄化槽人口		10.49%	110	104	98	92	87	81	75	69	63	58	53	48	43	38	33	27	= 最新年度の割合 × ⑲	
	合計		100%	1,044	989	934	880	825	771	716	662	604	556	507	459	410	362	310	258		
し尿排出に対する対象人口			956	934	885	836	788	738	690	641	593	541	498	454	411	367	324	277	231	⑳: し尿収集人口	
浄化槽汚泥排出に対する対象人口			6,972	6,996	7,047	7,098	7,148	7,200	7,250	7,301	7,351	7,402	7,453	7,505	7,557	7,609	7,660	7,712	7,762	㉑ + ㉒ + ㉓: 浄化槽人口	
対象人口 (合計)			7,928	7,930	7,932	7,934	7,936	7,938	7,940	7,942	7,944	7,946	7,948	7,950	7,952	7,954	7,956	7,958	7,960		